

Graduate School of Law

TEACHING STAFF 2026

中央大学大学院 教員紹介

| 法学研究科

法学研究科

【備考：指導教授の希望について】 ※本研究科受験予定の方は下記の点にご注意ください。

- 印は2026年度休講（研究促進期間等）。
- *印は2027年3月退職予定のため、指導教授に希望できません。
- ◎印は2027年度休講予定のため、原則として指導教授に希望できません。
- ★印は2028年3月退職予定等のため、2028年度に指導教授の変更が必要となります。
- (前)印は前期課程のみ指導教授に希望できます。
- は指導教授に希望できません。ただし（後）印の表記がある場合は、博士後期課程の指導教授には希望できます。これらは変更となる場合がありますので、ご了承ください。

公法専攻			
身分	氏名	備考	ページ
教授	牛嶋 仁		1
教授	小島 千枝		2
教授	澁谷 雅弘		3
教授	武市 周作		4
教授	谷口 洋幸		5
教授	通山 昭治	*	6
教授	徳本 広孝	○	7
准教授	西村 清貴	(前)	8
教授	橋本 基弘		9
教授	洞澤 秀雄		10
教授	松原 光宏		11
教授	山口 亮介		12

民法法専攻			
身分	氏名	備考	ページ
教授	井川 志郎		13
教授	一ノ澤 直人		14
教授	猪股 孝史		15
教授	遠藤 研一郎		16
教授（法務）	大杉 謙一	(後)	17
教授（法務）	尾関 幸美	(後)	18
教授	川田 知子		19
教授（法務）	川村 力		20
教授	木川 裕一郎		21
教授（法務）	小林 学	(後)	22
教授	小宮 靖毅		23
教授	冷水 登紀代		24
教授	鈴木 博人	★	25
教授	高田 淳		26
教授	デルナウア, マーク		27
教授	難波 譲治		28
教授	新田 秀樹	○	29
教授	野田 博	★	30
教授（法務）	野村 修也	(後)	31
教授	秦 公正		32
教授	原田 剛	*	33
教授	平泉 貴士		34
教授	三浦 治		35
教授	森 光		36
教授（法務）	米津 孝司	(後)	37
教授（法務）	笠井 修		69

刑事法専攻			
身分	氏名	備考	ページ
教授（法務）	赤城 美恵子	(後)	38
教授	石山 文彦		39
教授	四方 光		40
教授	只木 誠	*	41
教授	曲田 統		42
教授	安井 哲章		43
教授	柳川 重規		44
教授（法務）	佐伯 仁志		69

国際企業関係法専攻			
身分	氏名	備考	ページ
教授	安藤 浩一		45
教授（法務）	小坂田 裕子	(後)	46
教授	北井 辰弥		47
教授	金 彦叔		48
教授	國枝 繁樹		49
教授（法務）	佐藤 信行	(後)	50
教授	佐藤 文彦		51
教授	檜崎 みどり		52
教授	西村 暢史		53
教授	堀江 亜以子		54

政治学専攻			
身分	氏名	備考	ページ
教授	青木 裕子		55
教授	秋吉 貴雄		56
准教授	井口 暁	(前)	57
教授	磯崎 初仁		58
教授	工藤 裕子		59
教授	古賀 光生		60
教授	高橋 徹		61
教授	武智 秀之		62
教授	玉置 敦彦		63
教授	中北 浩爾		64
教授	中島 康予		65
教授	宮城 大蔵		66
教授	宮本 太郎		67
教授	山崎 望		68
教授（法学）	井関 正久		69
兼任講師	芝崎 祐典		69

共通科目			
身分	氏名	備考	ページ
教授（商学）	阿部 雪子		69
教授（商学）	山上 淳一		69
教授（文学）	尹 智鉉		69
教授（総合政策）	堤 和通		69
教授（総合政策）	宮下 紘		69
特任教授（法学）	森 健良		69
特任教授（法務）	鈴木 優		69
准教授（法学）	阿部 純子		69
准教授（法学）	エイコック, プライアン ジョンソン		69
准教授（法学）	三明 翔		69
准教授（法学）	力丸 祥子		69
兼任講師（総合政策）	グリフィス, デイヴィッド ハビディン		69
兼任講師	今福 章二		69
兼任講師	飯田 稔		69
兼任講師	岩田 太		69
兼任講師	ウルフ, レオン		69
兼任講師	オルトラニ, アントレア		69
兼任講師	兼頭 ゆみ子		69
兼任講師	川澄 真樹		69
兼任講師	木内 秀行		69
兼任講師	櫻井 成一朗		69
兼任講師	佐々木 亮		69
兼任講師	菅原 英雄		69
兼任講師	竹内 明里		69
兼任講師	竹内 雅俊		69
兼任講師	中野 玲子		70
兼任講師	中村 良隆		70
兼任講師	ヘンダーソン, サイモン		70
兼任講師	宮園 久栄		70
兼任講師	山岡 美樹		70
兼任講師	山田 美和		70



うしじま ひとし

牛嶋 仁 / USHIJIMA Hitoshi 教授

》専門分野

行政法、地方自治法、環境法政策

》研究キーワード

行政手続、行政訴訟、地方自治、環境法政策、規制研究、法の支配、比較法、トランスナショナル法

》最終学歴・学位・取得大学

アメリカ・ウィスコンシン大学ロースクール（LL.M.）修了 中央大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得満期退学

》問い合わせ先

[こちらのフォームよりお問い合わせください。](#)

》リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

私は、学部ゼミ(演習)において、憲法が定める手続的デュー・プロセスの柔軟さと人権保障に果たしている役割に魅せられて大学院に進学し、これまで「行政活動の手続的規制」に関心を持ってきました。「自由の歴史の大部分は、手続的保障遵守の歴史である」(合衆国最高裁フランクfurter裁判官)からです。行政手続・訴訟は、正義を実現する法の支配の一側面ですから、それを考える際には、立法、行政、司法の役割が厳しく問われ、判例・学説のダイナミクスを見ることが出来ます。それには、国境を越えた普遍性及び各国法の固有性並びに相互影響があります。そして、その実態解明には、未知を知り既知を改める楽しみと明晰な論理にふれる感動があります。判決における裁判官の個別意見が未だ現れていない法的論点を指摘し、それが後の事例で顕在化した場合や新たな社会事象について伝統的な学説のイノベーションを見る場合などは、その逞しい想像力と創造性に魅せられ、感激し、ささやかながらその営みに与したいという意欲が湧いてきます。

アメリカ留学では、「法と社会(Law and Society)」研究の重要性を知りました。書物に書かれた法と社会における(生きた)法の違いを考える視点、社会実態を見て法の理論を考える必要性、法を社会改革のために利用する発想を学びました。「法の生命は、論理ではなく、経験である」(合衆国最高裁ホームズ裁判官)ことにふれたわけです。公的扶助の停止前聴聞(行政手続)を観察するため、審理官の車に同乗し、遠く地方の会場まで足を運びました。

その後、行政手続を通して「環境法政策」に関心を持つようになりました。環境法政策においては、世界で最先端の公的規制・政策に関する議論が行われるからです。その場合にも、社会における法の機能や人々の規範意識、手続法上・実体法上の各規制の相互関係が問題となります。廃棄物処理施設設置に関わる住民説明会(条例に基づく)の観察などを行いました。そして、その関心は、経済・社会のしくみ・変化と関わる土壌汚染対策や持続可能な発展のためのメカニズムである環境影響評価手続に広がりました。気候変動は、グローバル社会および日本社会において、市民生活を含む社会全体を大きく変革する契機となっていますので、研究中の気候変動訴訟では、立法、行政、司法の役割が厳しく問われています(手続的デュー・プロセス訴訟と同様)。

さらに、現在は、海外での法学教育担当の経験により、日本の制度・研究のグローバル社会への貢献(Law and Development)、EUに見られるような多層的な法構造、グローバル社会で見られる法規範の副次的効果・事実上の規制、国境を越えた法規範の相互影響の実態解明などについて強い関心を持っています。

研究は、小宇宙であり、その深みと広がりには限界はありません。今後は、これまで構築した各国研究者とのネットワークを利用して、次世代を担う中堅・若手研究者とともに国際共同研究を展開させ、進行中の研究(気候変動法政策)が ESG を旨とした社会形成の基礎になるよう努めたいと考えています。

◆主な論文・著書

- 「行政の配慮義務について」法学新報 130 巻 7・8 号、2024 年。
- 『アメリカ気候変動法と政策』(共編著)勁草書房、2021 年。
- 「国境を越える環境規制の諸相」『法化社会のグローバル化と理論的実務的対応』中央大学出版部、2017 年所収。
- 『日米欧金融規制監督の発展と調和』(編著)中央大学出版部、2016 年。
- “Administrative Law and Judicialized Governance in Japan,” in Tom Ginsburg & Albert H. Y. Chen, eds., Administrative Law and Governance in Asia: Comparative Perspectives, Routledge, 2008.

◆主な担当科目

専門導入B(留学生のための日本法入門)、行政法特講1(A)、行政法演習1(A)、行政法特講2(A)、行政法演習2(A)、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1(行政法)、特殊研究2(行政法)、特殊研究3(行政法)、特殊研究4(行政法)

◆メッセージ

大学院の魅力は、様々な領域の専門家と何事にもとらわれずに議論できることです。みなさんが、このようなサンクチュアリ(聖域)の性質を最大限生かして、今後の人生と社会貢献について、かけがえのない羅針盤と専門性を身につけることができるよう期待しています。研究の目的は、「見えないものを見る」ことです。混沌としたグローバル社会において、私たちの学び・研究とは何か、ともに悩み、考え、議論したいと考えています。



こじま ちえ
小島 千枝 / KOJIMA Chie 教授

〉 専門分野

国際法

〉 研究キーワード

海洋法、海洋環境の保護、海洋と人権、海洋安全保障

〉 最終学歴・学位・取得大学

法学博士（J.S.D.）（イエール大学）

〉 問い合わせ先

ckojima.253@g.chuo-u.ac.jp

〉 リンク

[研究者情報データベース](#)

◆ 研究内容の紹介

私の研究分野は国際海洋法です。より正しく表現するならば、国際法の一分野としての国際海洋法を研究しているというよりも、海洋をめぐる今日的課題に対処することのできる国際法理論を追及しているといった方がよいでしょう。具体的には、海洋環境の保護、海洋における人権保障、海洋安全保障などのテーマを通じて、国際海洋法自体がどのような発展可能性を持っているのか、また他の国際法分野の条約とどのような適用関係にあるのかについて関心を持って研究しています。

最近の研究の一例を挙げてみましょう。海の憲法といわれる「海洋法に関する国際連合条約」（国連海洋法条約）は、1982 年に採択されました。採択当時、気候変動によりもたらされる海面上昇や海洋酸性化等が海洋環境に与える問題は想定されていませんでした。海洋環境の保護・保全に関する同条約第 12 部にある海洋汚染の防止・軽減・規制のための規定は、油などの物質的な海洋汚染を想定したものでした。しかしながら、地球温暖化ガスの排出によりもたらされる海面の酸性化や海水温度の上昇は、海洋生態系にも大きな影響を与えており、国家は海洋生態系保護のための積極的な措置をとる必要性に迫られています。地球温暖化ガスの排出それ自体は「気候変動に関する国際連合枠組条約」（気候変動枠組条約）とその履行協定であるパリ協定によって規律されていますが、これらの条約には気候変動による悪影響から海洋環境を保護することについての規定は含まれていません。気候変動は一例に過ぎませんが、時の経過とともに変化する海洋環境を保護する必要性を認識し、国連海洋法条約を発展可能性のある枠組条約として捉える立場が広がり、同条約第 12 部を他の普遍的な環境条約に照らして発展的に解釈する国際判例も出てきています。

今後、減少し続ける海洋資源の獲得をめぐる国家間の争いや海洋経済（blue economy）の発展がますます注目されることでしょう。国際海洋法は、海洋環境の保護・保全を基本原則とした海洋利用のための法的枠組みであるとともに、海洋における紛争の平和的解決のための礎として、重要な研究分野であり続けることを確信しています。

◆ 主な論文・著書

- “Marine Scientific Research and Informal Lawmaking”, in: *Unconventional Lawmaking in the Law of the Sea* (Natalie Klein ed., Oxford University Press, 2022), pp. 233-249.
- 「IUU 漁業に対する沿岸国の法執行措置についての一考察」『法学新報』128 巻 10 号、2022 年
- 「海洋再生可能エネルギーをめぐる国連海洋法条約上の課題」『国際法研究』第9号、2021 年
- “The Duty to Cooperate in the Protection and Preservation of the Marine Environment”, in: *Cooperation and Engagement in the South China Sea and Asia Pacific Region* (Myron H. Nordquist, John Norton Moore, and Ronán Long eds., Brill, 2019), pp. 125-138.
- “Climate Change and the Protection of the Marine Environment: Food Security, Evolutionary Interpretation, and the Novel Application of Dispute Settlement Mechanisms under the United Nations Convention on the Law of the Sea”, in: *Global Environmental Change and Innovation in International Law* (Neil Craik, Cameron Jefferies, Sara Seck, Tim Stephens eds., Cambridge University Press, 2018), pp. 138-157.

◆ 主な担当科目

特殊講義(International Law From Japanese Perspectives), 特殊講義(Contemporary Challenges in the Law of the Sea), 国際公法特講1(A), 国際公法演習1(A), 国際公法特講2(A), 国際公法演習2(A), 研究指導論, 研究報告論1, 研究報告論2, 特殊研究1(国際公法), 特殊研究2(国際公法), 特殊研究3(国際公法), 特殊研究4(国際公法)



し ぶ や まさひろ
渋谷 雅弘 / SHIBUYA Masahiro 教授

〉 専門分野

租税法

〉 研究キーワード

資産課税、相続税、財産評価、地方税

〉 最終学歴・学位・取得大学

東京大学法学部卒

〉 問い合わせ先

s.masahiro001a@g.chuo-u.ac.jp

〉 リンク

[研究者情報データベース](#)

◆ 研究内容の紹介

今日の社会においては、租税は重要な役割を果たしています。日本の財政は、租税負担率28%、国民負担率46%という数字が示すように、国民経済の中で大きな割合を占めていますが、これは主に租税によって賄われています。国や地方自治体がどのような政策分野に税金を投入するか、そのために必要な税負担を、国民・住民がどのように分担するか、これらは政治・政策の中心的問題です。

また、企業でも個々の家庭でも、今日では税負担を考慮した上で経済活動を行うことが当たり前になっています。皆様のご家庭でも、消費税等の税率引き上げの前に保存のきく物を買いだめする、貯蓄・投資の際に減税措置を利用できるかどうか調べる、ふるさと納税制度を利用して地方自治体に寄附をするといったことがあったのではないのでしょうか。また、職業に関していえば、税務を直接行う者でなくても、例えばビジネスマンであれば自分が関わる事業に関する税制について、公務員であれば自分が担当する政策分野に関わる税制について、一定の知識を持つことが必要になっています。

このような重要性を持つ租税は、経済学、政治学、社会学など様々な観点から研究対象とすることができますが、その中でも法学の観点から租税を研究するのが租税法です。

租税法には、次のような特徴があります。第1に、租税法の研究においては、関連する法分野についても調査・研究をすることが重要になっています。租税は、企業の取引など様々な経済活動に対して課されますが、それらに対しては租税法以外の多くの法令によって私法上のルールや行政上の規制が定められています。これらのルールについて十分に調査・研究をしなければ、経済活動に対する課税について考えることができません。逆に、租税法以外の法分野を研究する際にも、税制との関係が深い分野においては、租税法について一定の知識を持つことが求められています。

第2に、上記の通り租税は様々な観点から研究対象とすることができますが、これらの隣接する学問分野との関連性も重要なものです。特に、今日では、租税法の研究においても、税制の経済分析は欠かせないものとなっています。

第3に、租税法は、様々な法分野の中でも、実務の重要性が高い分野です。日本には国税・地方税を合わせて多くの租税が存在しており、その執行のために、国税庁に約5万6千人、税関に約1万人の職員がおられます。それ以外にも、各地方自治体にそれぞれ、地方税の課税を担当する職員がおられます。さらに、税務の専門家である税理士は、全国に約8万人いらっしゃいます。税務の分野ではこれだけの人数の専門的実務家が必要とされているわけです。

◆ 主な論文・著書

- 「租税法における後発的事由」増井良啓ほか編『中里実先生古稀祝賀論文集 市場・国家と法』（有斐閣）、2024年8月
- 「無償取得資産の取得費」渋谷雅弘ほか編『水野忠恒先生古稀記念論文集 公法・会計の制度と理論』（中央経済社）、2022年3月
- 「相続税・贈与税の国際的問題」中里実ほか編『デジタルエコノミーと課税のフロンティア』（有斐閣）、2020年12月
- 『ケースブック租税法〔第6版〕』（共著）弘文堂、2023年9月
- 『租税法演習ノート〔第4版〕』（共著）弘文堂、2021年3月

◆ 主な担当科目

租税法特講1(A)、租税法演習1(A)、租税法特講2(A)、租税法演習2(A)、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1(租税法)、特殊研究2(租税法)、特殊研究3(租税法)、特殊研究4(租税法)

◆ メッセージ

租税法を専攻分野とする学生のほか、税制に関連する分野を専攻する方々、税務に関する専門的職業人をめざす方々のご参加を期待しております。



たけち しゅうさく
武市 周作／TAKECHI Shusaku 教授

〉専門分野

公法学

〉研究キーワード

憲法、基本権の客観法的内容、価値秩序としての憲法、基本権保護義務、日曜日祝日保護、ドイツ連邦憲法裁判所制度

〉最終学歴・学位・取得大学

中央大学大学院法学研究科博士後期課程満期退学 修士（法学）中央大学

〉問い合わせ先

[こちらのフォームよりお問い合わせください。](#)

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

これまでドイツ法を比較の対象として、憲法上の権利（基本権）の客観法的内容を中心に研究してきました。憲法は国家の基本権であり、その規範は国家を拘束するものですから、国家が個人の基本権を侵害した場合には、個人は権利救済を求めることができます。基本権には、このような主観的権利としての性格だけでなく、客観法的な性質が認められると考えられます。ここでいう基本権の客観法的内容は、単に国家は基本権を侵害してはならないという客観的な義務を超えた作用が導かれると考えられます。例えば、対国家的権利たる基本権が、私人相互間を規律する私法の解釈・適用に影響するという「私法への照射効」や、国家とは異なる第三者（例えば、企業や個人）が、国民の憲法上の権利侵害を行った場合に、その国民の基本権を保護する義務を国家が負うという「基本権保護義務」などが挙げられます。

基本権保護義務は、ドイツの連邦憲法裁判所が判例で認めてきたもので、ドイツでは学説でも様々な議論がありながらも受け入れられています。例えば、空港の周辺住民の健康という基本権を保護するために、国家が、飛行機の離発着を差止めたり、時間制限を設けたりする義務を負うかといった議論ができます。これは、原子力発電所を設置する電力会社や、在日米軍も含めた軍事基地などにも当てはまります。他にも、ハイジャックされた飛行機を国民の生命を保護するために軍隊が撃墜する権限や、コロナ禍対策についても、保護義務に基づいた考察できる場面があるでしょう。

基本権の核心である自由権の発想では、国家は個人の自由に対する「侵害者」になりうる存在です。これに対して、基本権保護義務では、国家は、第三者からの「保護者」として把握されます。しかし、保護が行き過ぎれば、過剰な侵害となるおそれもあります。それは自分たちのことは自分たちで決めるという私的自治の原則を侵すおそれもあります。基本権の客観法的内容から基本権保護義務を導いたからといって、常に一方の当事者が保護される結論ばかりが導かれるのではなく、その限界はどこにあるのかを探っていかなければなりません。さらに、保護義務を求める個人の主観的保護請求権を認めうるかについても考察する価値があると考えています。

ドイツ法を比較の対象とする場合、法律や国家の行為の違憲審査のみを行う連邦憲法裁判所の制度理解は欠かせません。大学院で研究を始めたときから、比較法研究所の連邦憲法裁判所制度の研究グループに所属してきました（その成果として、工藤達朗・畑尻剛編『ドイツの憲法裁判〔第2版〕』（中央大学出版部、2013））。

◆主な論文・著書

- 工藤達朗・小山剛・武市周作編『憲法裁判の制度と実践』（信山社、2023年7月）
- 「基本法上の日曜日及び祝日の保護と主観的権利性」東洋法学 63巻2号（2020年3月）183-205頁
- 「価値秩序論と基本法における憲法上の価値」ドイツ憲法判例研究会編『講座 憲法の規範力第3巻 憲法の規範力と市民法』（信山社、2020）
- 「行政に対する基本権上の保護請求権」ドイツ憲法判例研究会編『講座 憲法の規範力第4巻 憲法の規範力と行政』（信山社、2017年）
- 『ドイツ憲法の道程』（慶應義塾大学出版会、2022年）（共訳）

◆主な担当科目

研究倫理・研究方法論（法学）、専門導入B（留学生のための日本法入門）、憲法特講1（A）、憲法演習1（A）、憲法特講2（A）、憲法演習2（A）、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1（憲法）、特殊研究2（憲法）、特殊研究3（憲法）、特殊研究4（憲法）

◆メッセージ

今日公法学が取り組むべき課題は数多くあり、研究の必要性は高まるばかりです。また、研究を進めるにあたっては、グローバルな視点を欠かすこともできません。法学研究科で、諸外国との比較を通じて、共に専門的に研究していきましょう。



たにぐち ひろゆき

谷口 洋幸／TANIGUCHI Hiroyuki 教授

＞ 専門分野

国際人権法、ジェンダー法

＞ 研究キーワード

LGBTQ、ジェンダー、人権、同性婚、性別承認、差別

＞ 最終学歴・学位・取得大学

中央大学大学院法学研究科公法専攻博士後期課程修了、博士（法学）

＞ 問い合わせ先

[こちらのフォームよりお問い合わせください。](#)

＞ リンク

[研究者情報データベース](#)

<https://researchmap.jp/hy-taniguchi>

◆ 研究内容の紹介

専攻は国際人権法およびジェンダー法であり、主な研究テーマは性的指向・性自認(SOGI)にもとづく差別禁止と性的マイノリティ／LGBTQ+の権利保障です。私の研究の根幹は、第二次世界大戦後に構築された人権保障システムにおいて長らく「取り残されてきた」人々の課題を、普遍的な人権の視座から捉え直し、国内の法政策や司法判断へと実装していくかという点にあります。

主たる分析素材として、ヨーロッパ人権裁判所の精緻な判例実践や、国連における SOGI 決議、および国際人権法の有権解釈としての意義をもつ「ジョグジャカルタ原則」の形成プロセスを扱っています。これらの国際的な知見を鏡として、日本の「性同一性障害特例法」が課す生殖不能要件や非婚要件が、身体の一部性の尊重や人格的自律の観点から孕む課題を早期から指摘してきました。また、近年広がりを見せる自治体のパートナーシップ制度や、現在各地で争われている「婚姻の平等(同性婚)」訴訟についても、国際基準に照らした国の「積極的義務」という観点から理論的な検討を加えています。

近年の展開としては、単一の属性のみならず、性別、性的指向、障害、民族などが重層的に交差して発生する「複合差別(交差性／インターセクショナリティ)」の視点を重視しています。また、コロナ禍のような事態が性的マイノリティの家族生活に与えた影響を調査し、社会制度から疎外された人々が直面する「増幅された脆弱性」を分析するなど、社会の要請に応える実証的な研究も行っています。

私の研究は、国際基準と国内法が相互に対話し人権保障を積み上げていく「多層的立憲主義」の立場から、誰もが尊厳をもって生きられる社会の法的基盤を追究するものです。人権を単なる道徳ではなく、国が遵守すべき実効的な「使いこなすべきツール」として機能させるための理論構築を目指しています。

◆ 主な論文・著書

- 『性的マイノリティと国際人権法：ヨーロッパ人権条約の判例から考える』日本加除出版・2022 年
- 「同性間のパートナー関係をめぐる日本法の現在地：比較法・国際法の視点から」『家庭の法と裁判』48 巻・2024 年
- 『アクティブラーニング国際人権法』法律文化社・2025 年(共編著)

◆ 主な担当科目

国際法、国際人権法

◆ メッセージ

人権は「思いやり」という道徳ではなく、国が負うべき「法的義務」です。私の専門は性的マイノリティの権利保障ですが、そこで追求しているのは、国際基準を「使いこなす」ことで社会の不均衡を問い直す理論と実践です。大学院は、既存の価値観を疑い、普遍的な尊厳を守るための知的な武器を磨く場所です。専門を問わず、社会の現実と誠実に向き合い、変革を志す皆さんの挑戦を応援しています。



とおりやま しょうじ

通山 昭治／TORIYAMA Shoji 教授

＞専門分野

現代中国法、現代中国法史

＞研究キーワード

憲法監督、「党憲」体制、監察、党による立法の指導

＞最終学歴・学位・取得大学

東京都立大学大学院社会科学部博士課程退学法学修士（東京都立大学）

＞問い合わせ先

[こちらのフォームよりお問い合わせください。](#)

＞リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

私はこれまで中華人民共和国（以下「中国」）の人民司法（法院・検察院・人民参審制等）を中心に研究を進めてきましたが、中国における司法の独立の問題を最後に、1982年現行中国憲法の原点をはじめ、現代中国憲法史にその重点を移して研究を行ってきました。その後、2018年改正中国憲法の登場を受けて、現在の研究テーマと問題関心はいわゆる「党憲」体制（“Party-Constitution” System）、すなわち中国共産党（以下「党」）の党規約を頂点とする党内法規の体系と憲法を頂点とする法律・法規・規則等の国法の体系の接続体制の構造的な特色などにあります。

他方で最近では、「中国行政監察史論（1986～2010）」を書き上げました。そこではまず「中国における党の規律検査と行政監察」の密接な関係を前提として、行政機関などを含む国家機関の「党組」（党委）の設置については、党政分離を掲げた1987年の13回党大会における「党規約」の改正で党組を置く「中央および地方の国家機関」が「各級人民代表大会」に限定され、行政・司法機関がそこから除外されました。その後、1989年の第2次天安門事件後の「逆コース」（計画経済よりも市場経済、民主よりも独裁）へむかう過渡的な1992年の14回党大会における「党規約」の改正で、さきの2つの除外がはずされ、もとに戻されました。

これを受ける形で、「党政分離」期における「中国行政監察の自立化の試み」として、中央規律検査委・監察部の1988年の「通知」で「中央の政治システム改革の精神にもとづき、各級政府部門の党組および規律検査組は、一步一步取り消されるであろうし、中央および省・自治区・直轄市の政府業務部門には、監察業務の必要により、行政監察機構が設置されるであろう」とされましたが、その後第二次天安門事件を受けて、「中国行政監察の自立化の中断」では、1989年12月の「李鵬同志の講話」を転機に、中共中央規律委の1991年の「規定（試行）」で「党政分離」から「党政分業」への後退という「逆コース」を促す形でさきにいったん廃止された「党組」や「党組の規律検査組（規律委）」などの復活が図られました。最終的には、「党政分業」に後退したうえで、さらに1993年1月から、中央規律検査委と監察部の「合署辦公」（1つの機構・2つの看板）化という「中国行政監察の自立化」はあえなく挫折しました。

ちなみに、私は中国「行政規律監察」の概念などを重視しております。つまり狭義の行政監察である「行政規律監察」を中核とする広義の中国行政監察法制の「整備」（1997年「行政監察法」の制定）と「展開」（2004年の同「实施条例」の制定）の具体的な内容を確認したうえで、「行政監察職能の強化について」まとめ、さらに、2010年の改正法の内容にふれました。

いずれにせよ、2018年の監察法の問題を含め、中国社会の発展において同年の改正中国憲法における「党政合一」ではなく、1980年代後半の「党政分離」の正しい方向にたちもどるべきであると考えています。

◆主な論文・著書

- 「中国行政監察史論（1997年－2010年）」（『法学新報』第127巻第12号、2021年4月）
- 「続中国『党憲』体制とその構造」（『比較法雑誌』第55巻第3号、2021年12月）
- 「中国『党憲』体制とその構造（3）」（同上第56巻第2号、2022年9月）
- 「中国『党憲』体制とその『憲政』」（同上第57巻第1号、2023年6月）
- 「現代中国監察制度論」（『法学史林』第122巻第4号）
- 「続現代中国監察制度論」（『比較法雑誌』第59巻第1号）
-

◆主な担当科目

外国法研究1(D),外国法研究2(D),研究指導論,研究報告論1,研究報告論2,特殊研究1(外国法),特殊研究2(外国法),特殊研究3(外国法),特殊研究4(外国法)

◆メッセージ

これまでの、現代中国法の特に中国憲法や中国刑法等の公法を中心に講義などを行っております。とくに新型コロナ下には、オンラインで、2021年度は前期課程で、中国の憲法実施の監督、党による立法にたいする指導、中国の改正全国人大組織法・立法法・監督法・監察法・監察官法・監察法実施条例等を順次取り上げていきました。その後、対面授業にもどり、今年度では、前期は韓大元著『1949年共同綱領制定過程』をテキストとして使用します。また後期は「現代中国監察制度論」を講義します。



とくもと ひろたか

徳本 広孝 / TOKUMOTO Hirotaka 教授

〉専門分野

行政法

〉研究キーワード

学術法、情報法、ドイツ行政法

〉最終学歴・学位・取得大学

東京大学大学院法学政治学研究科博士後期課程単位取得退学・修士（法学）

〉問い合わせ先

[こちらのフォームよりお問い合わせください。](#)

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

国や地方公共団体などの行政の担い手（行政主体）は、法律に則って、行政目的を達成するために様々な行為形式を用いて市民に働きかけます。時にはその働きかけが違法ではないかと疑問が呈され、市民がそうした活動に不満を覚えて訴訟が提起されることもあります。行政主体と市民との間で生ずる紛争を解決する役割を担うのが裁判所です。裁判所は、行政活動をめぐって生ずる紛争を解決するための理論を形成していき、当該理論は研究者の検討対象となります。これらの営みが行政法学の中身を充填していきます。行政活動一般に通用する理論は、行政法総論という領域をなしています。もっとも、個々の紛争は、実は個別の行政領域で生じており、その領域には様々な法令が存在しています。行政活動の個別の領域を指して、個別行政法ということがあります。すなわち、個別行政法で生じた理論が行政法総論を形成していくというわけです。個別行政法は多岐にわたります。租税法、経済法、教育法、社会保障法及び環境法等は、行政法総論を形成する理論の供給源ですが、それ自体固有の法領域を形成するほどに個性的です。これら個別行政法は、行政法総論を超えて独自の理論を生み出しており、すでに独立した学問領域になっています。行政法学者は、得意とする個別行政法領域についても詳しい方が少なくありません。行政法総論と個別行政法は、相互に影響を与えて発展していくこととなります。私は行政法学者として行政法総論の発展・形成に関心をもっていますが、しばしば行政法学者がそうであるように、個別行政法の領域にも関心があります。私は、現在、学術研究に関する法、情報法、公的団体の法的規律、士業関係の法制度等について研究をしています。これら個別行政法の研究は、日本の行政法総論を形成していきますが、日本の行政法学は外国法研究を通して発展してきた歴史もあります。外国法研究もまた行政法総論の内容を形成していく重要な理論的供給源です。これまで私は主にドイツの行政法を比較検討の対象としてきました。

◆主な論文・著書

- 「行政法学における苦情処理の位置づけ」斎藤誠＝山本隆司編『宇賀克也先生古稀記念 行政法の理論と実務』（有斐閣、2025 年）511-527 頁
- 「大学改革と大学の自治—令和 5 年国立大学法人法改正による組織変更の分析」ジュリスト 1598 号（2024 年）98-103 頁
- 「学会、日本公法学会についてのあれこれ」法学新報 130 巻 7・8 号（2024 年）67-88 頁
- 「ベルリン科学アカデミー解散法の公法学的検討」工藤達朗ほか編『憲法裁判の制度と実践』（尚学社、2023 年）189-207 頁
- 「比較行政法学に関する一考察」共編著『現代行政訴訟の到達点と展望』（日本評論社・2014 年）77-94 頁
- 単著『学問・試験と行政法学』（弘文堂・2011 年）

◆主な担当科目

行政法特講1(B),行政法演習1(B),特殊研究1(行政法),特殊研究3(行政法)

◆メッセージ

行政法は様々な行政領域にかかわっていますので、行政作用法及び行政救済法の一般法理に関わるテーマだけでなく、個別法領域に関心がある学生も歓迎します。



にしむら きよたか

西村 清貴／NISHIMURA Kiyotaka 准教授

〉 専門分野

法思想史・法哲学

〉 研究キーワード

法実証主義、新カント主義、一般法学

〉 最終学歴・学位・取得大学

博士(法学)(早稲田大学)

〉 問い合わせ先

knishimura130●g.chuo-u.ac.jp

〉 リンク

[研究者情報データベース](#)

◆ 研究内容の紹介

法思想史といわれる学問分野の中でも、19 世紀以降のドイツ法学史を中心に研究を行ってきました。現在の観点から振り返ってみると、私の研究の中心において存在するのは、「法実証主義」という概念であるように思われます。従来、近現代のドイツ法学を取り扱う法思想史・法史学の研究者の多くは、「法実証主義」という用語がこの時代のドイツ法学を理解するためのキーワードだと考えてきました。しかし、いくら敷衍して見るならば、各論者の用いる「法実証主義」という用語には統一的な意味はありません。むしろ、自身の関心に応じて、「法をもつばら事実として把握する立場」を指すものとしてこの言葉を用いる論者もいれば、「裁判官が実定法に拘束されるべきことを主張する立場」を指すものとしてこの言葉を用いる論者もあり、さらに「各国・各時代を問わず法というものが持つ法の構造を明らかにしようとする立場」を指すものとしてこの立場を用いる論者もいます。これらはそれぞれ異なった立場であり、しばしば、相互に対立することもあります。このことは従来の研究においては十分に意識されてきませんでした。これらの点を踏まえて、19 世紀ドイツ法学の実像により適切に接近することが近年の私の研究課題です。

◆ 主な論文・著書

- 「ラートブルフ・テーゼ」、成文堂、2022 年
- 「法思想史入門」、成文堂、2020 年
- 「近代ドイツの法と国制」、成文堂、2017 年

◆ 主な担当科目

法思想史研究1(A)、法思想史研究2(A)

◆ メッセージ

担当教員が院生諸氏に伝えられるのは、専門分野に関する諸々の知識そのものというよりも、テキストの読み方であると考えています。テキストを読む際は、その著者がそのテキストを、どのような問題意識を持って、どのような社会的背景を前提として、どのような議論を批判することを念頭に置いて、どのような読者に向けて執筆したかを理解することが肝要です。これらを意識することは、法思想史のみならず、どのような分野においても、研究を進めるにあたり有用でしょう。



はしもと もとひろ

橋本 基弘／HASHIMOTO Motohiro 教授

＞専門分野

公法学

＞研究キーワード

憲法、表現の自由、結社の自由、地方自治、違憲審査制度、アメリカ憲法、参加民主主義

＞最終学歴・学位・取得大学

中央大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得博士（法学）（中央大学）

＞問い合わせ先

mhashimoto001s@g.chuo-u.ac.jp

＞リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

中学に入る前に、男子生徒は丸刈りにされた時代がありました。私の通った学校もそうでした。いまだに丸刈りにしなければならない理由はわかりません。このもやもやした気持ちを持ちながら中学校時代を過ごしたせいか、慢性中二病が治りません。高校に進学し、たまたま立ち寄った書店で鶴飼信成『憲法と裁判官』（岩波新書）とめぐり合いました。自由を守るために生涯をささげた合衆国最高裁の裁判官たちの姿が生き活きと描かれた本書が、自分の進む方向を決めました。

大学に入り、尊敬できる先生と出会いました。自分の考えを押し付けず、学生を伸ばすためには何をアドバイスすればよいのか、いつも考えているような先生たちでした。恩師と呼べるこの先生たちによって、研究者の道を選びました。恩師を超えるのは困難ですが、「先生からもらった学恩は学生に返すものだ」と心して教壇に立っています。

修士論文は、「営利広告の自由」を扱いました。幸運にもこの論文が私を世に出してくれました。26歳のことでした。それ以来、表現の自由は私のライフワークの一つになっています（これらの論文については、『表現の自由 理論と解釈』（中央大学出版部）にまとめています）。

この論文によって地方公立大学に職を得ることができた私は、自治体の職員の方たちから、現実には起きている問題へのアドバイスを求められることが多くなりました。条例づくりをお手伝いしたり、審議会の委員を断ることなく務めました。これが私を鍛えてくれました。地方自治に関するテーマはこのような縁をきっかけに手がけたものです。

一方で、「人が望まないことを強制されるのはどうしてか」という積年のテーマが頭を離れないでいたことも確かです。自治体の仕事を手伝う傍らで、「強制加入団体と個人の自由」についても考え続けていました。群馬司法書士事件を手伝ってくれないかとの話が来たのはそのようなときでした。この縁で、『近代憲法における団体と個人』（不磨書房）を博士論文として提出しました。同時に、広島市で暴走族を追放する条例が制定され、ある青年が逮捕起訴されたのだけれど、この事件に関わってくれないだろうかとの話を受けたのもこの時期です。後に、担当された弁護士の方と「裁判には負けたけれど、最高裁判例を作りましたね」と話したことがあります。

ともすれば頭でっかちになりがちな私に、現実の問題ときちんと向き合うことを教えてくれたのは、いつも「縁」でした。ニュートンやアインシュタインではないので、私の名前はいずれ時間とともに消え去っていきます。けれども仕事は残ると信じて、また仕事に向き合わなければと意を新たにしています。

◆主な論文・著書

- 『日本国憲法を学ぶ 第2版』（2019年・中央経済社）
- 「解散権制約の法理」法学新報 127 巻 1 号（2020 年）
- 「会社の言論」法学新報 127 巻 11 号（2021 年）
- 「都市公園利用権と集会規制」都市問題 107 号（2016 年）
- 「市議会議員政治倫理条例の合憲性」ジュリスト平成 26 年度重要判例解説

◆主な担当科目

憲法特講1(B), 憲法演習1(B), 憲法特講2(B), 憲法演習2(B), 研究指導論, 研究報告論1, 研究報告論2, 特殊研究1(憲法), 特殊研究2(憲法), 特殊研究3(憲法), 特殊研究4(憲法)

◆メッセージ

憲法は条文数が少ないため、理屈で埋め合わせなければならない分野です。であるから、自由度が高く、自分のスタイルで研究を進める余地は広いと思います。中大の憲法学は、このような自由さが特徴です。志ある方は、ぜひ門をたたいてみてください。

ほらさわ ひで お

洞澤 秀雄／HORASAWA Hideo 教授



〉 専門分野

都市法、環境法、行政法

〉 研究キーワード

当事者自治と法、地域ルール、洋上風力と法、脱炭素と法

〉 最終学歴・学位・取得大学

早稲田大学大学院政治学研究科博士課程単位取得退学

修士（政治学）（早稲田大学）

〉 問い合わせ先

hhorasawa668●g.chuo-u.ac.jp

〉 リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

行政法、特に都市法・環境法について、イギリスの行政法や都市法・環境法との比較法研究を通じて研究をしています。最近は、土地利用や空間利用における当事者参画や当事者自治に関して、その法的規律のあり方についての研究を進めています。と、分かりにくく言ってしまいましたが、実際にはこんな感じです。

都市分野において、地域の管理に関する「地域ルール」や「エアーマネジメント」、その場としての地域の「協議会」といったものが近年制度化されてきています。これらは地域の事業者や住民を当事者として、地域の人々に関わる事（地域的な公共性のある事柄）について、当事者の自治や参画の下で決定し、実施してゆくことを認めるものです。これ自体は望ましいことかもしれませんが、行政法の観点からすると課題があります。というのは、公共的な決定が利害関係をもつ当事者によって決定され、実行されているため、特定の当事者に有利な、または不利な決定がなされて実行される危険性があるためです。そうしたことが起きないように、つまり公共的決定が適切になされるように、法的に規律をする必要があります。具体的には、透明性の確保、説明責任、当事者と行政との距離の確保といった観点から規律が求められるでしょう。公共的決定において当事者の自治や参画がより一層認める制度が増えてゆかなかで、このように当事者に委ねるがゆえに、行政法の観点から求められる法的規律について研究をしています。こうした都市法の研究とともに、都市法の観点からの環境法の研究もしており、脱炭素に対する都市計画法制の寄与と限界、陸上・洋上風力発電所の立地調整や環境影響評価、海洋空間計画など、環境法におけるテーマについて都市計画や空間計画といった観点からアプローチをしています。

いずれの研究も、現代的な社会課題を念頭に、どのような法的規律が要請されるか、また、政策目的に対して法がどのように寄与するかという関心に基づくものです。それゆえ、国や自治体などでの具体的な制度設計において寄与できるかも知頭の片隅におきながら、研究をしています。

◆主な論文・著書

- 「協議会に関する法的考察—公私協働、行政計画の視点から(1)、(2・完)」『南山法学』41 巻 2 号、3・4 号(2018 年)
- 「地域ルールと行政法—まちづくり条例におけるまちづくり計画を中心に」『行政法研究』37 号(2021 年)
- 「エアーマネジメントと法：都市再生特別措置法における都市再生推進法人、占用許可特例を中心に」『南山法学』45 巻 3・4 号(2022 年)
- 「カーボンニュートラルに対する都市計画・土地利用計画の寄与」『環境法政策学会誌』26 号(2023 年)
- 「都市開発における公共貢献に係る法的考察：イギリスにおける計画協定・計画義務、地域インフラ負担金を参照して」法学新報 130 巻 7・8 号(2024 年)

◆主な担当科目

専門導入B(留学生のための日本法入門)、行政法特講1(D)、行政法演習1(D)、行政法特講2(D)、行政法演習2(D)、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1(行政法)、特殊研究2(行政法)、特殊研究3(行政法)、特殊研究4(行政法)

◆メッセージ

研究が面白い、楽しいと感じられていますか？僕は今でも、自分の研究や議論をしているとき、他分野の本を読んでいるときに、「面白いな～」と目からうろこが落ちる瞬間があります。

研究が中心の大学院生活では研究がつまらなくなることもあるでしょう。そんな時には、大学院進学のかきかけとなった勉強が面白いと思った時を思い出したり、友人と議論をしたり、さらには教員も利用して、研究の面白さを思い出せるといいですね。



まつばら みつひろ

松原 光宏／MATSUBARA Mitsuhiko 教授

〉専門分野

憲法解釈学全般、法哲学（主に方法論）、国家及び憲法理論

〉研究キーワード

解釈、方法、理論

〉最終学歴・学位・取得大学

法学博士（Dr. iur. Christian-Albrechts-Universität zu Kiel）

〉問い合わせ先

[こちらのフォームよりお問い合わせください。](#)

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

外国法（主にドイツ法）を参照し、本邦における解釈論上の諸問題の検討を行っている（詳細については、researchmap を参照）。比較法研究の重要性については言うまでもないが、社会的な背景の相違を考慮しない模倣や、いわゆる「示唆」活用は望ましくない、異なる社会的背景のもと、相互に解決すべき共通問題を抱えており、従ってまた、解決の方向性も各々異なりうる、現在では、そのような問題志向的・なものと、比較法研究の意義を捉えている（井田良先生のご論考を参照されたい。同「刑法学と比較法研究—極私的方法論的遍歴」比較法ニューズレター63号（2022）1頁）。

◆主な論文・著書

- Grundrechtliche Drittwirkung und Daseinsvorsorge, in: Sieckmann/Borowski/Bäcker (Hrsg.) Grundlagen der demokratischen Verfassung, Mohr Siebeck Tübingen 2025, S. 793-802.
- 「国家による市民的コミュニケーション—政党の指導的観念—」井上典之他編・棟居快行先生古稀祝賀記念論集（2025・信山社）(forthcoming)
- 「私人間効力論」小山・鈴木・毛利編・ドイツ基本権裁判の展開（2025・信山社）203-217 頁
- 「憲法概念としての政治的中立性」法学新報・亘理格教授退職記念論文集 130 巻 7=8 号（2024）149-177 頁
- Staat und Verfassung – Ein Vergleich Japan/Deutschland –, in: JöR 2023, Mohr Siebeck Tübingen, S. 187-207.
- 「感染症パンデミックにおける公法上の重要問題（一）～（三・完）—ロックダウン規制について」自治研究 99 巻 3-5 号（2023）79/104/77 頁以下
- 「ドグマティックとしての国家」法学新報・畑尻剛教授古稀記念論文集 127 巻 7=8 号（2021）447-488 頁
- Kollisionslösung durch Gesetz – Verfassung, Gesetze, Dogmatik, in: Jestaedt/Suzuki (Hrsg.), Verfassungsentwicklung III Deutsch-Japanisches Verfassungsgespräch 2019, Mohr Siebeck Tübingen 2021, S. 69-88
- Repräsentation der idealen Dimension, in: Paulson/Borowski/Sieckmann(Hrsg.), Rechtsphilosophie und Grundrechtstheorie – Robert Alexys System, Mohr Siebeck Tübingen 2017, S. 547-562.
- 「法学理論としての国民代表の観念について—理念としての代表—」工藤達朗他編・戸波江二先生古稀記念 憲法学の創造的展開（2017・信山社）283-305 頁
- Lebenspartnerschaft: Schutz durch die Verfassung, in: Jestaedt/Suzuki (Hrsg.) Verfassungsentwicklung I, Deutsch-Japanisches Verfassungsgespräch 2015, Mohr Siebeck Tübingen 2017, S. 239-247.

◆主な担当科目

憲法特講1(C), 憲法演習1(C), 憲法特講2(C), 憲法演習2(C), 研究指導論, 研究報告論1, 研究報告論2, 特殊研究1(憲法), 特殊研究2(憲法), 特殊研究3(憲法), 特殊研究4(憲法)

◆メッセージ

大学院における演習に参加し、研究指導を希望する者には、予め①外国語運用能力（ドイツ語及び英語）及び②公法の基礎知識が求められる。当然の事項に属するが、事前に留意されたい。

やまぐち りょうすけ

山口 亮介／YAMAGUCHI Ryouusuke 教授



〉 専門分野

日本法制史、近代日本法史

〉 研究キーワード

司法制度、裁判制度、近代法概念、法典翻訳

〉 最終学歴・学位・取得大学

九州大学大学院法学府博士後期課程単位取得退学

〉 問い合わせ先

yryosuke001p@g.chuo-u.ac.jp

〉 リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

日本近代法を考究する上では、いわゆる「西洋法の継受(摂取)」の諸問題を避けて通ることはできません。西洋近代法制の学習と受容を行うにあたっては、国家権力がどのような制度の下で、いかなる活動を、いかなる手続を経て行えば「近代法をもつ近代国家である」ということができるのかということ自体を学んだ上で、これを実際の法や制度に導入していくという作業が不可欠でした。もちろんこのことは、日本における近代法制の整備に際して西洋法が無前提に取り入れられたということを意味するものではありません。実体法や手続法のみならず、これらの運用の前提となる「伝統的」な社会通念や既存の法制の利用をめぐる議論を注意深く検討することが重要です。

私はこうした視角から、最近では近世～近代移行期の日本にもたらされた西洋法情報(法典のみならず、「法」や「権利」に相当する用語や概念を含むテキストや辞書を含みます)の翻訳を通じて、当時の国内における法や制度に関する諸概念を前提しながら、近代法上の諸概念をどのように認識し得たについて特に関心を持ち、箕作麟祥をはじめとする翻訳者や翻訳テキストの研究を進めています。特に日本においては、江戸期を通じた西洋との交流チャンネルとして、オランダを通じた蘭学やその延長上にある洋学の蓄積があることに注目しています。明治の初年においては『ナポレオン諸法典』の翻訳を通じたフランス法の受容がよく取り上げられますが、オランダは18世紀末から19世紀初頭にかけてフランスの統治を受けており、多くの法典をフランス法を基にして編纂したほか、フランス法学の柱をなす自然法学も同国に影響を与えていたという事実があります。こうした関係で、幕末期から明治期にかけての知識人は、蘭語学の蓄積を一定の前提としつつ近代法概念との接触を果たしていくということがわかってきており、最近ではこうした蘭学・洋学の系譜から、19世紀日本における法概念の学習・受容の端緒が得られるのではないかと考え、当時のテキストを基に分析を進めているところです。

◆主な論文・著書

- 「明治太政官復古と刑法事務課・事務局、刑法官、刑部省の形成」『北九州市立大学 法政論集』42 巻 2・3・4 号合併号・2015 年
- 「天保・弘化期のオランダ法典翻訳における burger 関連語の訳出」額定其労ほか編『法制史学会 70 周年記念若手論文集 身分と経済』慈学社・2019 年
- 「明治初年における伺のなかの西洋法」松園潤一朗編『法の手引書／マニュアルの法文化』国際書院・2022 年
- 「第 11 章 刑事法の近代的展開」出口雄一ほか編『概説日本法制史(第 2 版)』弘文堂・2023 年
- 「復古王政と近代化」岩谷十郎ほか編『よくわかる日本法制史』ミネルヴァ書房・2025 年
- 「『和蘭律書』按罪篇における民事関連用語の訳出」『比較法雑誌』59 巻 3 号・2025 年

◆主な担当科目

法史学1(A)、法史学2(A)、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1(法史学)、特殊研究2(法史学)、特殊研究3(法史学)、特殊研究4(法史学)

◆メッセージ

日本法制史学には、法学内在的な問題関心のもとに概念史的な構成を重んじる「法科派」と、歴史記述の実証性を重んじる「文科派」という大きく 2 つの研究潮流があります。最近ではこうした分類で個々の研究者が自己規定を行うことは稀ではありますが、近代「法学」という学問の枠組みを基礎として西洋との比較を行いながら日本史上の「法」の展開を探るという法学的なアプローチと、その一方における法の文化的・社会的な背景を歴史的にたどるという一般歴史学的なアプローチは、現在に至るまで法制史研究の車輪の両輪として相互に影響を及ぼし合っているということができるように思います。法史に関心を寄せるきっかけは人それぞれであると思いますが、この分野に興味を持たれた方は、是非これらのアプローチ双方に意識を向けていただければと思います。



いかわ しろう
井川 志郎 / IKAWA Shiro 教授

〉専門分野

労働法

〉研究キーワード

国際貿易・投資と労働法、ビジネスと人権、国際労働私法、労働契約準拠法

〉最終学歴・学位・取得大学

博士（法学）（中央大学）

〉問い合わせ先

[こちらのフォームよりお問い合わせください。](#)

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

私は、国際労働問題の法的規律のあり方に関心をもって研究をしてきました。例えば、一定期間海外赴任した場合、あるいは国際線の飛行機の客室乗務員のように国境をまたいで働いている場合、さらには最近注目を集めているような越境テレワークのようにインターネットを介して越境的に労務提供する場合、はたして、どの国の法律が適用されるのでしょうか。こうした問題は、一見すると、技術的で無味乾燥なものに思われるかもしれませんが、しかし、例えばどの国の最低賃金規制が適用されるかは、企業の競争力を大きく左右し得ます。そしてそれゆえに、各国の政策上の関心事にもなります。安い労働力の流入を警戒している国は、自国の規制水準の遵守を求めることになります。ところが、貿易や国際的な投資の自由化を促す観点からは、かかる規制が障壁として非難されることもあります。一見技巧的にみえる問題の背後に、国益や国際貿易秩序も絡んだ複雑な利害関係があり得るのです。

労働法上の「正義」が多面的であるがゆえに生じる、以上のような刺激的な問いに興味を惹かれる一方で、特に最近では、ある種逆のベクトルの関心も持っています。すなわち、国際的にどこでも守られるべき最低限の権利・原則があるはずであるところ、それを如何に実現できるか、ということです。例えば、児童労働の禁止、強制労働の禁止、差別の禁止といった原則は、一般に、世界のどこでも守られるべきものと考えられています。しかし、世界ではこれらの人権というべき諸原則が守られていない現実があります。そしてそうした惨状に、日本を含め各国に拠点を置くグローバル企業の活動が関係している可能性があるのです。これらのグローバル企業は、そしてその商品の恩恵を受けている私たちは、世界で起きている人権侵害あるいはそのリスクから、目を背けていてよいのでしょうか。何かしらの法的責任を負うべきなのではないのでしょうか。

以上のように、国際的な要素あるいは利害関係のある労働問題について、法学の立場から解決に貢献すべく、研究を続けています。

◆主な論文・著書

- 「育成就労外国人にも中間搾取禁止適用の確認を」季刊労働者の権利 361 号(2025 年)102-110 頁
- 「フリーランスへの団結権保障は『集团的物乞い』の承認で足りるか」日本労働研究雑誌 778 号(2025 年)54-63 頁
- 「EU 法にみる労働のアルゴリズム管理をめぐる規制の視点」季刊労働法 288 号(2025 年)168-181 頁
- 「『ビジネスと人権』と労働法」労働法律旬報 2071+72 号(2025 年)6-12 頁
- 「労契法と性差別禁止立法(雇用機会均等法・労基法 4 条)」有田謙司ほか編『労働契約法論』(成文堂、2024 年)275-297 頁
- 「ドイツの人権デューデリジェンス立法の人的適用範囲」和田肇先生古稀記念論集『労働法の正義を求めて』(日本評論社、2023 年)908-926 頁
- 「プラットフォーム就労と法適用通則法 12 条一労働抵触法上の重要概念の機能性を問う」日本労働法学会誌 135 号(2022 年)69-85 頁
- 「法の適用に関する通則法 12 条の労務提供地概念の広範性」労働法律旬報 1985 号(2021 年)41-60 頁
- 『EU 経済統合における労働法の課題～国際的経済活動の自由との相克とその調整』(旬報社、2019 年)

◆主な担当科目

特殊講義(Comparative Constitutional Law),労働法特講1(B),労働法演習1(B),労働法特講2(B),労働法演習2(B),研究指導論,研究報告論1,研究報告論2,特殊研究1(労働法),特殊研究2(労働法),特殊研究3(労働法),特殊研究4(労働法)

◆メッセージ

研究に終わりはありませんが、それを楽しめる方と、一緒に研究をしたいです。



いちのさわ なおと

一ノ澤 直人 / ICHINOSAWA Naoto 教授

＞ 専門分野

商法、会社法

＞ 研究キーワード

取締役会制度、社外取締役、コーポレートガバナンス、ハードローとソフトロー、開示規制

＞ 最終学歴・学位・取得大学

修士（法学）（中央大学大学院）・中央大学大学院法学研究科博士後期課程退学

＞ 問い合わせ先

inaoto001d@g.chuo-u.ac.jp

＞ リンク

[研究者情報データベース](#)

◆ 研究内容の紹介

株式会社は経済社会に最も利用される企業形態です。そして、会社法は、この株式会社をはじめとした会社を対象として、その設立、組織、運営及び管理について定めることで、会社をめぐる当事者間での私法上の法律関係を中心に利益調整を行うための法律です。歴史的には株式会社は、多くの人から資金を集め、その資金を生かし、働く人を雇用することで、比較的大規模な事業を運営する企業のための法制度として、設計され発展してきました。経済社会での株式会社制度の利用が広がることで、大規模な企業だけでなく様々な規模の企業にこの株式会社制度が利用され、現在は、市場で株式が取引される大規模な上場会社から、実質的に家族や個人による非公開会社まで多く利用されています。当事者やそこで紛争になる利益の状況も異なってきます。

これらの株式会社のうち、比較的大規模の大きい上場会社などの大会社である公開会社が、私の主な研究対象です。このような会社の経営は、経営の知識が豊富とは限らない多くの株主でするのは合理的でないため、制度的に経営の役割を分離し、会社から経営能力をもった取締役にその役割が任せられ、現代の経済社会の変化に対応できるように迅速で合理的になされていくことで、その会社はうまく経済活動を行っていくことができるように制度がつくられています。このように取締役は会社から広く経営を任されているのですが、反面、時としてその経営が法令に反したり、独断的であったり、あるいは取締役自身の利益などのために不適切になされる危険が生じます。それらが生じてしまった場合、いわゆる企業不祥事などといわれる事件になります。

会社法はこれらを抑止できるように様々な制度を定めていますが、その中心的な仕組みに、取締役相互に監視・監督できるように、取締役会の制度を定めています。また、取締役会設置会社では、取締役会で基本的に会社経営の決定をしていくこととなります。その決定が合理的になされていくことは、会社の経営がよい方向に向かうこととなります（コーポレートガバナンス）。とくに、私はこの取締役会の法制度がうまく機能するために何が必要かなどを研究対象としています。そして、近年では従来の会社の経営から独立して会社をみることができ、判断することができる社外取締役の導入・促進が制度的にはかられることによって、社外取締役を活用した取締役会の意思決定機能や監督機能に、目が向けられています。また、このような動きにおいて、国が定める法律ではなく、ソフトローとよばれるコードが大きな役割を果たし進んでいます。そしてこのようなアプローチの先駆的な例として、英国における会社法制の諸改革を中心に比較法的研究を行っています。

◆ 主な論文・著書

- 「社外取締役に関する令和元年会社法改正と CG コード改訂案における取締役の機能発揮—英国における取締役会議長の展開を手懸かりとして」野田博＝大杉謙一＝小宮靖毅編『商事立法における近時の発展と展望—丸山秀平先生古稀記念論文集』15 頁（中央経済社）、2021 年。
- 「会社法上の開示規制によるコーポレートガバナンスの実効性の確保」私法 82 号 135 頁、2020 年。
- 「英国におけるコーポレートガバナンス改革と CG コードの改訂—わが国の今後の会社法制改革への示唆を求めて—」西南学院大学法学論集 51 巻 3＝4 号 327 頁、2019 年。
- 「平成二六年会社法改正とコーポレートガバナンス・コードにおける社外取締役 —業務執行者に対する取締役会による監督の実効性確保のために—」丸山秀平＝中島弘雅＝南保勝美＝福島洋尚編著『企業法学の論理と体系（永井和之先生古稀記念論文集）』21 頁（中央経済社）、2016 年
- 「コーポレートガバナンス・コード、英国にみる問題点 —わが会社法に解決の糸口を探して—」法学新報 122 巻 9＝10 号（永井和之先生退職記念論文集）1 頁、2016 年。

◆ 主な担当科目

商法特講1(H),商法演習1(H),商法特講2(H),商法演習2(H),研究指導論,研究報告論1,研究報告論2,特殊研究1(商法),特殊研究2(商法),特殊研究3(商法),特殊研究4(商法)

◆ メッセージ

わが国にとどまらず、近年会社法制は大きく変わりつつあります。会社法の課題について、受講生の皆さんと一緒に考えていきたいと思います。



いのまた たかし

猪股 孝史 / INOMATA Takashi 教授

〉 専門分野

民事手続法

〉 研究キーワード

仲裁法、紛争解決、民事訴訟、民事手続

〉 最終学歴・学位・取得大学

中央大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得満期退学

〉 問い合わせ先

inomata.01x@g.chuo-u.ac.jp

〉 リンク

[研究者情報データベース](#)

◆ 研究内容の紹介

「社会あるところ、紛争あり」と言われます。この社会で人々が共同して生活をしていくうえで、そこに何らかの紛争、つまり争いごとが生まれるのは、ある意味で必然だということができます。その争いごとをどのように解決するかを考えると、できるだけ、できることなら円満に、また納得のいくように解決したいと思うのではないのでしょうか。この社会に生まれる争いごとを、力づくでなく、理性をもって解決するには、どのようにすればよいのか。そのルールを考えるのが、広く言えば、民事手続法という分野です。言い換えると、紛争が生じて、権利があるとか、義務を負うとかは、どのような場合にそう言えるのかの基準となるルールではなく、権利があるとか、ないとか、それをどのような手続で判定するのかの基準となるルールだ、ということです。

普通に思い付くのは、裁判、訴訟ということでしょう。でも、普通に思い付くのは、できることなら裁判は避けたい、ということでもあるのではないのでしょうか。紛争を解決するための手続、制度には、いくつかのものが用意されていて、それぞれに長所、短所があります。一口に紛争と言っても、いろいろなタイプの紛争があるわけで、どのようなタイプの紛争であるかによって、それに適した解決方法もまた別になるかもしれません。また、現在の制度、手続に、足りないところ、改善すべきところもあるかもしれません。国民にとって、もっと使いやすく、より身近で、より信頼される手続、制度にするには、どこをどのように変えていく必要があるのか、そういう問題意識のもとに、研究を進めています。

基本的には、民事の紛争であれば、当事者の意思が尊重されてしかるべきでしょう。できるだけそうした方向にそぐう手続であるように、そしてそれができるだけ実効的な解決であるように、そのように考えています。

◆ 主な論文・著書

- 『仲裁法』(共著)日本評論社
- 「仲裁人の開示義務・調査義務—最高裁平成二九年一二月一二日決定」法学新報・井上彰先生古稀記念論文集
- 「仲裁人の忌避事由」高橋宏志先生古稀記念論文集
- 「仲裁における当事者自治の原則」上野泰男先生古稀記念論文集
- 「仲裁における *iura novit arbiter*(1)(2・完)—仲裁手続における due process の一局面—」比較法雑誌 59 巻 2 号・3 号

◆ 主な担当科目

民事訴訟法特講1(B),民事訴訟法演習1(B),民事訴訟法特講2(B),民事訴訟法演習2(B),研究指導論,研究報告論1,研究報告論2,特殊研究1(民事訴訟法),特殊研究2(民事訴訟法),特殊研究3(民事訴訟法),特殊研究4(民事訴訟法)

◆ メッセージ

できるだけ学生の皆さんの研究関心にそぐうように、そしてその方向に向かって、皆さんが自律的に研究を進め、そして深めていくように、手助けをしていくつもりです。



えんどう けんいちろう

遠藤 研一郎 / ENDO Kenichiro 教授

〉専門分野

民法

〉研究キーワード

債務引受、債権回収、人的担保、保証

〉最終学歴・学位・取得大学

法学修士（中央大学） 筑波大学大学院経営・政策科学研究科博士課程後期課程中退

〉問い合わせ先

kendo001k@g.chuo-u.ac.jp

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

自分自身の研究生活を始めて以来、「債務引受」に関する研究を継続的に行っている。債務引受は、一見すると研究領域の狭い分野のように見えるが、実はそうではない。債務の引受けかたにも様々なものがあり、決済のための債務引受もあれば、事業譲渡や相続など包括的な財産移転の中に債務引受が含まれる場合もある。法律上で当然に債務引受がなされる（強制される）場合もあれば、人的担保の一種として債務引受が活用される場合もある。ドイツ法との比較法研究から研究を出発させたが、現在では興味の範囲が極めて広くなり、今後の研究活動の中で何を研究すべきか模索中である。

また、より広く、債権管理・回収分野に関心をもっている。債権の消滅時効、相殺、担保物権など様々な債権管理・回収法が存在する中で、民事実体法だけではなく、手続法との交錯（連続と不連続）も含めた制度設計への模索が重要であると感じている。特に、保証を中心とした、「人的担保」に関する研究がその中心となっている。保証の分野では、補充性や付従性など、自明のものとして位置づけられてきた特徴や性質などに対しても、その現代的意義を探るよう心がけている。

さらに、民事法の中でも一般法である民法の研究者として、できる限り幅広く研究の関心を広げるように努めており、同時に、社会的問題を意識した学際的領域も手掛けている。例えば、物権法の領域における土地の境界紛争に関する考察、人の「能力」に関する横断的考察、民法と信託法の接合領域の考察、貧困問題に対する民法からのアプローチなど、さまざまである。

なお、上記とは別に、「法教育」に関する実践的な研究にも取り組んでいる。法と教育学会にも所属し、法（および法学）をどのように社会に普及させるのかについての実践的な研究を継続的に行っている。

◆主な論文・著書

- 「成年年齢の引下げの意義について—若年者の『能力』に関する序論的考察—」法学新報 127 巻 3・4 号 73 頁、2021 年
- 「保証の『補充性』補論 —ドイツ保証法における Subsidiarität について—」法学新報 127 巻 5・6 号 1 頁、2021 年
- 「改正民法が民事裁判実務に及ぼす影響【第 10 回】消費貸借、質貸借に関する見直し」判例時報 2429 号 122 頁、2020 年
- 『基本テキスト 民法総則〔第 2 版〕』中央経済社、2020 年
- 「境界確定訴訟と筆界特定の効力」澤野順彦編『不動産法論点大系』民事法研究会、2018 年、153 頁

◆主な担当科目

民法特講1(C),民法演習1(C),民法特講2(C),民法演習2(C),研究指導論,研究報告論1,研究報告論2,特殊研究1(民法),特殊研究2(民法),特殊研究3(民法),特殊研究4(民法)



おおすぎ けんいち

大杉 謙一 / OSUGI Kenichi 教授

〉専門分野

商法、会社法、金融商品取引法

〉研究キーワード

コーポレート・ガバナンス、企業統治、閉鎖会社、企業買収、M&A

〉最終学歴・学位・取得大学

法学士（東京大学）

〉問い合わせ先

koosugi001h@g.chuo-u.ac.jp

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

会社法とは、会社に出資する株主と、会社を運営する取締役などの間の法律関係を取り扱う法分野です。銀行が会社にお金を貸す場合を「融資」といいますが、その場合には会社から銀行に返済される元金・利息金は確定額であり、会社の業績の良し悪しによって増減することはありません。これに対して、「出資」の場合には、会社の業績に応じて、会社から株主への配当金が増減したり、株式の価値が増減します。証券取引所で株式が売買されている「上場会社」の場合に、毎日株価（株式の市場価格）が上下するのは、そのためです。

私は主として会社法を研究していますが、その中でも特に、上場会社のコーポレート・ガバナンスを専門としています。コーポレート・ガバナンスとは、上場会社が各種の法令を遵守しつつ、中長期的に利益を稼ぐことのできるようにするための社内外の仕組みのことをいいます。社外の仕組みとしては、株主と会社役員（取締役）の間の対話があり、社内の仕組みとしては、取締役会に社外出身の取締役や監査役を置き経営者を監督させることが挙げられます。

◆主な論文・著書

- 『会社法 第6版』（有斐閣 2025 年）（伊藤靖史らとの共著）
- 「社長人事と社外取締役の役割」MARR 359 号（2024 年 9 月）
- 「ソフトローと取締役の義務：東京電力株主代表訴訟事件・東京地裁判決を参考に」旬刊商事法務 2341 号（2023 年 11 月）
- 「公正な買収の在り方に関する研究会・指針案を読み解く」ディスクロージャー&IR26 号（2023 年 8 月）
- 「買収防衛策に関する米国最新判例を読み解く：太田・政安論文へのコメント」金融・商事判例 1669 号（2023 年 7 月）

◆主な担当科目

特殊研究1（商法）、特殊研究2（商法）、特殊研究3（商法）、特殊研究4（商法）

◆メッセージ

会社法、金融商品取引法は、頻繁に改正される分野であり、また実務の知識が求められる領域でもあります。これらの法律を学ぶことは、社会・経済を知ることもできます。



お ぜ き ゆ き み
尾関 幸美 / OZEKI Yukimi 教授

〉 専門分野

会社法、金商法

〉 研究キーワード

コーポレート・ガバナンス、社外取締役・社外監査役制度、新株・新株予約権発行

〉 最終学歴・学位・取得大学

博士（法学）（一橋大学）

〉 問い合わせ先

[こちらのフォームよりお問い合わせください。](#)

〉 リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

私の専門分野である株式会社法は、その主要な部分は、会社に関わる各種の利害関係者の間の利害を調整する私法的ルールです。特に、出資者である株主と会社債権者の合理的期待を保護し、健全で円滑かつ効率的な企業活動を可能とすることが主たる目的であると考えられている点でほぼ異論はないでしょう。

そのうち、私の研究テーマは、第1に、コーポレート・ガバナンスに関する問題です。コーポレート・ガバナンスとは、会社法上は、経営の効率性・適法性を確保・実現するために、どういった機関設計が適切と考えられるか、さらに、社外取締役および社外監査役に経営の監視・監督機関として、期待できる法的役割は何か、また、これらが十分にその役割を果たすことができず、会社が破綻したり、大きな損害を被った場合、どのような法的責任を追及することができるか、といった視点から、考察することです。そのために、海外の法規制や裁判例を分析する比較法的手法も使用します。修士課程で最初に選んだテーマが社外取締役制度であったこともあり、それ以来、上記のような問題意識を基に現在も取り組んでいるテーマの1つです。

第2に、新株・新株予約権の発行規制のあり方についてです。これらは、会社にとって、資金調達手段であると同時に、大量に発行される場合、経営支配権の帰属に大きな変動を生じさせる行為、すなわち、コーポレート・ガバナンスとファイナンスが交錯する問題領域です。会社にとって、機動的、かつ簡便な資金調達を可能にするための仕組みを作ることが重要な問題であることは言うまでもありませんが、それにより株主の持分の希釈化が生じる場合、両者のバランスをいかに取るか（発行規制）、もしくは、過度に後者の利益が侵害される場合、これを保護・救済するためにどのような方法があるか（発行の効力や取締役等の損害賠償責任）といった問題の研究を続けています。分析の視点が多岐にわたり、なかなか最終的な解答が得られない難しい問題ではありますが、気長に取り組んでいます。

また、近年は、上場会社の株式・社債等の発行による資金調達や金融商品の投資家による売買に関する法律（金融商品取引法）にも関心を持ち、相場操縦行為の違反者該当性の要件やPTS市場（私設取引システム）の規制についても、研究を始めたところであり、今後さらに発展させたいと考えています。

このように、株式会社は、その事業活動を通じて、株主、債権者、従業員、地域住民といった多数の利害関係者に影響を与える経済主体であり、会社法・金商法を研究することは、現実の経済や金融市場についても理解を深めるきっかけとなり、非常に興味深い研究領域であると言えます。

◆主な論文・著書

- 『コア・ゼミナール会社法』（新世社・2023年）（共著）
- 『論点体系会社法3（第2版）』（第一法規、2021年）（共著）
- 「第三者割当による新株発行規制の検討—平成26年改正を中心に」『企業法の改正課題』369-385頁（2021年）（単著）
- 「第三者割当による新株発行に関する規制の基礎的考察」成蹊法学第89号5-23頁（2018年）（単著）
- 「企業集団における親会社取締役の内部統制システムの整備・運用義務」ディスクロージャー&IR誌第6号74頁-79頁（2018年）（単著）
- 「役員報酬の開示規制とその問題点」ディスクロージャーニュース第102号103-108頁（2017年）（単著）
- 『社外取締役とコーポレート・ガバナンス』（弘文堂・2003年）（単著）

◆主な担当科目

特殊研究1（商法）、特殊研究2（商法）、特殊研究3（商法）、特殊研究4（商法）



かわだ ともこ
川田 知子 / KAWADA Tomoko 教授

〉専門分野

労働法

〉研究キーワード

労働法、非正規雇用、有期雇用、女性労働、ワーク・ライフ・バランス

〉最終学歴・学位・取得大学

中央大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得退学

〉問い合わせ先

tkawada001w●g.chuo-u.ac.jp

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

○コロナ禍以前

現在、ドイツと日本は、「少子高齢化」と「職場におけるデジタル化の進展」という現状を踏まえて未来の労働政策を模索するという共通の課題を抱えている。新たな技術は新たな雇用を創出する可能性があるが、他方、雇用の喪失や労働関係の不安定化、雇用の質の低下をもたらす恐れがある。そのため、技術革新による雇用の量的側面だけでなく、質的变化にも着目して分析・検討する必要がある。雇用形態の多様化と「Gute Arbeit(良質の労働)」(保育・介護・家事分野の対人サービスの需要拡大と良質の労働も含む)や、働き方にかかる自己決定性(時間主権)の拡大と保護を中心に研究を進めている。日本が現在抱える課題の解決には、既存の制度改正や法律の解釈だけで十分なのか、あるいは、新たな制度や政策が必要なのか—デジタル化時代に適応した労働法・政策について研究している。

○コロナ禍以降

2020年初頭に始まった新型コロナウイルスの世界的な感染拡大は、世界経済に大きな打撃を与えた。日本でも感染拡大を予防するための「新たな生活様式」が提唱され、「働き方の新しいスタイル」への対応として、テレワークやローテーション勤務、時差通勤などを求め、それに前後して、在宅勤務を取り入れる企業も増えてきた。コロナ禍はこれまでの日本の働き方に疑問を投げかけ、本当に必要な「働き方改革」は何かを私たちに問いかけている。コロナ収束後の社会変化と今後の働き方を念頭に置いた研究をしている。

◆主な論文・著書

- 「労働時間短縮請求権と復帰権の検討～労働者の時間主権の確立を目指して～」浅倉むつ子先生古稀記念論集『「尊厳ある社会」に向けた法の貢献—社会法とジェンダー法の協働』
- 「連載 フィールド・アイ Field Eye ミュンヘンから②」日本労働研究機構 717号(2020年3月)
- 『労働法』(弘文堂、2020年9月刊行)
- 「新型コロナウイルス禍における労働立法政策—ドイツにおける状況」(労働法律旬報 1975+76号(2021年1月))

◆主な担当科目

労働法特講1(A),労働法演習1(A),労働法特講2(A),労働法演習2(A),研究指導論,研究報告論1,研究報告論2,特殊研究1(労働法),特殊研究2(労働法),特殊研究3(労働法),特殊研究4(労働法)

◆メッセージ

意欲ある学生の参加をお待ちしております。



かわむら ちから

川村 力／KAWAMURA Chikara 教授

〉専門分野

商法、会社法

〉研究キーワード

コーポレート・ガバナンス、M&A、金融、経済史

〉最終学歴・学位・取得大学

修士（東京大学）

〉問い合わせ先

ckawamura462@g.chuo-u.ac.jp

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

会社を研究の対象とするということは、複合的に組み合わせられた不動産から動産や金銭等の財産に対し、多数の関係者が多様に関わる関係を、多面的に検討することになります。

前者の複合的に組み合わせられた財産、すなわち単体の物ではなく組み合わせられるということは、そうすることがより合理的であるそれぞれの目的があるはずであり、組み合わせ方のみならず切り離し方の様々な方法があります。後者の多数の関係者は、それぞれの目的を持って関わりますが、通常は決定の仕方や権限と経済的な利益の抛出・還元の仕方とに着目し、こちらも多様な手法が考えられ、前者の問題と絡み合って会社は存在するということになります。

このように多様な関係を社会と結びつける会社を検討の対象とすることは、必然的に具体的な社会の多層的なネットワークの中で位置づけることを、多かれ少なかれ意識することを意味します。すなわち、1970年代以降、金融市場と金融思想そして家計の関わり方は大きく変貌し、その中でM&Aは大きく隆盛して変貌し、経営や監督といったガバナンスは大きく転換し、したがって雇用関係も変わり、大きな変化の結節点に政府や規制機関が大きく関わる、私たちの身を置く現代において会社の分析は、これら全てと不可分のものとなります。

この現代の文脈をさらに突き放して相対化することはできるでしょうか。所与に対して批判的視点をもたらすのは理論や方法論です。私の場合は、個別を大事に扱いつつも、全体を全体性をもって対象とするために、歴史的なアプローチをとります。歴史的には、ここまで「会社」と呼んできた法的な仕組みは、古典期から中世や近代に至るまで、相続や組合、教会そして商人社会から産業社会と、まったく異なる構造の中でそれぞれの基礎を培養してきた積み重ねがあります。これら法的な仕組みの基礎を探究することは、それらが身を置いた経済政治構造の基礎を探究することであり、その精度を上げて新たな解釈をもたらすものは、現代の経済政治構造とその新たな理論の分析との往復作業となります。現代の金融と経済史を同時に研究する所以です。

◆主な論文・著書

- 『リーガル・ラディカリズム』（有斐閣・2023年）（共著）
- “L’organisation de l’espace en Grèce à la fin de Vie siècle”, in *Rigore e Curiosità*, ed. G. D’Angelo, Torino, Giappachelli, 2018
- 「取締役の説明義務」『法学教室』421号18頁（2015年）
- 『会社・金融・法』（商事法務・2013年）（共著）

◆主な担当科目

特殊研究1（商法）、特殊研究2（商法）、特殊研究3（商法）、特殊研究4（商法）



き が わ ゆういちろう

木川 裕一郎／KIGAWA Yuichiro 教授

〉専門分野

倒産処理法

〉研究キーワード

倒産手続と債権者保護、ドイツ倒産法

〉最終学歴・学位・取得大学

法学修士（早稲田大学） 法学博士（東海大学）

〉問い合わせ先

ykigawa001k●g.chuo-u.ac.jp

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

[「倒産と法」ChuoOnline](#)

◆研究内容の紹介

倒産処理法という分野は、私人（私法人を含む。以下同じ）と私人の間に成立しているあらゆる権利関係のみならず、租税関係など私人と国家の間に存在する権利関係をも網羅的に取り扱う領域である。これらの権利関係が私人の倒産にあたりどのように処理されるべきかは、これから権利関係を構築しようとする者にとってリスク管理のために知っておかなければならない分野である。私人が倒産状況にある場合に利用できる法的手続には、破産手続、特別清算手続、民事再生手続および会社更生手続がある。我が国においては、主として債務者により選択され、申立てがなされるが、最も適切な手続が選択されなければ、債務者のみならず権利者に不利益が及ぶ。選択に際しては、主として、その各手続における実体的権利の処理方法の違いがキーポイントとなる。

また、倒産処理は、いわゆる私的整理という裁判所外で行われることもある。法人の場合には、事業再生 ADR、自然人（特に、消費者）の場合には、弁護士代理人を中心とした債権債務整理を通じて実施されている。また、この債権債務整理を済ませたうえで法的倒産手続が実施されることもある。このような私的整理手続のメリットは、法的倒産手続の欠点を斟酌するものであり、倒産処理法の領域は、法的倒産手続の前段階にまで及ぶ。そこでは、契約自由を中心とした平時の法律関係と公平・平等を旨とする倒産法の理念との間に緊張関係がみられる。すなわち、平時に意識される契約自由の理念と倒産時に妥当する債権者平等の理念が対立しているなか、倒産処理の実効性確保のために私的整理の効力をどの程度法的倒産処理手続に近づけることが可能かが課題となる。

さらに、消費者破産については、その申立てから手続の終了に至るまで、その手続が、弁護士会と裁判所の間で協議して決められた運用方法に基づいて実施されており、手続規定から知ることができない工夫がなされている。

以上のように、倒産処理法という領域は、平時から倒産時、倒産手続開始時（手続終了時を含む）までの理念的な考察を含んでいる点や合理的な倒産処理のために様々な工夫がなされている点が特徴的である。

◆主な論文・著書

- 三木・山本編『ロースクール倒産法〔第3版〕』有斐閣・2014
- 『Q&A 破産法の実務』40・41 同綴号 982 頁以下、新日本法規・2021
- 「支払不能の概念とその認定における支払停止の活用」法学新報 123 巻3・4 号 1 頁以下

◆主な担当科目

民事訴訟法特講1(A),民事訴訟法演習1(A),民事訴訟法特講2(A),民事訴訟法演習2(A),研究指導論,研究報告論1,研究報告論2,特殊研究1(民事訴訟法),特殊研究2(民事訴訟法),特殊研究3(民事訴訟法),特殊研究4(民事訴訟法)

◆メッセージ

実務と理論の融合が学問だとすると、倒産処理法は、その融合に細心の注意を要するという意味で、きわめて学問的な分野といえよう。確かに、難しさはあるが、多くの楽しさを随所に発見することができる研究領域である。



こばやし まなぶ

小林 学 / KOBAYASHI Manabu 教授

専門分野

民事手続法（民事訴訟、ADR、司法制度）

研究キーワード

司法アクセス（正義へのアクセス）、正義の総合システム、クライアント中心主義、リーガルテック

最終学歴・学位・取得大学

中央大学大学院法学研究科民事法博士後期満期退学・法学修士・早稲田大学

問い合わせ先

manabulaw.45n@g.chuo-u.ac.jp

リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

紛争(conflict)は、放っておくと社会のゴミとなって有害なので、それを解決する仕組みが整っていることが重要です。そして、その解決の仕方いかんでは、新たな地平を切り拓くことになり、その場合、紛争は社会的資源であるといえます。このような考え方に基づいて、より良き民事紛争解決手続とは何かを考査している。

研究領域は、主に以下の4つから構成される。いうまでもなく、具体的な研究の局面において、これらのフィールドが相互に重なり合う可能性はある。

第1に、民事紛争解決手続の全体像を把握する「正義の総合システム」理論に基づいて、民事訴訟手続および裁判外紛争解決手続(ADR)を中心とした民事紛争解決手続全体に対して、マクロまたはミクロな眼差しを向けたり、静態的または動態的な分析を加えたりすることで、手続間の垣根を越えて縦横無尽に考査を展開する。そのための研究手法としては、民事訴訟法や仲裁法・民事調停法をはじめとするADR関連法制に関する法解釈学的考査を加えるとともに、比較法学的手法を用いて欧米諸国を中心とする諸外国の民事紛争解決システムとの制度的比較を行う。

第2に、紛争当事者や手続関与者の行動や意思決定に焦点を合わせ、法学のほか、紛争解決学、平和学、文化人類学、社会学、経済学、心理学、精神科学などの知見を援用した学際的アプローチを導入する。これにより、紛争における対立構造を多角的に分析し、紛争の背景事情から解決プロセス、そして、その後の関係再構築までを包括的に考査することが可能となる。とりわけ、当事者間の認知や感情、社会構造的要因、制度設計の相互作用に注目し、理論と実践を架橋するモデルの構築を目指す。

第3に、近時のIoTやAIをはじめとするテクノロジーの発展が民事紛争解決に及ぼす影響についても考査の対象とする。オンライン会議を用いた期日運営(ヴァーチャル法廷)やAIによる証拠整理支援などは、司法アクセスの向上や手続の効率化に資する一方で、AIによる判決予測やアルゴリズムによる意思決定支援は適正手続(デュープロセス)、透明性、説明責任などとの関係において新たな理論的課題を惹起している。従前の基本原則を再検討する機会として考査を加える。

第4に、プロフェッションとしての法律家の役割についても研究対象とする。そもそもプロフェッションとは、中世ヨーロッパにおいて、聖職者、医者、そして、法律家を指し、いずれも泣いている人を笑顔に変える職業であるとして特別視されていた。このうち紛争に巻き込まれた人々に対して法と正義に基づく解決をもたらすことで人々に笑顔をもたらすのが法律家である。そして、現代において、彼ら法律家は、紛争解決システムの担い手であり、その複雑な機構の一翼として位置づけられている。そこで、民事紛争解決手続研究の一環として弁護士をはじめとする法律家の役割についても、近時のリーガルテックの影響を含めて欧米諸国との制度的比較を中心とした研究を行う。

◆主な論文・著書

- 訴えの主観的追加的併合および弁論の併合による集団訴訟の活性化—広域係属訴訟(MDL)の発展におけるフランス・マクガヴァンの功績を踏まえて—『中央ロー・ジャーナル』第21巻第3号、2024年。
- 「民事訴訟『理論』の排除か、包摂か—正義の総合システムのインプリケーション—」『仲裁とADR』第18号、2023年。
- 「オンライン法廷およびODR、ならびに、リーガルテック—ソーシャルディスタンス時代における司法アクセスの新様式—」『中央ロー・ジャーナル』第17巻第4号、2021年。
- 「訴訟上の和解と熟柿主義—当事者主導型和解に向けて—」『民事裁判の法理と実践』(加藤新太郎先生古稀祝賀論文集)弘文堂、2020年。
- 「民事裁判IT化による『裁判の公開』再考に向けて」『グローバル化を超えてアジア・太平洋地域における比較法研究の将来』(日本比較法研究所設立70周年記念)、中央大学出版部、2020年。

◆主な担当科目

研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1(民事訴訟法)、特殊研究2(民事訴訟法)、特殊研究3(民事訴訟法)、特殊研究4(民事訴訟法)

◆メッセージ

研究とは、何かに突き動かされて行うものです。それは、好奇心、使命感、矜持、あるいは、感銘かもしれません。いずれにせよ、やりがいのある楽しい作業です。大いに楽しみましょう！



こみや やすたけ

小宮 靖毅 / KOMIYA Yasutake 教授

〉専門分野

会社法、商法、資本市場法

〉研究キーワード

コーポレートガバナンス、ドイツ企業法

〉最終学歴・学位・取得大学

法学修士（中央大学）

〉問い合わせ先

[こちらのフォームよりお問い合わせください。](#)

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

会社というしくみは、初めから今の姿をしていたわけではありません。日本で使われるようになる前から考えれば、何百年という蓄積があります。また、現在同じように株式会社と呼ばれていても、そのしくみは国によって大きく違います。会社の制度、特に日本で最も頻繁に利用される株式会社の制度は、合理的であるとして採用されたさまざまな約束事と、歴史的な経緯から未だ放棄されないさまざまな約束事とを組み合わせたものです。これからも修正が繰り返される「永遠の未完成」なのだろうと思います。私のしごとは、会社をどんなしくみにすれば「よりよい」のかを考え、直し方を提案することだと言えます。

◆主な論文・著書

- 2025/11 取締役の報酬—ESG と開示規制 法学教室(542 号)
- 2025/09 株主総会決議の成立—書面投票, 電子投票, そして代理による議決権行使 法学教室(540 号)
- 2025/07 取締役の競業—利益の吐き出し 法学教室(538 号)
- 2025/05 会社の業務及び財産の状況を調査する者 法学教室(536 号)
- 2023/12 学校法人とステークホルダー - ガバナンスの法的検討との関係 『学校法人ガバナンスの現状と課題』(日本評論社)
- 2021/10 監査役等による会社代表—独立性ある判断の調達 丸山秀平先生古稀記念論文集『商事立法における近時の発展と展望』(中央経済社)
- 2021/08 ドイツの株式会社法制とモニタリングモデル 旬刊商事法務 2271 号 25 頁 (商事法務研究会) [日本私法学会シンポジウム資料]
- 2021/03 執行と監督の機能的分離—「二層制」の内部構造をたどる 法学新報 [丸山秀平先生退職記念論文集] 中央大学法学会
- 2019/11 上場にふさわしい株式 — 上場株式合資会社の定款から 名城法学 [浅木慎一教授退職記念号] 名城大学
- 2016/03 公益社団法人における退社の自由と持分の払戻請求権 法学新報 [永井和之先生退職記念論文集] 中央大学法学会
- 2014/12 覚書・事業の公共性に應える会社法 — 医療を事業とする株式会社を想定して 法学新報 [毛塚勝利先生退職記念論文集] 中央大学法学会

◆主な担当科目

商法特講1(C),商法演習1(C),商法特講2(C),商法演習2(C),研究指導論,研究報告論1,研究報告論2,特殊研究1(商法),特殊研究2(商法),特殊研究3(商法),特殊研究4(商法)

◆メッセージ

新しい課題も、基本から考えます。その結果として、基本を考え直すべきかどうか判るのだと思います。



しみず と き よ
冷水 登紀代／SHIMIZU Tokiyo 教授

〉専門分野

民法

〉研究キーワード

財産法と家族法の交錯、家族法と社会保障法の交錯（扶養・成年後見・財産管理、寄与分、生活保護、介護）

〉最終学歴・学位・取得大学

修士（法学）大阪大学

〉問い合わせ先

[こちらのフォームよりお問い合わせください。](#)

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

高齢期の生活において誰にでも起こる可能性のある貧困、介護、認知症の問題に対して、民法と社会保障法の分野を中心に、本人の意思を尊重し、その生活を守りながら、家族の負担と社会の負担を調整するためのスキームを研究しています。

第1に、貧困に関してですが、人は、一定の時期に達したとき——一般には成年に達すると——、自立を求められます。高齢時に働くことができなくなったとき、誰がその費用を負担することになるのでしょうか。年金など自身の収入や資産だけでは生活費が賄えない事態が生じた場合に、家族が負担するのか、社会全体で負担するのが問題となりますが、それぞれの負担の調整をどのように行うのかを考えなければ、家族の生活を圧迫したり、税等の負担が高くなってしまいます。このような問題を解消するために、私的扶養と生活保護を調整するための制度をドイツ法との比較のなかで検討しています。

第2に、介護の問題に関してですが、子の一人が高齢の親の療養看護をした場合に、その子はその療養看護について誰から「報い」を受けることになるのでしょうか。親に相続財産がある場合には、相続時の遺産分割において寄与分として調整することも考えられますが、相続財産がない場合には寄与分による解決はできませんし、介護を受ける本人は生前であれば自由に財産を処分することもできます。介護保険制度が整備され、社会に広く浸透した今日において、家族内での介護をどのように法的に評価することができるのか、介護の問題をどのように解消していくべきかを、相続とともに、契約・事務管理・不当利得の観点から検討しています。

第3に、認知症に罹患した場合に関してですが、認知症の症状によっては、人は、自らの財産を自身で守ることが難しくなります。このような場合に成年後見制度や信託契約などで自分以外の誰かに管理してもらうことができますが、日本ではこのような制度を介さずに家族が事実上管理することも多いといわれています。家族による財産管理を法的にどのように位置づけるのかを、本人の意思の尊重と後見の社会化という観点から検討しています。

◆主な論文・著書

- 『新ハイブリッド民法5 家族法〔第2版〕』、共著、法律文化社、2024年
- 「ドイツにおける家族の多様化・流動化と扶養制度の意義」『家族法学の現在と未来』、編集 潮見佳男先生追悼論文集刊行委員会、信山社、2024年
- 『新注釈民法(19)相続(1)〔第2版〕』、共著（編集潮見佳男）、有斐閣、2023年

◆主な担当科目

民法特講1(E)、民法演習1(E)、民法特講2(E)、民法演習2(E)、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1(民法)、特殊研究2(民法)、特殊研究3(民法)、特殊研究4(民法)

◆メッセージ

少子高齢社会、「人生 100 年時代」といわれる社会において、また多様性が尊重される社会において、どのような制度を設計し、将来に繋いでいくのかを皆さんと一緒に考えたいと思います。



すずき ひろひと

鈴木 博人 / SUZUKI Hirohito 教授

〉専門分野

家族法、児童福祉法

〉研究キーワード

ドイツ家族法、親権、養子縁組、里親

〉最終学歴・学位・取得大学

中央大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得退学

〉問い合わせ先

suzukih9.57t@g.chuo-u.ac.jp

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

子どもが成長してくると親と意見が対立することは珍しくありません。そんなとき、親が腹を立てて、「誰が生んでやったと思ってるんだ!？」と口走ると、子が「生んでくれと頼んだ覚えはない!」と言い返すことがあります。この点に限って言うと、子の言い分が100%正しい。生んだからには、子を良好な環境で健やかに育てる義務が親には生じます。義務というからには、それに対応する権利があるはずで、その権利は子が有することになります。親と未成熟の子の関係はこうしたものですが、子が健やかに育つ良好な環境は、親の力だけでは実現しません。そこには、社会・国家の寄与・責任も関わってきます。しかし、社会・国家がむやみやたらに個人の領域に立ち入ってくることは、近代市民社会では認められません。家族関係も社会・国家が自由に介入できない領域です。家族法は、いくつかの原則に基づいて家族法上の制度を構築しています。これらの原則に忠実に従いつつ、家族の多様性にも対応するという姿勢が顕著なドイツ法を比較対象、比較の基準として、日本法の課題を抽出して、今後の進むべき方向を示していくというのが私の研究の主たる内容です。

◆主な論文・著書

- 「要保護児童をめぐる民法と児童福祉法の交錯—近代法の基本的視点からの検討」『家族＜社会と法＞』第41号 2025年
- 「里親の養育権に関する比較法的研究」潮見佳男先生追悼論文集刊行委員会編『家族法学の現在と未来』信山社 2024年
- 『親子福祉法の比較法的研究Ⅱ 里親の法的地位に関する日独比較研究』中央大学出版部 2024年
- 「離婚後の共同親権制度導入に関しての原則的考察—裁判例を通して—」『法学新報』129巻10・11号 2023年
- 「連れ子養子縁組と養子縁組斡旋法」『法学新報』127巻3・4号 2021年
- 「養子法と養子縁組斡旋法」二宮周平編集代表『現代家族法講座第3巻親子』日本評論社 2021年
- 鈴木博人編著『養子制度の国際比較』明石書店 2020年
- 「ニールス・ペーターゼン 家族関係事件に対するヨーロッパ人権条約第8条の意義」(邦訳)『ニールス・ペーターゼン教授講演集 公法における比例原則とヨーロッパ人権条約の機能』中央大学出版部 2019年
- 「養子」能見善久・加藤新太郎編集『論点体系判例民法10 親族 第3版』第一法規出版 2018年
- 『親子福祉法の比較法的研究Ⅰ 養子法の研究』中央大学出版部 2014年

◆主な担当科目

外国語文献講読(法学・ドイツ語), 専門導入B(留学生のための日本法入門), 民法特講1(A), 民法演習1(A), 民法特講2(A), 民法演習2(A), 研究指導論, 研究報告論1, 研究報告論2, 特殊研究1(民法), 特殊研究2(民法), 特殊研究3(民法), 特殊研究4(民法)



たか だ あつし
高田 淳／TAKADA Atsushi 教授

〉専門分野

民法（財産法）

〉研究キーワード

フランチャイズ契約、損害賠償種類論

〉最終学歴・学位・取得大学

中央大学大学院法学研究科博士前期課程修了

〉問い合わせ先

[こちらのフォームよりお問い合わせください。](#)

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

第一に、2019年以降集中的に取り組んでいるのは、付随義務論である。付随義務論とは、契約で明記されていない義務でも、契約上の義務として基礎づけるか、という問題である。この問題について、訴求可能性等による分類の必要性、保護利益による分類の合理性、付随義務の個別的内容に関する詳しい検討を行っている。

第二に、ドイツの債務不履行体系において、給付に代わる損害賠償の区別が大きな意義を持っているところ、その区別を中心に、損害賠償種類論が発展している。そこで、研究関心を損害賠償種類論に移し、その内容・意義を研究している。損害賠償種類論とは、例えば、売主が物を履行期に引渡さない場合において、買主が同種・同量の物を購入して必要を補ったとき、その取引による損害賠償請求を、売主に対する履行請求権を失わないまま行うことができるか、を扱うものである。同様の問題は、買主が、転売利益喪失や目的物の市場価値の賠償請求をしたいと考えるときにも生じる。

◆主な論文・著書

- 『フランチャイズ契約における即時解約権』法学新報 112 巻、9-10 号(2006 年)
- 『賃料債権の共同相続』法学新報 113 巻、7-8 号(2007 年)
- 「損害賠償種類論における時期的区分説の検証」法学新報 127/ 3=4(2021 年)
- 「損害賠償種類論における時期的区分説の骨子」『高齢社会における民法・信託法の展開』所収(2021 年)
- 「早期代替取引費用の賠償対象性(試論)」『現代経済法の課題と理論』所収(2022 年)
- 「履行に代わる損害賠償(填補賠償)の識別」『民法の展開と構成』所収(2023 年)
- 「損害賠償種類論における損害現象論的区分説の骨子」『社会の多様化と私法の展開』所収(2024 年)
- 「損害現象論的区分説における給付に代わる損害賠償の識別」法学新報131巻3-4号(2024 年)

◆主な担当科目

民法特講1(B),民法演習1(B),民法特講2(B),民法演習2(B),研究指導論,研究報告論1,研究報告論2,特殊研究1(民法),特殊研究2(民法),特殊研究3(民法),特殊研究4(民法)

◆メッセージ

大学院では、まず、専門的研究を行うのに必要な知識を獲得する。次にテーマを慎重に選ばなければならない。それを受けて、実務状況・議論状況を確認し、疑問点を洗い出す。そして、テーマに取り組むための分析視角を確立し、これを基礎におきつつ、研究の具体的展開についての見通しをたてる。最後に、その見通しに沿って研究の肉付けを行っていく。教員は、必要な民法および関連法律領域の知識・助言を適宜提供していくのである。



で る な う あ ま ー く
デルナウア, マーク / DERNAUER, Marc 教授

〉 専門分野

民法

〉 研究キーワード

契約法の比較、消費者契約の規制、知的財産権の行使、日本法の特徴

〉 最終学歴・学位・取得大学

Dr. iur. (法学博士) (ドイツ・フライブルク大学)

〉 問い合わせ先

mdernaue001b@g.chuo-u.ac.jp

〉 リンク

[研究者情報データベース](#)

◆ 研究内容の紹介

第1の研究テーマは、日本の契約法、ドイツ(E U の契約法)及び英米法の相違点です。契約は現在の国際取引社会において非常に重要な機能をしています。日本、ドイツや英米法諸国には似ている問題についてどの解決策を採用しているかを研究をしています。

第2の研究テーマは第1の研究テーマに関連して、消費者契約の規制の在り方についての研究です。

第3の研究テーマとして、日本法の特徴を全般的に研究しています。

第4の研究テーマは知的財産法です。

◆ 主な論文・著書

- M. Dernaue, Requirements for a Patent Term Extension of Pharmaceutical Patents (Case No. 58), in: Heath / Furuta, Japanese Patent Law: Cases and Comments (2019) 621-633. (共著)
- M. Dernaue / H. Baum / M. Bälz (eds.), Information Duties: Japanese and German Private Law (2018) (共編著)
- M. Dernaue, Die Rolle des öffentlichen Rechts beim Schutz von Vertragspartnern in Japan, in: Bälz (Hrsg.), Recht als Verwirklichung individueller Ansprüche in Japan (2018) 67-113. (共著)
- M. Bälz / M. Dernaue / C. Heath / A. Petersen-Padberg (eds.), Business Law in Japan - Cases and Comments (2012). (共編著)
- M. Dernaue, Verbraucherschutz und Vertragsfreiheit im Japanischen Recht (2006). (単著)
- マーク・デルナウア「商品先物取引の不当勧誘と消費者保護ードイツ法との比較(1)~(9)」国際商事法務第30巻~31巻(2002~2003)

◆ 主な担当科目

専門導入B(留学生のための日本法入門), 特殊講義(Foundations of Japanese law), 民法特講1(D), 民法演習1(D), 民法特講2(D), 民法演習2(D), 研究指導論, 研究報告論1, 研究報告論2, 特殊研究1(民法), 特殊研究2(民法), 特殊研究3(民法), 特殊研究4(民法)

◆ メッセージ

ドイツ法の観点から日本法、特に契約法及び消費者契約法の規制を研究しています。そもそもドイツの法学・法曹教育を受けたので、ドイツの事情はともかくよく知っております。また、日本にも長年間に学習・研究活動をしていますので日本の法制度の特徴も理解しています。そのような経験に基づいて研究をしていますので、ドイツ法(E U 法)と日本法との比較について関心がある大学院生は、是非、授業に参加ください。



なんば じょうじ
難波 譲治 / NAMBA Joji 教授

〉専門分野

民法

〉研究キーワード

損害賠償、契約責任

〉最終学歴・学位・取得大学

京都大学大学院法学研究科博士課程・博士（法学）（京都大学）

〉問い合わせ先

njoji001@g.chuo-u.ac.jp

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

民法は、あらゆる法律の基本です。憲法が基本と思っている人が多いと思いますが、実は民法です（私の意見です）。民法は、人が生まれてから亡くなるまでの財産関係、家族関係を広く対象として多くのルールを定めており、誰もが関係します。例えば、前者では、売買契約をしたが、売主が目的物を引き渡してくれないとか、欠陥があったときに買主がどのような請求ができるかといったルール、後者では、相続について誰がどれだけの財産を相続するかといったルールが定められています。

そのように広い範囲を射程とするので（民法は途中削除されている条文もありますが1050条まであります）、民法全体を研究するのは無理で、私の研究分野は、損害賠償が中心です。

損害賠償が問題になる場面は多くあります。例えば、交通事故に遭うとけがをしたり運が悪いと死亡したりしますが、その際の病院での治療費、働けなくなった場合に働けば稼ぐことができた金額などを、被害者は損害賠償として加害者に請求することができます。そのような場合に、被害者を救済しなければならないですが、いくらでも請求できるわけではありません。妥当な損害賠償額を決定しなければならないのです。

私の研究の中心は、そのような損害賠償についてのルールを探求するというものです。ずいぶん狭い研究分野のように見えますが、それだけでも膨大な議論があり、まだ研究途上です。

上記の交通事故の例でも、この研究が社会にとって重要なことが理解できると思いますが、近年では、原発事故によって被害を受けた人々の損害賠償の範囲をどこまで認めるかが大きな社会問題となり、民法学者が研究を進め被害者救済に寄与しました。

◆主な論文・著書

- 『民法〔財産法〕基本判例』（有斐閣、2018年）（共著）
- 『改正民法〔債権法〕における判例法理の射程』（第一法規、2020年）（共著）
- 「抵当権侵害における損害賠償についての一試論」立教法学 101号 108頁（2020年）
- 「契約損害賠償における予見性ルールについての課題（1）」立教法務研究 12号 1頁（2019年）
- 「継続的契約の解消と損害賠償」NBL1139号 94頁（2019年）

◆主な担当科目

民法特講1(H),民法演習1(H),民法特講2(H),民法演習2(H),研究指導論,研究報告論1,研究報告論2,特殊研究1(民法),特殊研究2(民法),特殊研究3(民法),特殊研究4(民法)



に っ た ひ で き
新田 秀樹 / NITTA Hideki 教授

〉 専門分野

社会保障法

〉 研究キーワード

医療保険法、障害法、社会保障の歴史、国家・共同体・個人、人間としての善い生き方

〉 最終学歴・学位・取得大学

東京大学法学部卒業

〉 問い合わせ先

hnitta001e@g.chuo-u.ac.jp

〉 リンク

[研究者情報データベース](#)

◆ 研究内容の紹介

私の専門は社会保障法学であり、特に関心を持って研究していることはこれからの社会保障制度の在り方についてです。社会保障制度とは何かということについては様々な見解がありますが、ここでは一応「国民の生活の安定が損なわれた場合に、国民に健やかで安心できる生活を保障することを目的として、公的責任で生活を支える給付を行う制度」と理解します。具体的には、公的な医療保険、年金保険、介護保険、社会福祉、生活保護などの諸制度がこれに当たります。この社会保障制度については、人口構造や経済・財政・社会の状況変化を背景として最近では毎年のように大きな改革が行われていますが、改革の結果が国民生活に大きな影響を与えるにもかかわらず、どのような考え方に基いてどのような改革をし最終的にはどのような姿になるのかという「社会保障制度のあるべき姿や改革の方向性」は必ずしも明確ではありません。そこで、私は、こうしたことを少しでも解明したいと考えて研究を行っています。研究の方法にも様々なものがあり得ますが、私は主に二つの方向から研究を進めています。一つは、社会保障制度を正当に成り立たしめている理念的根拠の掘り下げです。日本の社会保障法学界においては、社会保障の理念的根拠として、戦後長らく憲法25条に規定されたいわゆる「生存権」が重視されてきました。それは現在も変わってはいませんが、少子化・高齢化の進行、経済の低迷、財政の悪化といった厳しい状況下で、他分野の様々な施策と個別的にその優先順位を争わなければならないようになった現在においては、生存権の具体的内容や、近年において制度改革の理念とされる効率性・公平性・普遍性・権利性・有効性などが生存権（の保障）とどのように関わるのかといったことを、より精緻に分析・考察していく必要があると考えており、主に障害者福祉領域の法制度を素材にしてその探究を試みています。もう一つは、制度の過去の歴史から改革後の制度の将来に向けての姿を展望する「温故知新」ともいうべき方法です。日本の社会保障制度はメニュー的にはほぼ全ての制度が揃っており、今後の制度改革も、全く新たな制度を創設するという形ではなく、既存の制度の見直しを行うという形で進められていくものと予想されます。その際、現在の制度に至った経緯や理由を軽視して性急な見直しを行うと、改正した制度が現実には想定どおりに機能しないという事態になりかねません。これを防ぎフィジビリティ（実現可能性）のある制度改革を行うためには、現在の制度が拠って立つ理念や背景を制度の沿革にまで遡って明らかにすることが不可欠であると考えており、主に医療保険領域の法制度を素材にしてその解明を試みています。

◆ 主な論文・著書

- 「医療保険の拠出金等における子ども・子育て支援納付金の意義」『社会保障法研究』24号、2025年
- 「障害（者）法制―歴史と現代」日本障害法学会編『障害法の原理・体系・基本問題・関連領域：講座障害法第1巻』生活書院、2025年
- 『変わる福祉社会の論点〔第4版〕』信山社、2025年（共著）
- 『トピック社会保障法〔2025 第19版〕』不磨書房、2025年（編著）
- 「立法と社会保障」日本社会保障法学会編『講座・現代社会保障法学の論点〔下巻〕―現代的論点』日本評論社、2024年
- 「看護職員処遇改善評価料の評価―介護職員処遇改善加算との比較―」『社会保障法研究』18号、2023年

◆ 主な担当科目

研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、社会保障法演習1(A)、社会保障法演習2(A)、社会保障法特講1(A)、社会保障法特講2(A)、特殊研究1(社会保障法)、特殊研究2(社会保障法)、特殊研究3(社会保障法)、特殊研究4(社会保障法)

◆ メッセージ

医療・年金・介護・福祉・生活保護といった分野では、法解釈学の観点から見て興味深い様々な法的紛争が日々生じており、また、法政策学の観点からは、今後の社会保障制度の在り方が最大の政策課題の一つとなっています。社会保障制度がどのような理念とどのように関わってきたのかを具体的な制度分析を通じて探究したい方の応募をお待ちしています。



の だ ひろし
野田 博／NODA Hiroshi 教授

〉 専門分野

会社法、金融商品取引法

〉 研究キーワード

コーポレート・ガバナンス、取締役の信託義務、企業グループ法制、M&A、インサイダー取引、CSR、ソフトロー

〉 最終学歴・学位・取得大学

一橋大学大学院法学研究科博士課程満期退学・修士（法学）（一橋大学）

〉 問い合わせ先

[こちらのフォームよりお問い合わせください。](#)

〉 リンク

[研究者情報データベース](#)

◆ 研究内容の紹介

私は、商法の中でも会社法および金融商品取引法を主な研究対象としています。

会社法は、会社の基本法といわれます。各種の会社形態は、会社法の定めるところによりそれぞれの特徴が与えられ、たとえば株式会社形態の世界的な普及は、その特徴（法人格の具備、株主有限責任、株式の自由譲渡性、業務執行者への経営権限の付与、出資者による所有等）によるところが大きいと考えられます。

そして、会社法は、ガバナンス・ファイナンス・企業組織再編の分野に分けられることも少なくありませんが、それらの各場面で会社関係者の利害調整を図るルールを提供することを重要な役割としています。具体的には、株主と経営者（取締役）の利害調整、支配株主と少数派株主等、株主間の利害調整、および株主と会社債権者の利害調整についてルールを設けています。なお、伝統的な考え方では、上記の関係者以外の会社関係者の利益保護は会社法以外の法領域（環境規制、労働法等）に委ねられることとなりますが、近年、株主以外の会社関係者の利益の考慮についても、会社法がもっと前に出るべきであるという議論（ステークホルダー論）も主張されるようになっていきます。さらに、会社法の役割について、上記のような関係者の利害調整にとどまらず、現在では、会社法は、国の経済政策の重要な制度的インフラとして、そのあり方が議論されるようになっていきます。

一方、もう1つの研究対象である金融商品取引法は資本市場分野の基本法であり、情報開示制度、不公正取引の禁止および業者規制を柱としています。会社法とも密接にかかわるところが少なくなく、たとえば情報開示規制では、コーポレート・ガバナンスに対する関心の高まりを背景として、企業統治の体制の概要や監査体制の概要等、数字でない記述情報も求められるようになっていきます。

◆ 主な論文・著書

- 『非常時対応の社会科学—法学と経済学の共同の試み』（有斐閣、2016年）（齊藤誠と共編著）
- 「コーポレート・ガバナンスにおける規制手法の考察—ソフトローの側面を中心として—」商事法務 2109号 14頁—24頁（2016年）
- 『金融商品取引法の理論・実務・判例』（勁草書房、2019年）（河内隆史ほかと共編著）
- 『商事立法における近時の発展と展望—丸山秀平先生古稀記念』（中央経済社、2021年）（大杉謙一・小宮靖毅と共編著）
- 『CSR・ESG への法からの多面的接近—企業と環境・社会』（中央経済社、2025年）（単著）

◆ 主な担当科目

商法特講1(E), 商法演習1(E), 商法特講2(E), 商法演習2(E), 研究指導論, 研究報告論1, 研究報告論2, 特殊研究1(商法), 特殊研究2(商法), 特殊研究3(商法), 特殊研究4(商法)



のむら しゅうや
野村 修也 / NOMURA Syuya 教授

〉専門分野

商法

〉研究キーワード

リスク管理、コンプライアンス、コーポレート・ガバナンス、会社法改正、運送法、保険法

〉最終学歴・学位・取得大学

中央大学大学院法学研究科博士後期課程退学

〉問い合わせ先

[こちらのフォームよりお問い合わせください。](#)

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

準備中。

◆主な論文・著書

- 「定期傭船者によって『船長のために(for the Master)』発行された船荷証券と対外的契約責任の帰属主体(一)(二)」『比較法雑誌』22 巻3号、4号、1988 年、1989 年。
- 「死亡保険金受取人をめぐるとの最高裁判決」『民商法雑誌』114 巻4・5号、1996 年。
- 「ドイツにおける Identity-of-Carrier-Klausel の効力」『現代企業法学の課題と展開(戸田修三先生古稀記念)』文眞堂、1998 年。
- 「金融機関に求められるコンプライアンス体制」『商事法務』1527 号、1999 年。
- 「新会社法における社債制度」『ジュリスト』1295 号、2005 年。
- 「よくわかる新会社法」『会社法 A2Z』2007 年から連載。
- 『年金被害者を救え』(岩波書店)2009 年。
- 「組織再編—株式買取請求・差止請求」『ジュリスト』1439 号、2012 年。
- 『実務に効く コーポレート・ガバナンス判例精選』(有斐閣)2014 年。
- 「資金調達に関する改正」『ジュリスト』1472 号、2014 年。
- 『平成 26 年改正会社法—改正の経緯とポイント』(有斐閣) 2014 年。
- 『法務の技法シリーズ 経営の技法』(中央経済社)2019 年。
- 『令和元年会社法改正—改正の経緯とポイント』(有斐閣)2021 年。
- 「機関設計—現行法の整理と問題提起」『旬刊商事法務』2021 年。
- 『サステナビリティの経営と法務』(商事法務)2023 年。

◆主な担当科目

研究指導論,研究報告論1,研究報告論2,特殊研究1(商法),特殊研究2(商法),特殊研究3(商法),特殊研究4(商法)

◆メッセージ

商法を専門としています。大学で講義・研究に従事する傍ら、弁護士としても企業法務を中心としたリーガル・サービスを提供しています。また、様々な政府関係の委員を歴任することで、立法や行政にも関わりを持っています。特に、法制審議会の部会幹事ないし部会委員として、最近の商法・会社法の改正論議に参加しています。



はた きみまさ 秦 公正／HATA Kimimasa 教授

> 専門分野

民事手続法、裁判外紛争解決（ADR）

> 研究キーワード

民事訴訟、共有物分割、消費者紛争解決、調停、和解

> 最終学歴・学位・取得大学

早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程退学

> 問い合わせ先

khata001c@chuo-u.ac.jp

> リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

民事手続法に関する研究のうち、とくに以下 3 点について関心を持っています。

第 1 に、共有物の分割をめぐる訴訟手続です。たとえば、ある土地や建物を複数の者が所有（共有）している場合に、その共有土地や建物の利用や処分をめぐる紛争が生じることがあり、最近では所有者が不明の土地や共有者が多数いる共有地・建物からいろいろな法律問題が生じています。このような場合、土地や建物の共有状態を解消するために各共有者は共有物を分割する訴訟を提起することができますが、この訴訟は、代金の支払いを求める訴訟などとは訴訟手続が大きく異なると理解されています。そもそも、なぜそのような違いがあるのでしょうか？裁判ではどのような要件の下、どのような分割の方法を求めることができるのでしょうか？等々の問題があります。なお、2021 年の民法（共有部分）の改正によって、判例の立場が条文に反映されることになりました。

第 2 に、消費者紛争解決に関心があります。近時、ドイツ、日本において多数消費者被害の実効的な回復を目的とした立法がなされました。いずれも、被害者自身ではなく適格を認められた消費者団体が事業者に対して、損害賠償等の前提となる事実・法律問題の確認、あるいは、損害賠償についての共通義務の確認を求める訴訟を提起できるとするものです。一方、個別の消費者が実効的な救済を求められる方法も検討していく必要があります。どのような形で実効性を図ることができるのでしょうか。前者については、2022 年 5 月、実効性を高める法改正がなされました。

第 3 に、裁判外紛争解決（ADR）にも関心を持っています。日本では、とくに民間の調停や和解を促進するために、2007 年の裁判外紛争解決利用促進法（ADR 法）の施行されました。しかし、件数を見る限り、よく用いられているとは言えない状況が続いています。一方、ドイツに目を転じますと、2012 年のメディエーション法の制定、2017 年の消費者紛争解決法と相次いで ADR を促進する法律が制定・施行されています。連邦政府統計等では、相変わらず ADR の利用は低調との評価がなされていますが、それでも年間約 70,000～100,000 件の申立てがなされており、日本の ADR 法の利用件数である年間約 1,000～1,500 件に比べると大きな差があります。ドイツでの利用件数が多いのはなぜなのかが気になるところです。さらに、世界的に目を転じると、2019 年に発効したいわゆる国際商事調停に関するシンガポール条約の動向にも注意を払う必要があります。このよう事情を背景にして、2022 年に法制審議会から政府に対して ADR 法の改正についての答申がなされ、2023 年 4 月、改正 ADR 法が成立し、認証 ADR 機関における和解合意に執行力を付与する手続が導入されました。

◆主な論文・著書

- 「ドイツ法比較における日本の消費者 ADR の課題—事業者の情報提供義務の拡充に向けた新たな展開を視野に入れて—」現代消費者法 69 号 58 頁以下(2025)
- 「消費者紛争における裁判外紛争解決（ADR）の利用に関する事業者の情報提供義務：ドイツの消費者紛争解決法（VSBG）の議論を手掛かりに」法学新報 129 巻 8・9 号 115 頁以下(2023)
- 「仲裁合意の主観的範囲について—法人代表者等への拘束力の有無—」JCA ジャーナル 69 巻 8 号 18 頁以下(2022)
- 「消費者裁判手続と裁判外の和解—フォルクス・ワーゲン社に対するドイツのムスタ確認訴訟（Musterfeststellungsklage）における裁判外の和解締結事案を題材として—」法学新報 127 巻 11 号 109 頁以下(2021)
- 「共有物分割の訴えの審理に関する一考察」『民事訴訟法の理論』（有斐閣、2018）703 頁以下

◆主な担当科目

専門導入B（留学生のための日本法入門）、民事訴訟法特講1（C）、民事訴訟法演習1（C）、民事訴訟法特講2（C）、民事訴訟法演習2（C）、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1（民事訴訟法）、特殊研究2（民事訴訟法）、特殊研究3（民事訴訟法）、特殊研究4（民事訴訟法）

◆メッセージ

社会では民事の紛争が絶えません。であるのなら、その紛争をどのように解決することが望ましいのか。それぞれの方法には、それぞれの特徴があります。興味のある紛争解決方法を大学院の研究で掘り下げていきましょう。



はらだ つよし

原田 剛 / HARADA Tsuyoshi 教授

〉 専門分野

民法

〉 研究キーワード

契約法、契約責任、不法行為法

〉 最終学歴・学位・取得大学

京都大学博士（法学）

〉 問い合わせ先

htsuyoshi001l@g.chuo-u.ac.jp

〉 リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

これまで、民法の分野のうち、契約責任および不法行為責任（とりわけ共同不法行為）について研究してきました。

日本の現在の民法典は、明治期にまずフランス民法を参考にして起草され（旧民法）、その後、ドイツ民法（草案）の体系を参考とし、旧民法を改正するという方法で制定され、現在に至っています。民法典は、第1篇総則、第2編物権、第3篇債権、第4篇親族、第5編相続の5編に分かれ、条文は、1条から1044条まであります（もっとも、実際には、改正によって条数が増えています）。学問上、総則、物権、債権を財産法、親族、相続を家族法として区別しています。もっとも、総則は、家族法に関係をもっています。このなかで、物権と債権の2つの権利が、財産法の体系を特徴づけています。物権は、物に対する支配権（例えば、自分の物という場合の所有権が代表的です）、債権は、人に対する行為請求権（例えば、金銭の支払を請求したり、物を貸したり、建物を建てたりする）と特徴づけられ、私たちの経済・社会生活における、財産が誰に帰属するかという財産の帰属割当の秩序（物権）と、その財産の移転の秩序（債権）とに分かれます。このような体系は、ドイツ民法の体系をまねたものです。最近では、平成29（2017）年に120年ぶりに第3篇債権を中心として改正が行なわれました。私は、民法のこのような体系のうち、第3篇債権に関係した研究を行なっています。

以上のうち、契約（取引）は、債権の分野に属し、当事者の合意により財産（土地や建物、自動車等々）が移ることを正当化する最も重要制度です。不法行為は、このような財産の帰属の秩序や財産の移転の秩序が乱された場合、例えば、他人の財産を消滅させたり、また他人の生命や身体を侵害した場合に、損害の賠償を認める制度です。わたしは、契約に関しては、例えば、その典型である物の売買契約が行なわれた場合にその物が当事者が合意した内容と異なる物が給付されたり、請負契約で建てられた建物が当事者が契約した内容に合致しない場合に問題となる契約不適合責任について研究してきました。また、不法行為責任においては、総論的には過失責任原則と例外としての危険責任原理について、各論的には、とりわけ公害等、複数の者（企業等）により「共同」して他人の生命・身体・財産を侵害する場合、これらの者は、被害者に対して、連帯して被害者の損害の全額の賠償をすることを認める共同不法行為責任（719条）について研究してきました。

これらの研究は、私的自治の原則が支配する契約法の分野において当事者間の合意（意思）を尊重しつついかに当事者の公平を図ることができるか、加害者間の公平を図りつついかに被害者の救済を図り損害を公平に分担するべきか、という国民、市民間の利害を調整をする一般的規準を探究するもので、この点に重要な社会的意義があると考えています。

◆主な論文・著書

- 売買・請負における履行・追完義務（2017年、成文堂）
- 債権各論講義（2021年、成文堂）
- 民法第3編第1章「第1節債権の目的」再考——債権総論・各論の有機的関連の回復のための序説として——（法学新報130巻7・8号（2024年））
- 債権総論講義（2024年、成文堂）
- 追完請求権論の史的展開（2025年、成文堂）

◆主な担当科目

研究倫理・研究方法論（法学）、専門導入B（留学生のための日本法入門）、民法特講1（F）、民法演習1（F）、民法特講2（F）、民法演習2（F）、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1（民法）、特殊研究2（民法）、特殊研究3（民法）、特殊研究4（民法）

◆メッセージ

民法は、市民間における権利関係の基本を規定するもので、比較法的には、ローマ法、大陸（西洋）法に源を有するものです。それゆえ、一方では、それまでの歴史的・文化的な蓄積を有しつつ、他方では、現在問題となっている環境汚染、破壊等の、これまで民法が知らなかった問題をも包含する広がりと深さをもっています。これらのことを念頭におき、現代的な問題を歴史や比較法の成果を踏まえて法的問題として研究することは大変魅力的です。



ひらいずみ たかし

平泉 貴士／HIRAIZUMI Takashi 教授

〉専門分野

商法・商取引法

〉研究キーワード

国際海上物品運送法、船荷証券、船舶衝突、外観法理

〉最終学歴・学位・取得大学

中央大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得満期退学

〉問い合わせ先

[こちらのフォームよりお問い合わせください。](#)

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

私の専門分野は商法ですが、そのなかでも主に海商法を研究しています。海商法とは、形式的には商法第3編に定めるものを行い、実質的には、海上企業に関する特殊な法規整の総体をいいます。長い間、商法第3編の規定は、基本的に明治32年(1899年)制定のものであり現実の海事取引に適合してきませんでした。2018年により全面的な改正が実現し、ほぼ120年ぶりに商法商行為編(運送関係)および海商編が形式的にも実質的にも現代化を遂げました。

国際的な物流の円滑性は、現代の世界経済社会において不可欠なものといえます。2021年3月にエジプトのスエズ運河を1週間にわたって塞いだ大型コンテナ船座礁の余波が世界に広がり、欧米やアジアなど各地の港湾で荷揚げが滞ったとのニュースが報じられました。日頃は当たり前のもので意識することの少ない物流の重要性を再認識する機会となりました。

完全な島国である日本の貿易に占める海上貿易の割合は、トン数ベースでは99.6%(8億トン)、金額ベースでは71.6%(151兆円)に及んでいます(2023年)。円滑な物流を実現させるインフラストラクチャーの重要部分である国際海上運送法制について研究する大きな意義があります。商法の特別法である国際海上物品運送法などの研究が重要なものとなります。

また忘れてはいけないのが、国内海上運送(内航海運)の重要性です。2022年度の内航貨物輸送量は、トン数ベースでは3.2億トンと国内輸送機関別輸送量全体に占める割合は7.6%(自動車91.4%)ですが、輸送量に輸送距離を乗じた輸送活動量(トンキロ)ベースでは、1,626億トンキロと39.84%に及んでいます(自動車55.58%、鉄道4.41%、航空0.17%)。内航海運が特に鉄鋼、石油、セメント等の産業基礎資材の長距離・大量輸送に重要な役割を果たしていることがわかります。

法規整としては、商法第2編「商行為」第8章「運送営業」が、陸上・海上・航空および複合運送すべてに適用される総則規定、商法第3編「海商」が内航海海上運送に適用される特則規定、そしてさらに国際海上物品運送法が外航海海上運送に適用される特別法として位置づけられます。

◆主な論文・著書

- 『商法判例百選』(共著、神作裕之・藤田友敬編)有斐閣、2019年6月
- 「船舶衝突法の新たな展開—平成30年改正商法と船舶衝突条約との乖離—」法学新報126巻7・8号、2020年1月
- 「物品証券の債権的効力—平成30年商法改正を契機として」『商事立法における近時の発展と展望』中央経済社、2021年10月
- 「定期傭船者の船舶衝突責任—平成30年改正商法における判例の位置づけを中心として—」法学新報130巻9・10号、2024年3月
- 「営業廃止後の名板貸責任—平成17年商法改正後の動向を踏まえて」『現代企業法の新潮流』文真堂、2025年3月

◆主な担当科目

専門導入B(留学生のための日本法入門)、商法特講1(B)、商法演習1(B)、商法特講2(B)、商法演習2(B)、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1(商法)、特殊研究2(商法)、特殊研究3(商法)、特殊研究4(商法)

◆メッセージ

商法・企業法上の諸問題について、内外の最近の論文や判例を素材とした研究を行っています。ここ数年は、会社法・商取引法上の基本的な判例・事例研究を行いました。本年度は、商取引法、とりわけ、海商法および保険法を中心に検討する予定です。受講生の皆さんが、商法・企業法についての基本的知識の取得からはじまり、最終的には応用問題にも対応できるレベルに到達してもらいたいと思っています。少人数の授業ですから、活発な議論を期待しています。



み う ら お さ む
三浦 治 / MIURA Osamu 教授

〉 専門分野

商法、会社法

〉 研究キーワード

取締役の責任に関する法的処理のあり方、商法における行為規範と評価規範、企業訴訟法

〉 最終学歴・学位・取得大学

法学修士（中央大学）・中央大学大学院法学研究科博士後期課程退学

〉 問い合わせ先

omiura.17k@g.chuo-u.ac.jp

〉 リンク

[研究者情報データベース](#)

◆ 研究内容の紹介

わが国には、およそ 270 万社の会社があるが、そのうち 256 万社は株式会社である（しかし、資本金の額が 1 億円を超えている株式会社は、2 万社にすぎない—1%もない）。株式会社の経営を担っているのが当該会社の取締役（指名委員会等設置会社では、取締役および執行役）である。取締役・執行役は、会社に対して、当該会社の最善の利益を追求する義務を負っているが、ある取締役がこの義務に違反した経営判断を下したかどうかと争われることも多い。

これが裁判で争われるとき、裁判官はどのようなことに留意して判断しなければならないか。ある者の判断の是非が問題とされるケースはほかにもあるが（たとえば医療過誤）、ほとんどのケースは当該判断によって何らかの損害が生じたとの主張に基づいて争われることに留意しなければならない（損害が生じたなら上記の義務に違反した経営判断を下したのではないかと即断してはならない）。このことは医師の判断が問題になる場合にも共通しているが、取締役の経営判断が問題とされる場合は、さらに会社経営というものの特性を踏まえないといけない。経営判断というものは必ず成功するわけではないし、誰が判断するかによって相当異なる判断が下されてもよい。他の取締役なら驚くような経営判断が、事業を大成功に導いた例はたくさんあるだろう（この場合は、争いにならないわけだが）。会社は、それらを当然のこととして取締役・執行役を選び、会社の経営をまかしているのである。

こうした経営判断に対する法的評価の特性を、研究キーワードにあげた視点を意識しつつ考察している。

◆ 主な論文・著書

- 『基本テキスト 会社法 第3版』（中央経済社、2022年）
- 「平成 26 年改正・令和元年改正と平仄をあわせた不正発行規制」『商事立法における近時の発展と展望』（丸山秀平先生古稀記念論文集）617 頁（中央経済社、2021 年）
- 「株式の相続人（準共有株主）による議決権不統一行使の一方法」法学新報第 127 巻 3・4 号（野沢紀雅先生退職記念論文集）539 頁（2021 年）
- 「取締役の経営判断の過程と内容との区別 ——アパマンショップ事件各判決を検討素材として——」『企業法学の論理と体系』（永井和之先生古稀記念論文集）969 頁（中央経済社、2016 年）
- 「子会社管理体制に関する平成二六年会社法改正の意義」法学新報第 122 巻 9・10 号（永井和之先生退職記念論文集）364 頁（2016 年）
- 「第 7 章 なんでお母さんが株式会社の会議に出るの？ ——会社組織の法」『高校生からの法学入門』（中央大学法学部編/中央大学出版部）119 頁（2016 年）

◆ 主な担当科目

商法特講1(D),商法演習1(D),商法特講2(D),商法演習2(D),研究指導論,研究報告論1,研究報告論2,特殊研究1(商法),特殊研究2(商法),特殊研究3(商法),特殊研究4(商法)



もり ひかる
森 光／MORI Hikaru 教授

〉専門分野

ローマ法

〉研究キーワード

私法史、法学史、所有権、賃貸借、地役権、相隣関係

〉最終学歴・学位・取得大学

博士（法学）（中央大学）

〉問い合わせ先

[こちらのフォームよりお問い合わせください。](#)

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

ローマ法という分野は、現代の法制度、特に民法典におさめられている諸制度の成り立ちを明らかにすることを目指すものです。民法典におさめられている諸制度は、古代地中海世界において発達し、古代ローマの法学者たちによって学問的に精緻な分析が施されました。そして、その成果が古代末期に編纂されたいわゆる「ローマ法大全」の中に収められ、後世へと受け継がれました。この「ローマ法大全」はしばらく忘れられていた時期もありましたが、11 世紀以降、ヨーロッパ各地で誕生した大学法学部の中で研究され、諸種の思想や哲学の影響を受けつつ今日まで発展してきました。そうした中、19 世紀になると各地で民法典が編纂され、古代ローマ以来の諸制度がこの法典の中に規定されるに至りました。日本では明治になり、こうした民法典を受け継ぐとともに、法学という古代ローマ由来の学問を摂取することになりました。ローマ法という学問分野はこうした伝統の中に位置づけられます。

古代地中海世界は、私たち日本人をはじめとする東アジアの人間にとって全くの異文化世界であり、簡単に理解することができるものではありません。法学という学問は、人間の頭の中の中にのみ存在する諸概念を対象とするものであるため、こうした理解の難しさはさらに一段大きくなるといえます。私自身、どのようにローマ法の諸概念の世界にどのように踏み入るかいろいろ悩みました。そうしたなか、ローマ近郊のオスティア遺跡を訪ねたことがきっかけとなり、建物の遺跡という形があるものを手がかりとして、法という形の無い世界に入っていくという方法をとることを思いつきました。例えば、快適な居住環境を守るためどのようにローマ人が採光を確保していたのか。そのために近隣地の建物の所有者とどのように折り合いをつけていたのか。自分の土地の建物を高層化することで他人に迷惑がかかった場合、問題はどのように処理されたのか。こうした問題意識をもちつつ、遺跡の状況に合わせた形で当時の法学文献を読み直すことで、古代ローマの世界に没入することが可能になりました。

紀元後 79 年のヴェスビオ火山の噴火により、ポンペイやヘルクラナムといった都市が火砕流や溶岩流にのみこまれました。こうした都市は、現在までその大部分が発掘されています。またオスティア遺跡には 2 世紀から 3 世紀にかけてなされた建築の痕跡を数多くのこっています。こうした複数の遺跡を総合的に分析することで 1 世紀から 3 世紀の住環境の変化を明らかにできるのですが、この時代はちょうど古代ローマで盛んに法学文献が著された時期でもあります。近年考古学の領域において建築状況の変化が詳細に明らかにされており、このような成果をふまえて法史料を読み込むことで、私は、従来、文字史料にのみ頼ってきた解釈では見落としていたことを明らかにしていこうと考えています。

◆主な論文・著書

- 「建物破壊に関する三つの元老院議決について」『法学新報』127 巻 12 号 2021 年
- 「Labeo/Neratius D. 39, 2, 47. 古代ローマ法における建物と建物 の境界について 」『法学新報』126 巻 7・8 号 2020 年
- 「usucapio libertatis のオントロジー」津野義堂編『オントロジー法学』中央大学出版部 2017 年
- 『ローマの法学と居住の保護』中央大学出版部 2017 年

◆主な担当科目

法史学1(B),法史学2(B),研究指導論,研究報告論1,研究報告論2,特殊研究1(ローマ法),特殊研究2(ローマ法),特殊研究3(ローマ法),特殊研究4(ローマ法)



よねづ たかし
米津 孝司／YONEZU Takashi 教授

〉専門分野

労働法 社会法

〉研究キーワード

労働契約法、ドイツ法、社会法思想

〉最終学歴・学位・取得大学

法学博士（ドイツ・ケルン大学）

〉問い合わせ先

[こちらのフォームよりお問い合わせください。](#)

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

[個人ウェブサイト](#)

◆研究内容の紹介

労働法の基礎理論、特に労働契約法という分野の研究をしています。職場における使用者と労働者の関係は、基本的に契約の上に成り立っていますが、一般の契約関係と異なって、労働者は、使用者に対して交渉力で劣後する立場に立たされています。そこで、労働者が使用者と対等に交渉し、できる限り自由な意思で自分の労働条件をきめることができるようにするための様々なサポートを労働法は提供しています。解雇や賃金、労働時間、安全衛生、非正規労働者問題など、労働契約法の様々なテーマに共通する基本原理について、外国の法制度や歴史、法哲学などを広く視野に収めた理論の研究に取り組んでいます。

振り返ってみると、現在に至るまでの僕の研究は、まだ20代前半だった当時の問題意識を引き摺っていると言ってもいいのかなと思います。「市民法と社会法」というテーマがそれです。それは、ごく簡単にいうと、人格の独立、所有権絶対、契約自由といった近代市民社会の形成とともに確立した“市民法の原理”というものが、資本主義社会の進展とともに勃興発展する労働運動を背景に、労働法をはじめとする“社会法の原理”によって、どのように変化してきているのか、そしてこの両者の関係が、これからどのように変わっていくのか、という問です。

今、19世紀ドイツの社会学者で革命家でもあったカール・マルクスという人が、論壇でちょっとしたブームになっているようです。海外でも同様の動きが少し前からありました。僕は、これは資本主義というものがいよいよ終わりの時を迎え、それに変わる新しい時代（ポスト資本主義）の時代が到来しつつあることの予兆ではないかと思っています。コロナ禍を経験し、そして政府をはじめとして社会の権威あるとされてきた組織、エリートと言われる人たちの右往左往を目の当たりにして、この資本主義の世界がなんかおかしいぞと、肌感覚で感じる人が増えてきているようです。法というのは究極のところ民衆が歴史的に培ってきた正義についての感覚にその淵源があるのですが、今、世界で起こっていることの不可思議さ、そのことについての人々の集合的な無意識レベルでの変化は、いずれ、より明確な輪郭を持って多くの人たちによって表現されてゆくだろうと思います。そして、いずれはそれが巨大なうねりとなって、大きな社会変革をもたらしてゆく可能性があるように思います。「市民法と社会法」という問題を、僕は、こうした“ポスト資本主義”という大きな歴史的変化の中で解明していきたいと思っています。

◆主な論文・著書

- 『国際労働契約法の研究』尚学社、1997年
- 『アクチュアル労働法』法律文化社、2014年
- 「労働条件の不利益変更における信頼関係的合意」浅倉むつ子先生古稀記念論文集所収、旬報社、2019年
- 「就業規則の不利益変更における二重構造」山田省三先生古稀記念論文集、信山社、2019年
- 「国際労働関係の課題」講座労働法の再生6巻、日本評論社、2017年

◆主な担当科目

労働法特講1(D)、労働法演習1(C)、労働法特講2(D)、労働法演習2(C)、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1(労働法)、特殊研究2(労働法)、特殊研究3(労働法)、特殊研究4(労働法)

◆メッセージ

なんでもいいので、何か“これだ”というテーマを見つけることをお勧めします。それが既存の学問の枠に収まらないものであっても、また他人からはさっぱり理解されない物事であっても、自分にとって、なぜか、なにか抜き差しならない関係に立つことになってしまったその何事かにこだわり続け、それをコアにして自分を表現するスタイルを作っていけたらいいんじゃないでしょうか。



あ か ぎ み え こ
赤城 美恵子 / AKAGI Mieko 教授

〉 専門分野

中国法制史

〉 研究キーワード

清朝、裁判、朝審・秋審

〉 最終学歴・学位・取得大学

博士（法学）（東北大学）

〉 問い合わせ先

amieko002●g.chuo-u.ac.jp

〉 リンク

[研究者情報データベース](#)

◆ 研究内容の紹介

中国では、古来、天の運行と人の営みとは密接に関連するとの思想を背景に、刑罰の執行は、万物の生育する春夏を避け、秋冬に行うべきであるとされてきました。その一方で、威嚇効果の観点から、重大な犯罪であれば速やかに刑罰を執行しなければならないとも考えられていました。これをうけて、唐律は、死刑を、判決後季節を選ばずただちに執行するものと、判決が出てから秋後まで待つて執行するものとに分けています。さらに、唐律を引き継いだ明朝は、後者に関して、実際に執行する前に執行の可否を改めて問う再審理手続を導入しました。清朝は、周知のように満州族による異民族王朝ですが、死刑についてのこの区別及び後者に対する再審理手続（清朝では「朝審」「秋審」と称されます）を含め、明朝の司法システムを受け継ぎます。

私は、この朝審・秋審を中心に研究してきました。朝審・秋審では、裁判を行った皇帝や官僚たち（前近代中国では職業裁判官は存在しません）が、裁判を通じて彼ら自身が死刑と定めた罪囚について、裁判でも用いたその罪囚の罪状を検討材料にして死刑執行の可否を判断し、ときには減刑執行と決定します。さらには、清朝中期以降になると、朝審・秋審の判断基準として「秋審條款」が作られます。そうすると、裁判と朝審・秋審との関係、清朝の刑法規範である律・条例と秋審條款との関係をどのように説明することができるのでしょうか。あるいは、朝審・秋審の機能、ひいては裁判の機能とはいったいいかなるものだったのでしょうか。

また、最近では、清朝前期の裁判制度の整備過程にも関心を抱いています。これまでの朝審・秋審の研究を通じて、私は、清朝前期に朝審・秋審の手続が大きく変容したことを明らかにしました。清朝が明朝から受け継いだ裁判に関わる他の手続に目を転じて、同じような時期に、大きな変化を加えられています。清朝の司法システムが作り上げられていく時期の話ですので、したがって、この時期の裁判手続の整備過程を分析することで、清朝の司法システムの特徴を明らかにすることができるのではないかと考えています。

◆ 主な論文・著書

- 「大正刑事訴訟法における「存留養親」条項導入について」『中央ロー・ジャーナル』第 19 巻第 1 号、2022 年
- 「清代における戯殺について——秋審との関連から」『中央ロー・ジャーナル』第 21 巻第 3 号、2024 年
- 「戸水寛人と「東洋」法制史」『法の思想と歴史』第 5 号、2025 年

◆ 主な担当科目

特殊研究 1（法史学）、特殊研究 2（法史学）、特殊研究 3（法史学）、特殊研究 4（法史学）

◆ メッセージ

法史学では、史料を丹念に読み解いていくことで、当時の社会秩序のあり方や人々の法的なものの見方などを明らかにします。我々が常日頃イメージするものとは違うそれらを目の当たりにすることは、新鮮な驚きをもたらすとともに、我々の法の世界を捉え直すきっかけになるのではないのでしょうか。



いしやま ふみひこ

石山 文彦／ISHIYAMA Fumihiko 教授

〉 専門分野

法哲学

〉 研究キーワード

現代正義論、多文化主義、平等

〉 最終学歴・学位・取得大学

法学博士（東京大学）

〉 問い合わせ先

[こちらのフォームよりお問い合わせください。](#)

〉 リンク

[研究者情報データベース](#)

◆ 研究内容の紹介

私は、法哲学の学問領域のなかでも特に現代の正義論を研究しています。正義論は、法の目的あるいは法の目指すべき理念・理想を追究するもので、法哲学の基本問題として最も古くから論じられてきました。現代の正義論にはさまざまな潮流があり、それらは相互に大きく対立していますが、その多くは、（個々の法律や判決などではなく）法制度が全体として何を目指すべきかについて論ずるもので、いずれも、自由や平等といった基本的な価値を根底に据えているものと考えられます。

そうした現代の正義論のなかでも、私は特に多文化主義に関心を向けてきました。多文化主義は、現代の正義論のなかで理論としての歴史は浅いものですが、人間から切り離すことのできない文化という存在が、あるべき法制度を考察するにあたって無視できない理論的位置を有していることを指摘し、従来の正義論が文化を視野の外に置いていた（より正確には、特定の文化を暗黙の前提にしていた）ことを批判している点に、理論としての重要性を見出すことができます。文化の多様性をたんにスローガンとして唱えるのではなく、理論として、多様な文化の存在が、地球規模でも各社会内でも、なぜ、またどこまで望ましいことなのかを示すのは、たやすいことではありませんが、一つの解答を見出すべく、努力しています。この問題は、人・物・情報の移動が飛躍的に高まっている現代にあって、きわめてアクチュアルなテーマでもあります。

また、多文化主義とも接点のある問題として、平等の理念にも関心を持っています。多文化主義を推進しようとする動きは、差別に対する抵抗や異議申し立てとしての性格を併せ持つことがあるからです。

◆ 主な論文・著書

- 『問いかける法哲学』（共著、瀧川裕英編）法律文化社、2016 年
- 『国境を越える正義——その原理と制度 法哲学年報 2012』（共著、日本法哲学会編）有斐閣、2013 年
- 「多文化主義理論の法哲学的意義に関する一考察——ウィル・キムリツカを中心として（一）～（六・完）」『国家学会雑誌』113 巻 1・2 号、7・8 号、11・12 号、114 巻 3・4 号、9・10 号、115 巻 9・10 号、2000 年-2002 年

◆ 主な担当科目

法哲学1(A)、法哲学2(A)、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1（法哲学）、特殊研究2（法哲学）、特殊研究3（法哲学）、特殊研究4（法哲学）



しかた こう
四方 光／SHIKATA Ko 教授

〉専門分野

刑事政策、犯罪学、社会安全政策論

〉研究キーワード

サイバー犯罪、少年非行、企業犯罪、犯罪予防、再犯防止、複雑系システム論

〉最終学歴・学位・取得大学

博士（総合政策）（中央大学）

〉問い合わせ先

sko001w@g.chuo-u.ac.jp

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

刑事政策・犯罪学は、犯罪に関わる「価値」と「真理」が交差する知的フィールドです。人類が求めてきた法的価値に照らして、現実のどこに問題があるか検討し、その問題を解決あるいは現状を改善するために、人と社会は何をすべきかを考える学問です。ここで取り扱う「価値」は、正か悪かという単一基準による比較だけではなく、自由と安全、費用対効果など複数の価値基準のもとでのバランスを考慮しなければなりません。他方、人と社会に関する「真理」は、人類に共通する普遍的な真理だけでなく、その人その社会に特有な個性にも存在し、それら個性的な人や社会が相互に関係しあっています。このような複雑な価値、複雑な真理の中で犯罪に関わる現代社会の問題を解決しなければならないのです。

例えば、近年大きな問題となっているサイバー犯罪について考えてみましょう。パソコンやスマートフォン、インターネット空間は、昔からあったものではありません。しかし、今日では、パソコンやスマートフォンは個人の生活にとって不可欠なものであり、プライバシーに係る情報がたくさん保管されています。企業にとっても、今日では業務用のサーバや電子商取引のためのシステムは、日々の業務に欠かせないもので、個人情報や営業秘密などの大切な情報が保管されています。これらの電子機器やサイバー空間の登場と時を同じくして、不正アクセスやウイルスといった不正行為や不正プログラムも登場しました。個人のプライバシーは、サイバー空間が登場する前から法的に保護すべき重要な価値であり、これを守るには不正アクセスやウイルスを新たに規制しなければならませんでした。営業秘密は、昔から価値のあるものではありませんでしたが、従来は法的な保護はなされていませんでしたので、不正アクセスやウイルスの横行によって営業秘密が不正に取得される危険が高まり、法的に保護する必要が生じました。さらに、サイバー空間は急速に変化するために新たな脆弱性も次々に生まれ、不正アクセスやウイルスの手口も次々に生まれます。しかし他方では、インターネット上の自由や知る権利も守らなければなりませんし、情報セキュリティのためにいくらかでも費用をかけていいわけではありません。また、犯罪の取り締まりや処罰だけでなく予防も考えると、刑事司法だけでなく、行政機関や民間企業等の活動も重要です。

このような複雑な社会において、犯罪制御を多角的に検討しようとしたのが、社会安全政策論という新しい学問分野です。社会安全政策論は、刑事政策・犯罪学の指針ともなるべきものといえます。四方は、実務家出身教員として現実を直視する姿勢を維持しつつ、複雑系システム論という、自然科学の方法とは異なる複雑な社会を分析するのに適した比較的新しい科学哲学に基づいて、社会安全政策論や刑事政策・犯罪学の研究を行っています。

◆主な論文・著書

- 『サイバー犯罪対策』成文堂、2021年、共著
- 『日常のなかの〈自由と安全〉：生活安全をめぐる法・政策・実務』弘文堂、2020年、共著
- 『社会安全政策論』立花書房 2018年、共著
- 『社会安全政策のシステム論的展開』成文堂、2007年、単著

◆主な担当科目

専門導入B(留学生のための日本法入門)、刑事政策特講1(A)、刑事政策演習1(A)、刑事政策特講2(A)、刑事政策演習2(A)、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1(犯罪学・刑事政策)、特殊研究2(犯罪学・刑事政策)、特殊研究3(犯罪学・刑事政策)、特殊研究4(犯罪学・刑事政策)

◆メッセージ

四方は実務家出身教員なので、理論だけでなく実社会の現実を直視することを重視しています。犯罪に関する現実に関心のある学生諸君の受講を歓迎します。社会人学生には、受講しやすいように休日・夜間の時間帯の授業を用意しますので、社会人としての経験を理論的に整理する機会として大学院での研究に挑戦してみてください。



ただき まこと
只木 誠 / TADAKI Makoto 教授

〉専門分野

罪数論・競合論、故意論・錯誤論、生命倫理と法、矯正と法、経済刑法

〉研究キーワード

罪数、競合論、故意、錯誤、生命倫理と法、矯正、経済刑法

〉最終学歴・学位・取得大学

法学博士（中央大学）

〉問い合わせ先

mtadaki.265@g.chuo-u.ac.jp

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

[個人ウェブサイト](#)

◆研究内容の紹介

研究内容の詳細については、こちらをご覧ください。

<https://researchers.chuo-u.ac.jp/Profiles/1/0000050/profile.html>

◆主な論文・著書

- 『臨死介助および承諾についての比較法的考察』（中央大学出版部、2025 年）
- 「ドイツにおける自殺援助規制の現状」只木誠・佐伯仁志・北川佳世子編『甲斐克則先生古稀祝賀論文集[下巻]』（成文堂、2024 年）
- 『「二重評価」について』佐伯仁志・大澤裕・高山佳奈子・橋爪隆編『山口厚先生古稀祝賀論文集』（有斐閣、2023 年）
- “Der Umgang mit Sterbehilfeorganisationen in Japan” in: Gunnar Duttge/Makoto Tadaki(Hrsg.), Menschenwürde und Selbstbestimmung in der medizinischen Versorgung am Lebensende(Mohr Siebeck, 2022 年)
- 「臨死介助（自殺援助）団体とわが国の対応—自殺ソールズをめぐって—」只木誠・Gunnar Duttge 編『終末期医療、安楽死・尊厳死に関する総合的研究』（中央大学出版部、2021 年）

◆主な担当科目

研究倫理・研究方法論（法学）、専門導入B（留学生のための日本法入門）、刑法特講1（B）、刑法演習1（B）、刑事法特殊研究1（A）（刑法理論研究）、刑法特講2（B）、刑法演習2（B）、刑事法特殊研究2（A）（刑法理論研究）、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1（刑法）、特殊研究2（刑法）、特殊研究3（刑法）、特殊研究4（刑法）

◆メッセージ

大学院では、学部において得た法的知識をさらに深め、法解釈学の論理を探究し、ひいてはこれをさまざまな社会の問題・課題の解決に結びつけるべく研究に取り組んでいきます。学究の志高く、熱い心の皆さんをお待ちしています。



まが た おさむ

曲田 統 / MAGATA Osamu 教授

〉専門分野

刑法

〉研究キーワード

共犯、共同正犯、教唆、幫助、中立的行為、予防刑法、厳格責任

〉最終学歴・学位・取得大学

中央大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得満期退学 博士（法学）（中央大学）

〉問い合わせ先

omagata001t@g.chuo-u.ac.jp

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

私は、犯罪と刑罰にかかわる諸問題を扱う刑法学を研究しています。

中でも、第一に、「複数人が犯罪にかかわる犯罪事象をめぐる諸問題」に関心を持っています。これは、専門的には「共犯論」という研究領域です。刑法学において、この共犯論は、ドイツでの議論も参照されながら、かなり複雑に発展してきました。それでも、まだまだ議論は尽きていません。共犯論においては、さらに細かな研究対象がひしめいています。そうした状況のなか、私は、「そもそも共犯という犯罪事象の本質をいかに理解すべきか」について、より徹底した議論が必要だと考えています。共犯は個人を超えた集合体による犯行形態であり、したがって、単独犯と異なる特性を有する犯行形態として捉える必要がある。そう考えています。こうした捉え方は、共犯に特有の危険性に注目することにもなるので、そこから、そうした危険を有効に制御する方途について、より豊かな考察ができることになります。

第二に、「予防刑法のあり方」も私の研究テーマです。刑法の目的の一つは法益の保護です。したがって、刑法は、法益に危害をもたらす行為を予防する役割を担います。そこで出てくるのが、犯罪をより効果的に予防できる刑法理論とはどのようなものかという問いです。もちろん、人々の自由を不当に萎縮させるような刑法の用い方は許されません。この点を大前提として、刑事的な被害をより実効的に防ぎうる新たな考え方を探究しています。研究の進捗しだいではありますが、犯罪の基本形態に関する日本の共通理解に対して、一定の変更を迫ることが、その一つの答えとして導かれることになろうと予想しています。

◆主な論文・著書

- 『刑法演習サブノート210問』（第2版、共著、2024年）
- 『共犯の本質と可罰性』（単著、2019年）
- 「詐欺罪における「挙動による欺罔」に関する管見」研修911号（2024年）
- 「アルコール影響型・危険運転致死傷罪の主観要件」高橋則夫先生古稀祝賀論文集（2022年）
- 「共犯関係の解消について—私見の展開—」法学新報127巻9・10号（2021年）

◆主な担当科目

研究倫理・研究方法論（法学）、刑法特講1（A）、刑法演習1（A）、刑法特講2（A）、刑法演習2（A）、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1（刑法）、特殊研究2（刑法）、特殊研究3（刑法）、特殊研究4（刑法）

◆メッセージ

刑法学の世界は奥深く、難解です。どの考えが正しいのかもオープンです。したがって、基本を正確に押さえつつ、自由で柔軟な発想を持ち、果敢に、真摯に、社会的な諸問題に取り組み、解決策を提示していこうとする心構えが大切です。

こうした心構えを持ち、刑法上の何らかの問題に関心を寄せている方にお会いできることを楽しみにしています（あなたの関心が、上述した私の研究内容と全く異なってもいいように構いません）。



やすい てっしょう

安井 哲章／YASUI Tesshou 教授

〉専門分野

刑事訴訟法

〉研究キーワード

自己負罪拒否特権

〉最終学歴・学位・取得大学

博士（法学）（中央大学）

〉問い合わせ先

[こちらのフォームよりお問い合わせください。](#)

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

憲法 38 条 1 項は、「何人も、自己に不利益な供述を強要されない。」と定めています。これを自己負罪拒否特権といいます。この規定はアメリカ合衆国憲法に由来するものです。その内容は、自分で自分の有罪を証明することになる証拠を提出するように強要されない、というものです。要するに、自分の有罪を証明することになる証拠を提出する義務はないということです。

書類や帳簿の中には、企業の不正行為の証拠となる情報が記されていることがあります。アメリカ合衆国では、そのような書類・帳簿を取得する方法として、提出命令というものがあります。有罪を基礎づける情報が含まれているわけですから、そのような書類・帳簿を提出するように義務づけることは、自己負罪拒否特権に違反しそうです。しかし、会社などの組織の文書の場合、その提出を義務づけても自己負罪拒否特権侵害はないと考えられています。それは何故なのか。これについて考察を進めるのが私の研究です。このように、アメリカ合衆国における法運用や法解釈を調査し、我が国の刑事法運用に示唆を与えるものはないかを探究しています。

◆主な論文・著書

- 「合衆国憲法第五修正の自己負罪拒否特権の誕生」法学新報 127 巻 9・10 号(2021 年)83 頁以下
- 「強制処分と妨害排除効」858 号(2019 年)3 頁以下
- 「捜索差押えの対象の特定」法学教室 460 号(2019 年)18 頁以下
- 「文書の保護と自己負罪拒否特権」刑法雑誌 57 巻 2 号(2018 年)180 頁以下
- 「コンスピラシーとテロ等準備罪」刑事法ジャーナル 55 号(2018 年)33 頁以下

◆主な担当科目

刑事訴訟法特講1(C),刑事訴訟法演習1(C),刑事訴訟法特講2(C),刑事訴訟法演習2(C),研究指導論,研究報告論1,研究報告論2,特殊研究1(刑事訴訟法),特殊研究2(刑事訴訟法),特殊研究3(刑事訴訟法),特殊研究4(刑事訴訟法)

◆メッセージ

研究生活は、これまで積み重ねられてきた先人の研究業績の理解に努め、少しでも前に進もうと努力する過程をいいます。前に進むことができるかは分かりません。今日の努力がすぐに結果に結実するわけでもありません。しかし、自分なりの考えをまとめることができたときは、ささやかなものですが、達成感を味わうことができます。地味な毎日ですが、研究に勝る楽しみを、私は知りません。



やながわ しげき
柳川 重規／YANAGAWA Shigeki 教授

〉専門分野

刑事訴訟法、刑事法

〉研究キーワード

捜査の規律、刑事手続の原理

〉最終学歴・学位・取得大学

法学修士（中央大学）

〉問い合わせ先

syonagawa001q@g.chuo-u.ac.jp

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

犯罪捜査に関しては、憲法、刑事訴訟法により規律が加えられていますが、ある一定の捜査手法を用いることが適法か否かが大きな問題となる場合として、主に、法律の規定が十分でない場合と、法律が想定していなかった新たな捜査手法が用いられる場合があります。私が研究を行ってきたものでは、「強制採尿のための留め置き」の適法性が前者に、「位置情報の取得」が後者に当たります。

「強制採尿のための留め置き」の適法性」というのは、覚せい剤使用の疑いがある被疑者を警察官が街頭で発見した場合に、被疑者の尿の中に覚せい剤が含まれていないか検査するための令状（強制採尿令状）を得て、被疑者を病院等に連行するなどの方法がとられますが、令状の発付を得るには数時間を要するため、その間、被疑者をその場に留め置かなければなりません。しかし、被疑者が立ち去ろうとした場合に、その場に強制的に留めることができるとする法律の規定はありません。そこで、そうした留め置きをいかなる限度で行うことができるのか、被疑者が立ち去りたいと言え、それを認めなければならないのか、それとも、時には腕に手をかけたりするなど、一定の実力を行使して、留まるよう求めることができるのか、法律の規定がなければ許されない場合とはどのような場合なのか、といったことが問題となります。

「位置情報の取得」とは、GPSや携帯電話の基地局情報等を利用して被疑者の行動を監視する捜査手法の問題です。こうした機器や科学技術の発達により、以前は、警察官が張り込みや尾行をして、人手や労力をかけなければわからなかった被疑者の位置情報を、費用も労力もさほどかけずに長期間にわたり把握することができるようになりました。これは、捜査の効率を飛躍的に向上させるものでありますが、監視対象となる個人のプライバシーを大きく侵害するおそれのあるものでもあります。このような従来なかった捜査手法は、現在の法律の規定で適切に規制することができるのかできないのか、あるいは逆に、新たに法律を定めなければ一切許されないとすべきなのかということが問題となります。

このような問題について、外国の法制度とりわけアメリカ法についての研究により得られた知見を活かしながら、こうした捜査手法が現在ある法律でどこまで許されるのか、立法により解決しなければならない場合とはどのような場合かといったことを研究してきました。

◆主な論文・著書

- 共著『米国刑事判例の動向 VII』（中央大学出版部、2020年）
- 共編著『刑事訴訟法基本判例解説 第2版』（信山社、2018年）
- 「違法収集証拠排除法則の適用の在り方」法学新報 128 巻 1・2 号 33 頁（2021年）
- 「強制採尿のための留め置きに関する立法論」刑事法ジャーナル 62 号 76 頁（2019年）
- 「位置情報とプライバシー」法学新報 125 巻 11・12 号 605 頁（2019年）

◆主な担当科目

外国語文献講読（法学・英語）、専門導入B（留学生のための日本法入門）、刑事訴訟法特講1（A）、刑事訴訟法演習1（A）、刑事訴訟法特講2（A）、刑事訴訟法演習2（A）、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1（刑事訴訟法）、特殊研究2（刑事訴訟法）、特殊研究3（刑事訴訟法）、特殊研究4（刑事訴訟法）、リサーチ・リテラシー



あんど こういち

安藤 浩一 / ANDO Koichi 教授

〉 専門分野

経済学、企業財務論

〉 研究キーワード

マクロ経済、企業行動、財務戦略、コーポレートファイナンス、企業金融

〉 最終学歴・学位・取得大学

博士（経済学）（東京大学）

〉 問い合わせ先

ando.koichi.88a●g.chuo-u.ac.jp

〉 リンク

[研究者情報データベース](#)

◆ 研究内容の紹介

企業行動を軸に、マクロからミクロに至る民間経済のあり方について、経済学的な観点から研究しています。経済学は次第に分析対象を広げ、契約や組織等を考慮して、制度設計や政策評価を行う分析ツールへと変貌を遂げています。配当や資金調達などの企業の財務政策を考える際にも、重要な視点を提供します。

企業のどのようなイノベーションや財務戦略が、経済全体の成長や発展に有効に寄与していくのか、明らかにすることを目指しています。

◆ 主な論文・著書

- “Business Performance of Firms Using Debt”, Policy Research Institute”, Public Policy Review 2017 年 10 月
- 「経済成長と産業構造の変化」『RIETI ディスカッションペーパー』経済産業研究所、2017 年 7 月
- 「負債を利用する法人企業の経営成果について」『フィナンシャル・レビュー』財務総合政策研究所、2017 年 3 月

◆ 主な担当科目

国際企業財務論, 研究特論1(国際企業関係法)(J), 研究特論2(国際企業関係法)(J), 研究指導論, 研究報告論1, 研究報告論2, 特殊研究1(国際政治経済), 特殊研究2(国際政治経済), 特殊研究3(国際政治経済), 特殊研究4(国際政治経済)



おさかだ ゆうこ
小坂田 裕子／OSAKADA Yuko 教授

〉 専門分野

国際法（国際人権法）

〉 研究キーワード

国際人権法、先住民族の権利、難民・庇護希望者の権利、人間の尊厳概念

〉 最終学歴・学位・取得大学

博士（人間・環境学）京都大学

〉 問い合わせ先

[こちらのフォームよりお問い合わせください。](#)

〉 リンク

[研究者情報データベース](#)

◆ 研究内容の紹介

国際人権法、中でも先住民族の権利や難民・庇護希望者の権利、人間の尊厳概念を中心に研究を行っています。

◆ 主な論文・著書

- 『先住民族と国際法：剥奪の歴史から権利の承認へ』信山社、2017 年
- 『考えてみよう 先住民族と法』信山社、2022 年（深山直子・丸山淳子・守谷賢輔との共編著）
- 『開かれた入管・難民法をめざして－入管法「改正」の問題点』日本評論社、2024 年（安藤由香里・北村泰三・中坂恵美子との共著）
- 『アクティブラーニング国際人権法：学び、考える日本の実践』法律文化社、2025 年（斎藤民徒・谷口洋幸・棟居徳子との共編著）
- “An examination of arguments over the Ainu Policy Promotion Act of Japan based on the UN Declaration on the Rights of Indigenous Peoples”, *The International Journal of Human Rights*, Vol. 25 No. 6 (2021).
- “Indigenous Peoples as Actors in International Law-Making: Focusing on International Environmental Law”, in *Changing Actors in International Law*, ed. by Karen N. Scott, Kathleen Claussen, Charles-Emmanuel Côté, and Atsuko Kanehara, Brill, 2020.
- 「国際人権法における人間の尊厳の位相：国際人権章典に焦点をあてて（特集 人の「尊厳」と法秩序）」『法学セミナー』62 巻 5 号（2017 年）
- 「欧州人権裁判所による入管収容の合法性審査の発展と限界—自由権規約委員会との比較を通じて—」『国際法外交雑誌』第 121 巻第 3 号（2022 年）

◆ 主な担当科目

特殊講義(International Law From Japanese Perspectives), 国際関係法 1 (B), 国際関係法 2 (B), 研究指導論, 研究報告論 1, 研究報告論 2, 特殊研究 1 (国際関係法), 特殊研究 2 (国際関係法), 特殊研究 3 (国際関係法), 特殊研究 4 (国際関係法)

◆ メッセージ

大学院の授業では、国際人権法の内外の文献を講読し、ディスカッションを行うことを通じて、履修者の皆さんと一緒に問題関心を深めていきたいと考えています。



きたい たつ や
北井 辰弥 / KITAI Tatsuya 教授

〉 専門分野

英米法

〉 研究キーワード

英米契約法

〉 最終学歴・学位・取得大学

中央大学大学院法学研究科博士後期課程満期退学

〉 問い合わせ先

hope.64c@g.chuo-u.ac.jp

〉 リンク

[研究者情報データベース](#)

◆ 研究内容の紹介

英米契約法, とりわけイギリス契約法を損害賠償の3利益すなわち, 期待利益, 信頼利益そして原状回復利益の観点から研究してきました。最近では信義則や契約の解釈についても論文を発表しています。

◆ 主な論文・著書

● 「イギリスにおける契約の解釈」『法学新報』126 巻 7・8 号、2020 年

◆ 主な担当科目

外国語文献講読(法学・英語), 特殊講義(Introduction to Japanese Law)(A), 特殊講義(Comparative Constitutional Law), アメリカ私法1(B), 研究特論1(国際企業関係法)(H), アメリカ私法2(B), 研究特論2(国際企業関係法)(H), 研究指導論, 研究報告論1, 研究報告論2, 特殊研究1(英米契約法), 特殊研究2(英米契約法), 特殊研究3(英米契約法), 特殊研究4(英米契約法)

◆ メッセージ

授業では、「アメリカ私法」を中心に担当します。できるだけ日本法との比較を心がけるつもりです。



きむ おんすく

金 彦叔 / KIM Eonsuk 教授

〉 専門分野

国際私法、国際取引法、国際知的財産法

〉 研究キーワード

国際私法方法論、国際裁判管轄、外国判決の承認執行、国際商事紛争解決、国際仲裁、国際取引法、国際知的財産法 グローバルガバナンス

〉 最終学歴・学位・取得大学

東京大学法学政治学研究科博士課程修了・博士（法学）・東京大学

〉 問い合わせ先

ekim197●g.chuo-u.ac.jp

〉 リンク

[研究者情報データベース](#)

◆ 研究内容の紹介

国際私法、国際取引法を中心に研究をしています。グローバル化の進展に伴い、国際的な生活関係を営む個人や国境を越えてビジネスを行う企業の存在はもはや当たり前になりました。そういった個人や企業にとって、予測可能性のあるルールが存在は、何よりも重要です。私の研究分野である国際私法及び国際取引法の役目は、このような国際的な生活や事業を行う個人や企業に法的安定性を与えることであり、同時に具体的事案における妥当性を確保することだと考えます。そこで、私の研究では、外国的な要素を含む事案において、如何に法的安定性（予測可能性）を確保しながら具体的妥当性を図るかという観点から、国際私法や国際取引と関連した法の解釈論、法理論構成、立法論、国際的なルールの統一・ハーモナイゼーションの可能性等を考察しています。特に、国際私法方法論と関連しては、実質法的価値判断の抵触法への影響、国際私法を通じたグローバルガバナンスの実現可能性、ソフトローの抵触法的意義のような問題に注目しています。これらの問題は、国際取引法や国際企業法務のような分野横断的で実践的な法分野においても基礎となる重要な論点であると言えます。これらに関する問題関心の下、これまで、国際知的財産紛争、ライセンス契約、国際出願、営業秘密保護、消費者契約、CISG（国際物品売買に関する国連条約）、文化財の不法取引、国際信託、国際相続、懲罰的損害賠償制度、国際仲裁、国際決済などを具体的な研究題材として、抵触法と実質法との関係を意識しながら、国際私法の観点から研究をしてまいりました。国際私法の分野では、準拠法や国際裁判管轄、外国判決の承認執行の問題のようなオーソドックスな国際私法本来の問題のみならず、裁判外紛争解決手段としての国際仲裁や国際調停、さらにはグローバルガバナンスと関連した問題も扱っています。これらの問題は、企業の国際的な活動に関する法的規律を対象とする国際取引法分野においても欠かさない大事なトピックとなります。一方、国際取引法分野は現代において大きな広がりを見せており、上記のような問題以外にも多様な方面から検討すべきトピックがたくさんあります。今後は、これまでの研究を深めながら、実質法としての国際取引法分野についても研究を進めていく所存です。

◆ 主な論文・著書

- 『일본법 강의(日本法 講義)』(博英社、2021) 『国際知的財産権保護と法の抵触』(信山社、2011)
- 「グローバル化する家族と国籍 - 人権、連結点としての国籍」在日本法律家協会会報エトランデュテ 5 号(2024) p.179-202
- 「消費者契約の特別管轄—民訴訟3条の4、3条の7を中心に」国際私法年報24号(2022) pp.2-25
- 「知的財産権に関する国際裁判管轄法制の調和の可能性—日韓共同提案(2010)と韓国国際私法改正案(2020)からの考察」比較法学55巻3号(2022) pp.83-110
- 「婚姻意思(水戸家判平成28・12・16)百選45事件」国際私法判例百選[第3版]別冊ジュリスト256号(2021) pp.192-193

◆ 主な担当科目

研究倫理・研究方法論(法学)、総合特講(著作権法および関連する権利の現代的展開と実務)、国際取引法1(A)、LEGAL RESEARCH (B)、研究特論1(国際企業関係法)(D)、国際取引法2(A)、研究特論2(国際企業関係法)(D)、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1(国際取引法)、特殊研究2(国際取引法)、特殊研究3(国際取引法)、特殊研究4(国際取引法)

◆ メッセージ

私の大学院時代の指導教員は、「研究は頭ではなく足でやるものだ」とよくおっしゃっていました。それは自分の興味関心について自ら調べ、自ら確かめてみる、そのために行動することの大切さをおっしゃっていたと思います。皆さんともこのような姿勢で院での学びを深めていきたいと思っています。よろしくお願いします。



くにえだ しげき

國枝 繁樹 / KUNIEDA Shigeki 教授

〉 専門分野

財政学

〉 研究キーワード

税制、財政政策

〉 最終学歴・学位・取得大学

Ph.D. (経済学) (ハーバード大学)

〉 問い合わせ先

[こちらのフォームよりお問い合わせください。](#)

〉 リンク

[研究者情報データベース](#)

◆ 研究内容の紹介

研究者情報データベースの記載をご覧ください。

https://c-research.chuo-u.ac.jp/html/100002835_ja.html

◆ 主な論文・著書

研究者情報データベースの掲載論文をご覧ください。

https://c-research.chuo-u.ac.jp/html/100002835_ja.html

◆ 主な担当科目

研究特論1(国際企業関係法)(K),研究特論2(国際企業関係法)(K),研究指導論,研究報告論1,研究報告論2,特殊研究1(国際政治経済),特殊研究2(国際政治経済),特殊研究3(国際政治経済),特殊研究4(国際政治経済)

◆ メッセージ

我が国の税制・財政のあり方を、理論的・実証的観点から研究しています。



さとう のぶゆき

佐藤 信行 / SATO Nobuyuki 教授

〉専門分野

英米カナダ法、公法、情報法、比較法

〉研究キーワード

比較公法、カナダ憲法、情報法、英語による日本法表現

〉最終学歴・学位・取得大学

中央大学大学院法学研究科博士後期課程公法専攻中退・博士（法学）（中央大学、2000年）

〉問い合わせ先

nsato.06d@g.chuo-u.ac.jp

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

[こんな研究をして世界を変えよう](#)

[Chuo Online](#)

[Chuo Online](#)

◆研究内容の紹介

現代社会の特徴として、グローバル化と情報化の進展があります。これらは、従来と異なる様々な課題や問題を生起させています。それらの中で、主として公法領域に関わるものについて、英米カナダ法との比較を主要な方法論として研究しています。たとえば、電子化された情報の国境を超えた移転から生じる紛争の解決などが典型的な課題です。国境を超える法的問題については、これまで、事案ごとにいずれかの国や地域の法を選び適用するという「準拠法選択」の仕組みが用いられてきました。しかし、サイバー空間での越境問題について、これをそのまま適用するには限界があることが明らかになっています。一方で、準拠法として日本法を用いる解決策が妥当する場面でも、日本法についての知見が広く世界に共有されておらず、これが準拠法としても選択されづらいという問題も指摘されています。そこで、日本法情報の英語による情報発信のあり方についても、研究を進めているところです。

◆主な論文・著書

- Chapter 3: Japan in Anselmo Reyes et al. ed., Privacy and Personal Data Protection Law in Asia, Bloomsbury Publishing (2024)
- 『現代カナダを知るための60章』（明石書店、2021年）共編
- 「カナダにおける「テロ対策」としての重国籍者からの市民権剥奪：二〇一四年の導入から二〇一七年の廃止まで」法学新報 126 巻 7・8 号(2020 年)151 頁～181 頁単著
- “New Personal Information Protection Scheme in Japan: How Do Privacy Laws Work in the Age of Globalization and AI?” 『グローバル化を超えて—アジア・太平洋地域における比較法研究の将来—（日本比較法研究所研究叢書 120、日本比較法研究所創立 70 周年記念）』（中央大学出版部、2020 年）pp.115 - 132 単著
- 「裁判所によるインターネット情報の世界的規制の可能性—Google Inc. v. Equustek Solutions Inc. カナダ最高裁判所判決を契機として—」『憲法理論の再構築』（敬文堂、2019 年）pp.135 - 154 単著
- “The State of Legal Education in Japan: Problems and “Re”-Renovations in JD Law Schools”, 3-2 Asian Journal of Law and Society 213 (2016) 単著

◆主な担当科目

日本法リーガルリサーチ、情報法1(A)、特殊講義(リーガル・リサーチ基礎)、特殊講義(リーガル・リサーチ基礎)、特殊講義(Comparative Constitutional Law)、アメリカ公法1(A)、情報法2(A)、アメリカ公法2(A)、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1(情報法)、特殊研究2(情報法)、特殊研究3(情報法)、特殊研究4(情報法)

◆メッセージ

主として、英米カナダ法との比較という方法論で研究を進めています。情報法以外の領域でも、こうした方法論に関心がある方と一緒にできることを期待しています。また 2024 年度からは、日本法情報調査の授業を担当することになりました。主として留学生や社会人院生の皆さんを念頭に運営する科目ですが、体系的な日本法情報調査のトレーニングを受けておられない方であれば、どなたでも歓迎します。



さとう ふみひこ
佐藤 文彦／SATO Fumihiko 教授

〉専門分野

国際私法

〉研究キーワード

国際私法、比較法

〉最終学歴・学位・取得大学

博士（法学）（中央大学）

〉問い合わせ先

sfumihiko001w●g.chuo-u.ac.jp

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

国際私法とは、国際的（渉外的）な私法上の法律問題を扱う法分野です。現在、いわゆる国際社会は、主権国家により構成され、各国は、自由に法律を定めることができるという原則があります。法は、歴史・文化・伝統の所産ですから、各国の法は、当然異なります（法の国際性）。他方で、我々の生活関係は、国際化しています（生活関係の国際性）。この両者のギャップをいかに埋めるかが、国際私法の課題です。

いささかキャッチフレーズ的に言えば、「国際社会における私法上の問題解決を、理論の面から支える」のが、国際私法学となるでしょうか。

この国際私法の中でも、氏名法や家族法を中心に、研究をしています。もとより、国際私法学者にとっては「日常のパン」ともいわれる、比較法研究にも、力を注いでいます。

◆主な論文・著書

- 山内・佐藤（編）『＜標準＞国際私法』信山社
- 佐藤文彦『ドイツ国際氏名法の研究』成文堂

◆主な担当科目

研究倫理・研究方法論（法学）、国際私法1（A）、LEGAL RESEARCH（A）、研究特論1（国際企業関係法）（A）、国際私法2（A）、研究特論2（国際企業関係法）（A）、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1（国際私法）、特殊研究2（国際私法）、特殊研究3（国際私法）、特殊研究4（国際私法）

◆メッセージ

大学院で研究を進めようとするならば、是非、新たな知の地平を目指してください。



ならざき みどり
梶崎 みどり / NARAZAKI Midori 教授

〉 専門分野

国際私法、国際経済法

〉 研究キーワード

越境的環境損害、グローバルガバナンスと国際私法

〉 最終学歴・学位・取得大学

中央大学大学院法学研究科博士後期課程退学

〉 問い合わせ先

mnarazaki001z@g.chuo-u.ac.jp

〉 リンク

[研究者情報データベース](#)

◆ 研究内容の紹介

国際化の近時の潮流を国際私法の観点から分析し、諸国に通じる最適なルールは何かを検討するのが最近の研究です。アジア諸国の飛躍的躍進や経済底上げの結果、中近東やアフリカ、南米などに市場が拡大し、欧米・中国・韓国等アジア企業の間で競争が広がっています。他方、国家安全保障などを理由に、異民族や外国籍住民の排除や孤立化が進んでいます。経済成長を求めて国家の間で結ばれるルールがどのような影響をもたらすかについて、ChuoOnline「自由貿易協定に対する恐怖」<https://yab.yomiuri.co.jp/adv/chuo/opinion/20140623.html> (2014 執筆)を参照ください。

◆ 主な論文・著書

- 「気候変動訴訟と『ビジネスと人権』」『国際法外交雑誌』124 巻 1 号(2025)
- 「気候変動訴訟と国際私法 —Royal Dutch Shell に対するハーグ地裁判決の検討—」『国際私法年報』25 号(2023)
- 「海洋における越境的環境損害と国際民事訴訟—豪州モンタラ油田噴出事故訴訟—」『法学新報』129 巻 1・2 号(2022)
- 「親権に関する立法不作為を理由とする国家賠償訴訟と人権アプローチ」『比較法雑誌』56 巻 2 号(2022)
- 「越境河川汚染と『外国の法の考慮』—2000 年のバイア・マーレ事故を題材として—」『国際私法年報』22 号(2020)
- 「国家管轄権と国際私法上の連結—ドイツにおける特別連結論、公法抵触法、経済抵触法—」『国際法外交雑誌』116 巻 3 号(2017 年)

◆ 主な担当科目

国際経済法1(A), LEGAL RESEARCH (D), 研究特論1(国際企業関係法)(B), 国際経済法2(A), 研究特論2(国際企業関係法)(B), 研究指導論, 研究報告論1, 研究報告論2, 特殊研究1(国際経済法), 特殊研究2(国際経済法), 特殊研究3(国際経済法), 特殊研究4(国際経済法)



にしむら のぶふみ

西村 暢史／NISHIMURA Nobufumi 教授

〉専門分野

競争法

〉研究キーワード

独占禁止法、競争政策、規制産業

〉最終学歴・学位・取得大学

神戸大学大学院法学研究科博士前期課程修了修士（法学）

〉問い合わせ先

nnishimura001q@g.chuo-u.ac.jp

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

「競争」という言葉をどのように理解すれば良いのでしょうか。人與人、チーム間、会社間、国家間など様々なイメージがあるでしょうし、それが勉強やスポーツ、会社においてどのように捉えられているかも様々だと思います。私は、主に会社間の「競争」を法律という視点から捉え、この世の中には何らかの「競争」に関するルールが必要であり、そのルールはどのようなものが適切なのかを日々考えています。経済社会の基盤を担っている会社の望ましい行動とルールや規制という意味での法律の適正な関係を模索し、「競争」を正しく維持することで、私たちのような消費者の利益をいかに確保していくのか、また、日本国内にとどまらない世界における「競争」のルールという視点も忘れずに研究をしています。

◆主な論文・著書

- 独禁法 22 条における「組合の行為」〔網走管内コンクリート製品協組事件〕 経済法判例・審決百選[第 3 版]（2024 年）
- 抽象的な合意と状況証拠による立証〔協和エクシオ事件〕 経済法判例・審決百選[第 3 版]（2024 年）
- 価格カルテルにかかる意思の連絡の立証ーシャッターカルテル事件東京高裁判決 令和 5 年度重要判例解説ジュリスト（2024 年）
- 株式会社 MC データプラスに対する排除措置命令（公取委命令令和 6 年 12 月 24 日・令和 6 年（措）第 20 号）NBL1299 号（2025 年）

◆主な担当科目

特殊講義(Introduction to Japanese Law)(A), 特殊講義(Japanese Competition Law & Policy in Global Context), 経済法 1(A), 研究特論 1(国際企業関係法)(I), 経済法 2(A), 研究特論 2(国際企業関係法)(I), 研究指導論, 研究報告論 1, 研究報告論 2, 特殊研究 1(競争法), 特殊研究 2(競争法), 特殊研究 3(競争法), 特殊研究 4(競争法)

◆メッセージ

今あるルール（たとえば、現行の法典、司法判断、行政処分）を十分に理解することが学びの第一歩だと思います。



ほりえ あいこ
堀江 亜以子／HORIE Aiko 教授

〉専門分野

知的財産法

〉研究キーワード

商標法、著作権法、パブリシティ権

〉最終学歴・学位・取得大学

修士（法学）（東京都立大学） 東京都立大学大学院社会科学部博士課程基礎法学専攻満期退学

〉問い合わせ先

ahorie001c@g.chuo-u.ac.jp

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

知的財産法には、特許法・実用新案法・意匠法・商標法といった産業財産権法と呼ばれるもの及びそれに隣接するものとして、種苗法、半導体回路配置法、地理的表示法など、行政機関により権利が付与されるものについて規定する法律の他、文化的所産を保護することを目的とする著作権法、事業者間の公正な競争の維持を目的とする不正競争防止法などが規定されている。また、特に法規定が置かれていないものの、近年、知的財産法の一つとして、パブリシティ権が認められるようになってきている。担当者が長年にわたって研究対象としているものは、大きく分けて、立体商標制度とパブリシティ権である。このいずれも、複数の法規定との関わりを念頭に置いて、適切な保護のあり方等を検討する必要がある。また、権利保護の対象とされてから比較的短いものであることから、欧米との比較法的研究も必要である。このため、現在、隣接する法規定における論点にも目配りをしつつ、米、独、EUとの比較法的研究を進めているところである。

◆主な論文・著書

- 別冊ジュリスト・特許判例百選〔第6版〕「共有者の手足による実施〔蹄鉄事件〕」
- 別冊ジュリスト・著作権判例百選〔第7版〕「データベースの著作物性〔自動車データベース（翼システム）事件：中間判決〕」
- 「著作権及び著作者人格権の侵害に関する準拠法 ―XO 醬男と杏仁女事件―」『高部眞規子裁判官退官記念論文集 知的財産権訴訟の煌めき』きんざい（2021）
- 別冊ジュリスト・商標・意匠・不正競争判例百選〔第2版〕「並行輸入（2）―品質の実質的同一性〔NEONERO 事件〕」
- 「パブリシティ権侵害と損害賠償」『知的財産法研究の輪 渋谷達紀教授追悼論文集』発明推進協会（2016）

◆主な担当科目

総合特講（著作権法および関連する権利の現代的展開と実務）、知的財産法1（A）、LEGAL RESEARCH（E）、研究特論1（国際企業関係法）（C）、知的財産法2（A）、研究特論2（国際企業関係法）（C）、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1（知的財産法）、特殊研究2（知的財産法）、特殊研究3（知的財産法）、特殊研究4（知的財産法）



あおき ひろこ
青木 裕子／AOKI Hiroko 教授

〉専門分野

政治思想史

〉研究キーワード

イギリス啓蒙；スコットランド啓蒙；アダム・ファースン；コモン・センス哲学；プラグマティズム；近代日本の知識人

〉最終学歴・学位・取得大学

博士（学術）（国際基督教大学）

〉問い合わせ先

aohiro.87a@g.chuo-u.ac.jp

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

私の専門分野、政治思想史とはどのような研究分野なのか少し説明したいと思います。私たちが生きている今日の社会で、価値判断の共通の評価基準ないしは理想型、即ち、規範となっている概念があります。例えば、デモクラシーやリベラリズムといった概念です。しかしながら、デモクラシーやリベラリズムに何を期待するか、それらに基づいてどのような社会をよとするのかは人によって異なります。それどころか、デモクラシーやリベラリズムについての基本的な理解を共有することは難しいですし、また、デモクラシーとリベラリズムを混同している人がほとんどです。このため、こういった概念に基づいて描き出されている社会をよりよくしていきたいという思いは皆共有しているはずなのですが、共通理解のないまま話し合いをすると平行線をたどったり、混乱したりしてしまいます。

そこで政治思想史では、まずは「そもそも論」によって本質を掴もうとします。つまり、これらの概念は、（１）本来何を意味し、何を指していたのだろうか、ということ为先人たちの思想や哲学から紐解いていきます。そして、（２）時代とともにどのように変化してきたのだろうか、（３）その本質は、今日における問題の所在と関係しているのか、（４）どうあるべきものなのか、というような枠組で研究を進めていくことになります。研究する上で、どういう問題を切り口とし、どういった思想を参照するのかはもちろん自由です。

私自身はイギリス啓蒙思想、特に 18 世紀のスコットランド啓蒙思想のアダム・ファースンの国家と市民社会の思想を中心に研究を進めてきました。現在は、スコットランドのコモン・センス哲学とアメリカのプラグマティズムの影響関係を研究しています。アメリカはデモクラシーとリベラリズムを拠り所として発展してきた国で、デモクラシーとリベラリズムの光と陰がくっきりと見えます。そこで、デモクラシーとリベラリズムについての理解を深めるためにも、アメリカの哲学的バックボーンをなしてきたプラグマティズムについての理解を深めたいと思っています。また、明治、大正の知識人についても研究しています。明治・大正の知識人の前向きで晴れやかな思想的態度と時代背景に興味があります。

思想史研究は、難解な文献に内在して読み解く努力と、他者との対話による新たな気づきを重ねながらも、大きな視点や問題意識を持ち続けることに意義があります。また、「そもそも論」に立ち返って物事の本質を考えることは、皆さんが大学院修了後どのような道に進んでも、リーダーシップをとる際の指標になるはずです。大学院での学びと出会いが皆さんの人格を形成し、より豊かな人生の糧になることを願っています。

◆主な論文・著書

- 「第 1 章 アダム・ファースンにおけるコモン・センス的リアリズムの検討」、青木裕子・大谷弘編著(2020)『「常識」によって新たな世界は切り拓けるか』晃洋書房、pp. 9-28。(2020)
- 「解説 『市民社会史論』の魅力とその意義」アダム・ファースン(2018)天羽康夫・青木裕子訳『市民社会史論』京都大学学術出版会、pp. 427-37。(2018)
- 「自由貿易」、押村高編『政治概念の歴史的展開』晃洋書房、pp.179-202。
- Adam Ferguson (2015) edited and Preface by Yasuo Amoh, Darren Lingley and Hiroko Aoki, Adam Ferguson and the American Revolution, Kyokuto Shoten. (2015)
- 『アダム・ファースンの国家と市民社会』勁草書房。(2010)

◆主な担当科目

研究倫理・研究方法論(政治学)、政治思想史特講1(D)、政治思想史演習1(D)、政治思想史特講2(D)、政治思想史演習2(D)、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1(政治思想史)、特殊研究2(政治思想史)、特殊研究3(政治思想史)、特殊研究4(政治思想史)、特殊演習(政治学系)

◆メッセージ

大学院での学びと出会いが皆さんの人格を形成し、より豊かな人生の糧になることを願っています。



あきよし たか お
秋吉 貴雄／AKIYOSHI Takao 教授

〉 専門分野

公共政策学

〉 研究キーワード

政策過程分析

〉 最終学歴・学位・取得大学

博士（商学）（一橋大学）

〉 問い合わせ先

takiyoshi001n@g.chuo-u.ac.jp

〉 リンク

[研究者情報データベース](#)

◆ 研究内容の紹介

公共政策学の政策過程論を専門とし、政策過程分析の理論モデルに関する研究と、政策過程の事例分析を行っている。具体的には、前者に関しては、主に政策学習論、知識活用論、アイデアアプローチ、歴史的制度論等について研究を行い、後者に関しては、規制改革、民営化、会計検査制度等について分析を行っている。

◆ 主な論文・著書

- 「政治リテラシーと公共政策学」『年報政治学』2023-II号、2023年
- 「政府学習の分析枠組みをどのように再構築するか：学習の構造とプロセス」『年報行政研究』56号、2021年
- 『公共政策学の基礎 第3版』有斐閣、2020年（共著）
- 『入門 公共政策学：社会問題を解決する「新しい知」』中央公論新社、2017年
- 『公共政策の変容と政策科学：日米航空輸送産業における2つの規制改革』有斐閣、2007年

◆ 主な担当科目

研究倫理・研究方法論（政治学）、行政学特講1（B）、行政学演習1（B）、行政学特講2（B）、行政学演習2（B）、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1（行政学）、特殊研究2（行政学）、特殊研究3（行政学）、特殊研究4（行政学）、特殊演習（政治学系）



いぐち さとし
井口 暁／IGUCHI Satoshi 准教授

〉専門分野

リスク社会学、理論社会学

〉研究キーワード

リスク、不確実性、非知、対話、社会システム理論

〉最終学歴・学位・取得大学

博士（文学）京都大学

〉問い合わせ先

[こちらのフォームよりお問い合わせください。](#)

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

科学技術の発展に伴うリスク(risk)、不確実性(uncertainty)、科学的非知(scientific non-knowledge)の問題、それらをめぐる社会的コンフリクト、およびその克服策について、リスク社会学、リスク社会論、非知の社会学の観点から研究を進めています。

これまで、ニクラス・ルーマンやウルリッヒ・ベック、ペーター・ヴェーリングが展開したリスクと非知の社会学に注目し、理論的發展と応用研究を試みました。そしてその観点から、2011年に発生した福島第一原発事故と放射線被ばくをめぐる社会的・科学的・政治的な論争と対立に焦点を当て、その構図と背景、意図せざる帰結を明らかにし、対立を乗り越えるための「リスク対話」の方策について構想を進めました。

近年は、無知／非知研究の分野にも取り組んでいます。中でも、「科学的非知(scientific nonknowledge)」、つまり科学的に十分に解明されていない未知のリスクや危険性をめぐり、科学内部にどのような背景からどのような見解の相違や対立が存在するのか、科学内部の非知認識の多元性や階層性は科学技術をめぐる政治的意思決定にどのような影響を及ぼすのか、について関心を持っています。また、「わからない」という非知の状態を、デメリットをもたらす有害な状態として捉えるのではなく、場合によっては多くのメリットをもたらす有益な状態として捉え直そうとする、「非知の有益性」論にも関心を持って研究を進めています。

以上と並行して、ドイツの社会学者ニクラス・ルーマンが展開した社会システム理論と現代社会分析が有する現代的意義と応用可能性について関心を持って研究を進めています。最近では、ルーマンが芸術システム論の中で展開した「モノ論」に注目し、アクターネットワーク理論やポストヒューマン論によって進められてきた人文社会諸科学の「存在論的転回」に対して持つ意義と貢献についても検討を進めています。

◆主な論文・著書

- 『ポスト3・11のリスク社会学——原発事故と放射線リスクはどのように語られたのか』ナカニシヤ出版、2019年。
- 「構築主義論争とルーマン理論」『現代社会学理論研究』第15巻、2021年。
- 「日常人類学における共同性と了解」『日常実践の社会人間学』（松田素二ほか編著）、山代印刷株式会社出版部、2021年。
- 「アグノロジーと非知社会学」『科学史研究・[第Ⅲ期]』第303号、2022年。
- 「知らないでいることの恩恵と価値——規範的非知論の挑戦」『現代思想』第51巻第7号、2023年。

◆主な担当科目

研究倫理・研究方法論(政治学)、政治社会学特講1(A)、政治社会学演習1(A)、政治社会学特講2(A)、政治社会学演習2(A)

◆メッセージ

大学院での研究は、自分の興味関心をとことん突き詰められる貴重な時間です。研究は孤独で苦しさに伴う営みですが、ぜひ皆さんの仲間と議論し、「まだ答えの出ていない問題」に自分なりに納得のいく答えを見つけ出してください。



いそざき はつひと

磯崎 初仁 / ISOZAKI Hatsuhito 教授

〉専門分野

地方自治論（地域政治論）、行政学、政策法務論

〉研究キーワード

地方政府、地方分権、自治体政権、自治体議会、都道府県制度、政策法務・自治体法務

〉最終学歴・学位・取得大学

東京大学大学院法学政治学研究科修士課程修了

〉問い合わせ先

VZL03166●nifty.com

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

[ブログ](#)

◆研究内容の紹介

私の研究の目標は、日本の地方自治を理論と実務の両面から解明することであり、特に最近はこの3つを柱にしています。

第1に、1990年代から進められている地方分権の実態を明らかにして、制度をつくる権限（立法権）の拡充をめざす「立法分権」を進めるための方策を考えることです。

第2に、自治体が法令の自主解釈権や条例制定権を生かして自らの政策の実現を図る「政策法務」の可能性を検討し、自治体の職員や議員の力量向上の方策を検討することです。

第3に、都道府県の機能を分析し、その政策的主体性を展開する条件補探とともに、人口減少時代の都道府県と市町村関係を考えることです。

◆主な論文・著書

- 『立法分権のすすめ』ぎょうせい、2021年
- 『ホーンブック地方自治（新版）』共著、北樹出版、2020年
- 『自治体政策法務講義（改訂版）』第一法規、2018年
- 『自治体議員の政策づくり入門』イマジン出版、2017年
- 『知事と権力』東信堂、2017年

◆主な担当科目

研究倫理・研究方法論（政治学）、地域政治論特講1（A）、地域政治論演習1（A）、地域政治論特講2（A）、地域政治論演習2（A）、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1（地域政治論）、特殊研究2（地域政治論）、特殊研究3（地域政治論）、特殊研究4（地域政治論）、特殊演習（政治学系）

◆メッセージ

大学院では、地域政治論特講、同演習などを担当します。

地方自治の理論と実務を橋渡しするような授業を目指したいと思います。

参加者の負担は大きいかもしれませんが、苦勞に見合うような成果も得られる機会にしたいと思います。



くどう ひろこ
工藤 裕子 / KUDO Hiroko 教授

＞ 専門分野

公共経営論、公共政策学

＞ 研究キーワード

eGovernment、行政のデジタル化、スマートシティ、ビッグデータ、AI、スポーツ政策、Co-production、地方行財政改革

＞ 最終学歴・学位・取得大学

Ph.D. (公共政策学) (ヴェネツィア大学)

＞ 問い合わせ先

[こちらのフォームよりお問い合わせください。](#)

＞ リンク

[研究者情報データベース](#)

◆ 研究内容の紹介

政府がいかに政策を形成し、それを執行するのかについて、政策形成過程および行政組織の経営を研究する。前者の政策形成過程については、都市政策、スポーツ政策、保健医療政策、文化政策などを事例に、ビッグデータや AI を含め、デジタル・テクノロジーの進展を受けて変容する政策形成の方法とその可能性、また政策の受益者である市民が政策形成過程に参加する可能性と方法などについて研究している。後者の行政組織の経営については、省庁・独立行政法人・地方自治体など組織のタイプによる相違、組織における人材の確保および育成の方法、組織マネジメントの手法と改革、そして公共サービスの供給方法などについて研究している。

テクノロジーの進展がめざましい現在、民間企業は適宜それらを取り入れてビジネスに反映させることが出来るが、行政機関は法の支配に基づいて行動するため、変化は容易ではない。しかし、時代の要請に応えるためにはより柔軟で迅速な対応が求められている。このため当該研究は、行政機関が新たなテクノロジーをどのように導入し活用することが出来るのか、また、現行制度との齟齬をどのように解決することが出来るのか、などの疑問に答えるものである。デジタル・テクノロジーとソーシャル・メディアの発達は、市民参加の方法と規模を根本的に変えつつあるが、制度が未整備なために十分に活用されていないが、当該研究はこの点についても方法と可能性を検討するものである。

◆ 主な論文・著書

- (2024) “Co-production: An Ethnographic Analysis of Local Services with Renewed “Traditional” Methods, in Irvine Lapsley and Peter Miller (eds.), The Resilience of New Public Management, Orford University Press. pp.262-292.
- Park, S. and Kudo.H. (2024), “Cultural institutions as knowledge-intensive public organisations (KIPOs) and their role: how digitalisation can change them providing sustainable and accessible public services”, in Journal of Public Budgeting, Accounting & Financial Management, 36(5): 660-684.
- Aristovnik, A., Kudo, H., Murko, E., Sugawa, T., and Ravšelj, D. (2023), “Investigating public governance models in Slovenia and Japan: a comparative survey on state and local government”, in Administrativna in Management Public, 41:6-25.
- (2021) “Right to Security and Safety and the Role of Professionals: Lessons from the Italian L’Aquila Earthquake”, in Brown, D.C.G., and Czaputowicz, J. (eds.), Dealing with Disaster: Public Capacities for Crisis and Contingency Management, IIAS Public Governance Series Vol.2., pp. 395-419.
- Vermiglio, C., Kudo, H., and Zarone, V. (2020), “Making a Step Forwards Urban Resilience: The Contribution of Digital Innovation”, in Bevilacqua, C., Calabrò, F., and Della Spina, L. (eds.), New Metropolitan Perspectives: Knowledge Dynamics, Innovation-driven Policies Towards the Territories’ Attractiveness, Volume 1, Springer, pp.113-123.
- (2020)「地域性を担保するイタリアの行政制度と都市計画一鍵を握る地方自治体、そして諸刃の剣の法制度」『都市計画』347号、Vol.69, No.6,
- (2019) ‘Death of “Open Data”? How Open Data has been realising and/or not realising Open Government’, in Proceedings of the Central and Eastern European eDemocracy and eGovernment Days 2019, Austrian Computer Society, pp.312-324, (Best Paper Award)

◆ 主な担当科目

研究倫理・研究方法論(政治学),行政学特講1(C)

(Advanced Introduction to Public Management),行政学演習1(C)

(Public Governance),行政学特講2(C)

(Advanced Introduction to Public Management),行政学演習2(C)

(Public Governance),研究指導論,研究報告論1,研究報告論2,特殊研究1(行政学),特殊研究2(行政学),特殊研究3(行政学),特殊研究4(行政学),特殊演習(政治学系)



こ が み つ お
古賀 光生 / KOGA Mitsuo 教授

〉 専門分野

比較政治学、比較政治史

〉 研究キーワード

政党システム、西欧政治、急進右翼、ポピュリズム、極右

〉 最終学歴・学位・取得大学

東京大学法学政治学研究科博士課程修了・博士（法学）（東京大学）

〉 問い合わせ先

mituokoga.784@g.chuo-u.ac.jp

〉 リンク

[研究者情報データベース](#)

[個人ウェブサイト](#)

◆ 研究内容の紹介

西欧の急進右翼政党について、政党システム論という理論枠組に従って研究しています。特に、組織構造が政党内部での意思決定に及ぼす影響に注目して、急進右翼が「急進化」するか「穏健化」するかについての検討しています。

かつては急進右翼政党の台頭が西欧の民主政治を揺るがしかねないと危惧されましたが、中東欧諸国に比べれば、現時点ではその影響は限定的との理解が専門家の間で定着しつつあります。なぜ、西欧では急進右翼の台頭が民主政治の枠内で収まっているのか、それを制度的な配置の観点から検討することは、民主政の根幹を理解するうえで重要な手掛かりになると考えています。

◆ 主な論文・著書

- 最近の成果として、共著（ひとつの章を担当）として、以下があります。
- 伊藤武・網谷龍介編著『ヨーロッパ・デモクラシーの論点』（ナカニシヤ出版、2021）。
- 水島治郎編著『ポピュリズムという挑戦』（岩波書店、2020）。
- 岩崎正洋編著『大統領制化の比較政治学』（ミネルヴァ書房、2019）。
- 水島次郎編『保守の比較政治学』（岩波書店、2016）。

◆ 主な担当科目

研究倫理・研究方法論（政治学）、専門導入A（社会人のための計量政治学入門）、政治史特講1（A）、政治史演習1（A）、政治史特講2（A）、政治史演習2（A）、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1（政治史）、特殊研究2（政治史）、特殊研究3（政治史）、特殊研究4（政治史）、特殊演習（政治学系）



たかはし とおる
高橋 徹／TAKAHASHI Toru 教授

〉専門分野

社会学、メディア論

〉研究キーワード

コミュニケーション、メディア、社会システム論

〉最終学歴・学位・取得大学

博士（文学）（東北大学）

〉問い合わせ先

ttakahashi.70n@g.chuo-u.ac.jp

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

（以下の説明に関連する文献を次項の「主な論文・著書」に記した番号で示しています。）

現代社会のメディア環境（とりわけソーシャルメディア研究に必要なデータ取得法）は移り変わりが激しいことから、短期の変化のみならず、中長期的な構造的変化を捉えることも重要な視点となります。私の研究では、20 世紀以降の情報流通環境の変化を考慮に入れて、一般社会通念や共有知識がどのようなプロセスで形成されるのかについて関心をよせています(①)。

従来、一般社会通念や共有知識の形成において中心的な役割を果たしてきたジャーナリズムは、メディア環境の変化に伴って様々な課題に直面しています。とりわけ、社会における情報発信主体の拡大によって、「ジャーナリズム」とは何かという根本的な問題が問われる(④)とともに、アルゴリズムを介して世論の関心を取り入れる情報選択のメカニズムがジャーナリズムの自律性にも問いを投げかけています(②)。

前世紀から現在に至るまで大衆メディアを舞台に「劇場」型のメディア政治が展開されてきました。私の研究では、むしろ個別具体的な問題解決に指向したメディア利用のあり方に着目し、これを批判的なオルタナティブとして従来型のメディア政治を相対化する視点を重視しています。例えば、東日本大震災の直後から、オンライン上でボランティア活動に対する募金やボランティアの募集などが積極的に展開されました。こうした動きは、政治報道によって映し出される「永田町政治」とは異なる次元で行われる社会的な諸問題の解決に向けた努力です。現代のメディア環境においては、そうした自治的な取り組みもまた重要な、注目すべき取り組みだと考えています(①、③、⑤)。

◆主な論文・著書

- ① *Observing News and Media in a Complex Society: A Sociocybernetic Perspective*, Brill, 2024.
- ② 「アルゴリズム時代におけるジャーナリズムの自律性—社会システム論の視点から—」『法学新報』132(3/4), 2025 年.
- ③ 「市民活動とソサエタルメディア—宮城県所管NPOにおけるメディアの支援的活用の調査から—」『法学新報』128(9), 2022 年.
- ④ 「公共圏とジャーナリズム—ジャーナリズムの『境界』をめぐるジャーナリズム・システム論の展開と課題—」『法学新報』127(5/6), 2021 年.
- ⑤ “Governing and societal media for building resilience: A sociocybernetic study of the disaster recovery in Japan” *Current Sociology*, 67(4), 2019.

◆主な担当科目

研究倫理・研究方法論(政治学), コミュニケーション論特講1(A), コミュニケーション論演習1(A), コミュニケーション論特講2(A), コミュニケーション論演習2(A), 研究指導論, 研究報告論1, 研究報告論2, 特殊研究1(コミュニケーション論), 特殊研究2(コミュニケーション論), 特殊研究3(コミュニケーション論), 特殊研究4(コミュニケーション論)

◆メッセージ

人々が一日中メディアを介した情報を大量に消費している現代において、メディアは良くも悪くも人々の視点を規定しています。また、そうした視点から距離を取って別様な視点をとることも難しいといえます。しかし、逆にその点が研究という営みを通して取り組むやりがいのある課題ともいえます。



たけち ひでゆき

武智 秀之／TAKECHI Hideyuki 教授

〉専門分野

行政学、公共政策、都市政治

〉研究キーワード

公共政策、行政学、福祉政策、政策調整

〉最終学歴・学位・取得大学

博士（法学）（中央大学）

〉問い合わせ先

[こちらのフォームよりお問い合わせください。](#)

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

公共政策の研究、特に社会保障政策について研究してきました。近年は農業政策、地域活性化、文化政策など公共政策の全般について研究を進めています。また、内閣調査局や経済安定本部という政府中枢機関の歴史的な研究も行っています。

◆主な論文・著書

- 『公共政策の文脈』中央大学出版部、2018 年
- 『政策学講義 第2版2刷』中央大学出版部、2021 年
- 『行政学』中央大学出版部、2021 年

◆主な担当科目

研究倫理・研究方法論(政治学),行政学特講1(A),行政学演習1(A),行政学特講2(A),行政学演習2(A),研究指導論,研究報告論1,研究報告論2,特殊研究1(行政学),特殊研究2(行政学),特殊研究3(行政学),特殊研究4(行政学),特殊演習(政治学系)

◆メッセージ

大学院が主催するイベントなどに参加して職員の方々などに相談することをお勧めします。
大学院の試験に応募の際には問い合わせフォームなどを利用して、武智へ事前に相談いただければ幸いです。



たまきのぶひこ 玉置 敦彦／TAMAKI Nobuhiko 教授

＞ 専門分野

国際政治学、同盟論

＞ 研究キーワード

非対称同盟、アメリカ外交史、日米関係、アジア太平洋国際政治、帝国、覇権、冷戦

＞ 最終学歴・学位・取得大学

東京大学大学院法学政治学研究科博士課程修了・博士（法学）（東京大学）

＞ 問い合わせ先

[こちらのフォームよりお問い合わせください。](#)

＞ リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

【重要】私の指導を希望する場合は、上記の「問い合わせ先」のフォームから可能な限り最も早い段階でコンタクトをとることを強く推奨します。また学術論文執筆には、①学部卒業相当の政治学・国際政治学の知見、②研究論文執筆経験、③院試免除相当の英語能力、④高度な日本語運用能力が必要不可欠です。

「国際政治学」、あるいは「国際政治学者」という言葉を、聞いたことはあるでしょうか？ 日本を取り巻く国際情勢が厳しさを増す中、「国際政治学」を枕詞として、様々な立場の人が、いろいろなことを発言する機会が、新聞でもテレビでも SNS でもずいぶん増えてきたように思います。その中には、世界で起きている様々な事象を独自の視点で情報収集し、それについての見解を述べている、というものが散見されます。もちろん、ジャーナリズムや官庁といった、様々な実務経験を踏まえての発言であることが多いでしょう。

しかしながら、大学において研究対象となっている「学問分野としての国際政治学」は、こうした実務経験に基づく国際情勢分析とは異なります。第一次世界大戦終結を前後して大学に国際政治学の講座が設置されて以来、徐々に体系化されてきた知的蓄積があり、さらにそれは近代欧米の歴史的経験に淵源を持ちます。こうした知の蓄積を背景に新たな議論を構築する、それも未来に関する政策提言のみではなく、何らかの形で現在・過去の事象に関する分析を行うことが、大学における国際政治学の役割です。

以上のように範囲を絞り込んでも、なお国際政治学の対象とする事象は非常に広大です。時代としては概ね 17 世紀から現代までを（さらに古い時代を扱うべきだとの主張もあります）、また地域としては世界のほぼ全域をカバーしています。問題領域としては、何らかの形で国家間の関係を扱うという点で共通しますが、これも内政のみを扱うわけではないという程度の曖昧なコンセンサスしかないと言ってよいでしょう（内戦はこの重要な例外です）。

もちろん、国際政治学の扱う範囲を絞り込むべきという主張もありますし、その範囲から外れる研究を国際政治学と認めないという立場をとることはできます。あるいは、特定の метод論をより「進んだ」ものと考え、そうでないものを「遅れた」ものとみなすこともできます。しかしながら、少なくとも私は、特定の視点から他の研究を外在的に批判する立場をとりません。院生のみなさんの自主性を最大限尊重したいと思います。

とはいえ、一人の教員が指導を担当できる範囲は限られています。そして大学院における学修は、研究を進めるためにあります。私の研究内容を以下に簡単に紹介しますので、みなさんの関心と合致する研究内容なのか、見極めていただければと思います。

私の専門は同盟論であり、主たる研究対象は、日米関係をはじめとした、冷戦期以降のアメリカと北東アジア・東南アジア諸国の同盟関係です。同盟の根幹は安全保障にあります。冷戦期以降のアメリカの同盟は、強大なアメリカと、これに比べればより国力の小さい諸国の同盟関係でした。これを非対称同盟と呼びます。そしてこの特徴故に、アメリカの同盟は、安全保障のみならず、経済や価値、そしてアメリカの主導する国際秩序そのものと極めて密接な関係を持ってきました。現代の同盟を理解するためには、帝国や覇権、国際秩序に関する理論的検討との接点を探ることが不可欠となります。したがって私も、実証面では、アメリカと日本の同盟関係の検討にはじまって米比同盟・米韓同盟へと研究対象が広がり、また理論面でも同盟のみならず、帝国・覇権・秩序、さらに国際制度や戦略といった概念と向き合うこととなりました。近年は日本から見た同盟や国際秩序についても視点を広げ、論考を執筆する機会が増えています。

みなさんのご関心と合致するところはあったでしょうか？ この文章がみなさんにとって、多少なりとも、より望ましい進学の手引きとなっていれば望外の喜びです。私とのコンタクトを希望される場合は、上記の問い合わせフォームからご連絡ください。

◆主な論文・著書

- 「ジャパン・ハンズー変容する日米関係と米政権日本専門家の視線、1965-68 年」『思想』1017 号（2009 年）。
- 「ベトナム戦争をめぐる米比関係—非対称同盟と『力のパラドックス』」『国際政治』第 188 号（2017 年 4 月）。
- 「秩序と同盟—アメリカの『リベラルな国際秩序』戦略」『国際安全保障』第 45 巻第 4 号、2018 年。
- “Japan’s Quest for a Rules-based International Order: The Japan-U.S. alliance and the decline of U.S. liberal hegemony. Contemporary Politics,” *Contemporary Politics*, Vol. 26, No. 4 (2020): 384-401. <https://doi.org/10.1080/13569775.2020.1777041>
- 『帝国アメリカがゆずるとき—譲歩と圧力の非対称同盟』岩波書店（2024）。

◆主な担当科目

研究倫理・研究方法論（政治学）、国際政治学特講1（B）、国際政治学演習1（B）、国際政治学特講2（B）、国際政治学演習2（B）、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1（国際政治学）、特殊研究2（国際政治学）、特殊研究3（国際政治学）、特殊研究4（国際政治学）

◆メッセージ

国際政治学における研究には、専門の知識のみならず、幅広い分野に対する興味と知見が不可欠です。また日本語、英語、さらに各自の専門分野に関連する言語の十分な運用能力を習得していることが、大学院で研鑽を積むためには必要となります。またテーマとしても、適切に情報が確保できる時代とテーマを選ばなければなりません。大学院進学にあつては研究計画も重要です。とりわけ学部生の方は、所属大学の先生に研究計画についてよく相談してみることを強くおすすめします。みなさんと共に、多様な視点から研究に取り組めることを、楽しみにしています。



なかきた こうじ
中北 浩爾 / NAKAKITA Koji 教授

〉 専門分野

日本政治外交史、現代日本政治論

〉 研究キーワード

日本政治、日本現代史、政党システム、政党組織、労働政治、日米関係

〉 最終学歴・学位・取得大学

東京大学大学院法学政治学研究科博士課程中途退学、博士（法学）（東京大学）

〉 問い合わせ先

knakakita254●g.chuo-u.ac.jp

〉 リンク

[研究者情報データベース](#)

◆ 研究内容の紹介

日本政治外交史から研究生活をスタートしました。最初は占領期の日本社会党を研究し、続いて 1955 年体制を内政・外交の両面から包括的に分析する本を出版しました。その後、イギリスとアメリカでの在外研究の成果として、戦後日本の労働政治を国際関係史の視点から実証的に解明する書籍をまとめました。

ここ 10 年あまりは、現代日本政治の分析に力を入れています。具体的には、自由民主党（自民党）、民主党、日本共産党などを政党組織論などの視角から研究するとともに、連合政権に関する近年の理論的な動向を踏まえて、自公政権の安定性の理由を明らかにしました。大きくいえば、政党を基軸とする民主主義（デモクラシー）の変容がテーマです。労働組合をめぐる政治、日米関係を中心とする日本外交にも関心があります。

もちろん、歴史研究も続けています。上記の現代日本政治の分析は、現在に至る歴史を含むものあり、そこに私の分析の独自性があると考えています。目下の課題は、戦後日本政治史のテキストを執筆することです。また、中学校や高校で使用されている歴史教科書（東京書籍）の執筆にも携わっています。

◆ 主な論文・著書

- 『日本共産党―「革命」を夢見た 100 年』中公新書、2022 年。
- *The Liberal Democratic Party of Japan: The Realities of 'Power'*, Routledge, 2020.
- 『自公政権とは何か―「連立」にみる強さの正体』ちくま新書、2019 年。
- 『自民党―「一強」の実像』中公新書、2017 年（中国語版、刊行予定）。
- 『自民党政治の変容』NHK ブックス、2014 年。
- 『現代日本の政党デモクラシー』岩波新書、2012 年。
- 『日本労働政治の国際関係史 1945～1964―社会民主主義という選択肢』岩波書店、2008 年（韓国語版、2017 年）。
- 『一九五五年体制の成立』東京大学出版会、2002 年。
- 『経済復興と戦後政治―日本社会党 1945-1951 年』東京大学出版会、1998 年。

◆ 主な担当科目

研究倫理・研究方法論（政治学）、専門導入 B（日本の政治・行政―留学生のための導入）、政治史特講 1（B）、政治史演習 1（B）、政治史特講 2（B）、政治史演習 2（B）、研究指導論、研究報告論 1、研究報告論 2、特殊研究 1（政治史）、特殊研究 2（政治史）、特殊研究 3（政治史）、特殊研究 4（政治史）、特殊演習（政治学系）

◆ メッセージ

学部学生にとって学ぶということは、既知の知識を習得し、運用できるようになることです。それに対して、大学院で学ぶということは、新たな知の生産者になることです。それは楽しくもあり、苦しくもありの繰り返しです。ただ、一つだけ言えることは、とてもやりがいがあるということです。



なかじま やす よ

中島 康予 / NAKAJIMA Yasuyo 教授

＞ 専門分野

政治学・比較政治学

＞ 研究キーワード

制度論、アイディア、フランス政治

＞ 最終学歴・学位・取得大学

中央大学大学院法学研究科博士課程後期課程政治学専攻単位取得退学

＞ 問い合わせ先

ynakajima001c@chuo-u.ac.jp

＞ リンク

[研究者情報データベース](#)

◆ 研究内容の紹介

日本国憲法前文は、「主権は国民に存すると宣言」しています。そして「国政が、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する」と述べています。通常、国民自身がその権力を直接行使するのではなく、「正当に選挙された代表者」を通して行使することをはっきりとさせるとともに、代表者は、国民の信託に応える責任を負っているとしているわけです。代表者をどのように選ぶのか、代表者が信託に応えないとき、どのようにして責任をとるのか、とらせるのか、そのあり方は、さまざまなルールによって定められています。このルールの束を「制度」と名付けておきます。制度は国や地域、時代・時期によって異なります。

さて、希望する政策は何かを質問した最近の世論調査では、コロナ対策を筆頭に、年金・医療・介護、景気回復、子育て・少子化対策、安全保障など、人びとの暮らしや生命にかかわる政策が上位に並びます。ジェンダー平等を推進する日本の取り組みが非常に遅れているという事実を否定することはできませんし、「Z世代」と呼ばれる若い人たちが地球環境問題の解決が喫緊の課題であると声を上げています。課題が山積しているのに、代表者が課題解決のために迅速にアクションをおこし、私たちの信託に応えようとしていないのはなぜなのか？この問いについて、制度のあり方と政治にかかわる人びとの考えや行いと関係という観点から答をみつけるのが私の研究テーマです。

私が研究の対象にしているのはフランスです。フランスは、近代日本の国の形をつくろうとするとときに、参考にされた国の一つです。今日、フランスも日本も、似たような課題に向き合っています。けれども、フランスは大統領と首相が権力を分けあっている「半大統領制」という制度を採用しているのに対し、日本は議院内閣制で、制度の違いもあります。各国の制度と人びとの関係のあり方が、望ましい政策の成否を左右することを論証することを研究ではめざしています。その論証にあたって、現状の認識や政策の望ましさについて、人びとが何をどのように語り、訴えるのかに着目することが鍵を握っていると考えています。

日本でもフランスでも、政治や政治家・官僚に対する不信が広がっていることは、選挙の棄権や白票が増えていることから明らかです。信託にできていない代表者ではなく、応えてくれそうな新しい代表者を選ぼうとするのは、民主主義と国民主権を基礎にしている政治において健全なことです。他方、既成政治家への不信をバネに行われる選挙や政治を「ポピュリズム」とであると批判することもあります。アメリカで選挙が正当に行われていないと信じる人びとが暴力に訴えたことは記憶に新しいところです。このような事態を招かないような政治のあり方を、研究を通して探究することの意義は小さくないと思います。

◆ 主な論文・著書

- 「不安に覆われた政治のなかで交差するアクター——フランスの『黄色いベスト運動』に関する調査を手がかりに——」『法学新報』128 巻 11・12 号、2022 年。
- 「選挙の同期化による『コアビタシオン』回避と第五共和制——半大統領制とデモクラシー」（中島康予（編）『暴力・国家・ジェンダー』所収）中央大学出版部、2019 年。
- 「投票デモクラシーとポピュリズム」中央大学社会科学研究所シンポジウム「ジェンダー・暴力・デモクラシー」報告書（中央大学社会科学研究所）2018 年。

◆ 主な担当科目

政治学特講1(A), 政治学演習1(A), 政治学特講2(A), 政治学演習2(A), 研究指導論, 研究報告論1, 研究報告論2, 特殊研究1(政治学), 特殊研究2(政治学), 特殊研究3(政治学), 特殊研究4(政治学), 特殊演習(政治学系)

◆ メッセージ

大学院で研究・探究する楽しみは、立ち止まって疑い、皮相な事実から距離をとり、熟考を重ね、断定することに慎重である、そのような所作を身につけるところにあるかもしれません。



みやぎ たいぞう
宮城 大蔵／MIYAGI Taizo 教授

〉専門分野

国際政治史、日本外交

〉研究キーワード

国際政治史、アジア、日本

〉最終学歴・学位・取得大学

博士（法学）、一橋大学

〉問い合わせ先

tmiyagi192●g.chuo-u.ac.jp

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

第二次世界大戦終結から現在に至るまでの日本とアジアを取り巻く国際政治が主な関心分野です。世界を見わたしても、戦後アジアほど、巨大な変化を遂げた地域は他にはありません。1950年代、60年代のアジアは、貧困と停滞、終わりの見えない戦争と紛争で覆われた地域でした。その中で唯一、日本だけが「経済大国」「平和国家」として先進国への道を歩みました。

しかし、1970年代以降のアジアは、経済成長によって特徴づけられる地域へと変貌し、21世紀においては世界の経済成長センターとなっています。中国の経済規模はいまや日本の4倍、一人当たりの所得で韓国や台湾が近々、日本を追い抜くと見られています。他方でアジアは、朝鮮半島（韓国・北朝鮮）や台湾海峡（中国・台湾）をめぐる安全保障上の緊張状態も抱えています。日本と近隣アジア諸国との関係も、領土問題や歴史認識問題をめぐって、なかなか安定しません。これからの日本は日米同盟を基軸としつつも、アジアとどう向き合うかが最重要課題だといっても過言ではありません。日本を含むアジアのこれまでと今後を考えたいと思います。

また、日本やアジア太平洋地域のさまざまな「ひずみ」が顕著に立ち現れる地域として沖縄にも強い関心を持っています。アジアの国際情勢が安定しているときは、沖縄は魅力ある国際的リゾートとして、アジア各地から大勢の観光客が押し寄せます。一方で軍事的な問題が顕在化すれば、在日米軍基地の7割を抱える沖縄は、強い緊張にさらされます。対外関係や国際政治を多層的に捉えるうえでも、政府をはじめとする中央の論理だけでなく、沖縄のような地域に着目するのは重要なことだと言えるでしょう。

◆主な論文・著書

- 『平成の宰相たち』（編著）、ミネルヴァ書房、2021年
- 『国際協力の戦後史』（共編著）、東洋経済新報社、2020年
- 『現代日本外交史』中公新書、2016年
- 『戦後日本のアジア外交』ミネルヴァ書房、2015年

◆主な担当科目

研究倫理・研究方法論（政治学）、国際政治史特講1（B）、国際政治史演習1（B）、国際政治史特講2（B）、国際政治史演習2（B）、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1（国際政治史）、特殊研究2（国際政治史）、特殊研究3（国際政治史）、特殊研究4（国際政治史）、特殊演習（政治学系）

◆メッセージ

その時代、時代で一見、支配的な言説、ものの見方は、意外に短い期間で変転を繰り返すものです。米ソ冷戦終焉後の国際政治や日本の政治外交を見ても同様です。その時々時代の波に流され、左右されるだけの存在から脱して、主体的な発想を体得したいと思ったとき、歴史的視座はきわめて重要な手掛かり、拠り所となります。現状を中長期的な時間軸に位置づけて考えてみる、「歴史の中の現在」という観点を持ちたいものです。



みやもと たろう
宮本 太郎／MIYAMOTO Taro 教授

〉専門分野

福祉政治論、政治過程論

〉研究キーワード

福祉国家、生活保障、社会的包摂、福祉と雇用のまちづくり

〉最終学歴・学位・取得大学

中央大学大学院法学研究科博士後期課程政治学専攻（所定単位取得）博士（政治学）（中央大学）

〉問い合わせ先

tmiyamoto001q@g.chuo-u.ac.jp

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

社会保障と雇用の保障を併せて生活保障と言います。私たちの生活は、私たちが働き続けることができ、なんらかの事情で勤労所得を得ることが難しくなった時には、社会保障や福祉の制度で、所得を補ったり、また仕事に戻るための支援を得て成り立ちます。

生活保障は現代政治の中心的な争点です。政治のあり方で、生活保障のかたちは大きく変わります。また、生活保障の仕組みによって、私たちのライフサイクルも大きく異なってきます。

たとえば、現在の日本では、教育を終えて働き、定年で退職するというサイクルが一般的です。日本の生活保障は、現役世代は会社の年功賃金で家族を養っていくことが前提になっていたため、高齢世代の年金や医療にとくに力点が置かれてきました。

これに対して、若者の転職や学び直しの支援や多様な困難を抱えた人の社会参加へ支援が手厚いスウェーデンでは、一度働いてから大学に入ったり、あるいは一時期は仕事から離れて休息し、改めて働き始めるという場合も珍しくありません。

日本を一方通行型社会とすれば、スウェーデンは交差点型社会といつてよいでしょう。

スウェーデンのように生活保障が現役世代の支援に力を入れるところでは、若者も政治や政策に関心を強めるようになります。18歳から29歳までの国政選挙における投票率を比べると、スウェーデンの若者の投票率は日本の若者の投票率の倍くらいです。

ただしスウェーデンもすべてがうまくいっているわけではなく、これまでの生活保障のかたちをグローバル経済とAIの時代に合わせ刷新していく必要に迫られています。

こうしたなかで私の研究は、第一に、いかなる政治の違いがこうした生活保障の相違を生み出していくのかを検討することです。第二に、日本の地域社会を交差点型社会に近づけていくにはどうすればよいか、様々な事情を抱えた人々が地域社会に参加していく条件をいかに構築するかを考えることです。そして第三に、北欧においても旧来の制度の見直しが求められるなか、21世紀中盤にふさわしい新しい生活保障のかたちを構想することです。

◆主な論文・著書

- 『貧困・介護・育児の政治 ベーシックアセットの福祉国家へ』朝日新聞出版、2021年
- 『アンダークラス化する若者たち 生活保障をどう立て直すか』宮本太郎他編、明石書店、2021年
- 『共生保障 支え合いの戦略』岩波新書、2017年
- 『転げ落ちない社会 困窮と孤立を防ぐ制度戦略』宮本太郎編、勁草書房、2017年
- 『自助社会を終わらせる 新たな社会的包摂のための提言』宮本太郎編、岩波書店、2022年

◆主な担当科目

研究倫理・研究方法論（政治学）、政治学特講1（C）、政治学演習1（C）、政治学特講2（C）、政治学演習2（C）、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1（政治過程論）、特殊研究2（政治過程論）、特殊研究3（政治過程論）、特殊研究4（政治過程論）、特殊演習（政治学系）

◆メッセージ

研究指導の場ではともかく厳しくありたいと思っています。仕事全般について言えば、自信をもつことはむしろ＋となる場合が多いように思いますが、研究について言えば、根拠のない自信は明らかに命取りです。自分の研究を冷静に自己評価できて、なおかつそこに手応えややりがいを見出すことができることが大事です。



やまざき のぞむ

山崎 望 / YAMAZAKI Nozomu 教授

〉 専門分野

現代政治理論

〉 研究キーワード

民主主義、ナショナリズム、フェミニズム、グローバリゼーション

〉 最終学歴・学位・取得大学

東京大学大学院法学政治学研究科修士課程・法学修士（東京大学）

〉 問い合わせ先

nyamazaki376@g.chuo-u.ac.jp

〉 リンク

[研究者情報データベース](#)

◆ 研究内容の紹介

現代世界ではグローバル化が進み、空間的な距離を飛び越え、また瞬時に人々が結びつく社会になっています。しかし、同時に国内でも、国境を越える形でも、宗教や人種、民族、性の在り方をめぐる対立や分断が深まっています。ロシアとウクライナの戦争、イスラエルによるパレスチナ人の迫害や虐殺のみならず、アメリカと中国の対立も懸念されています。ポピュリズム政党の対立や格差社会の進展により、自由民主主義の国内でも対立や分断は激化しています。こうした世界において、いかにして多様な人々が共存する社会を作ることができるか、を研究しています。

その方法の一つとして、民主主義という仕組みに目を向けています。民主主義を「人々が自らの社会を自己統治していく過程」といったように幅広く捉え、多様な人々が相互に話し合って共存していくプロセスの可能性と限界を探っています。人々が自明と思っていたことを議論の中で問い返すことで、他の社会の在り方や生き方もあり得る、という点に民主主義の可能性を見えています。例えば、自分一人の問題と考えて苦しんでいたことが、一人の力では解決できない、「構造的」な人種差別問題や経済格差問題、性差別問題として捉えることで、社会全体で問題の解決に取り組み、新たな社会や生き方に開かれる可能性を探る事が可能かもしれません。

同時に、こうした民主主義の過程が、普段は当然と思われている様々な仕組み—例えば国際政治と国内政治の区分、公と私の区分など—によって、制約されていることにも注意を向けています。「民主主義が機能するのは国内だけである」「経済や家庭といった私的な領域では、民主主義は馴染まない」といった「常識」に対して、今ある形の民主主義とは違った形の民主主義を探り、あるいは民主主義がない所に、民主主義を根付かせていく可能性について考えていきます。

取り組む問題の対象は、ナショナリズム、レイシズム、資本主義（とりわけ新自由主義）、家父長制、異性愛秩序、社会的排除、政治体制、国際秩序と多岐にわたります。一人でこうしたことを成し遂げることは不可能なので、隣接分野（例えば政治思想、比較政治学、国際政治学、社会学、哲学など）の知見に学びつつ、時に専門を異にする様々な分野の人々と交流を重ねたり共同研究をしていくことで、新たな形の社会や人々の生き方を創造していく民主主義の在り方を探っています。

◆ 主な論文・著書

- 「右派ポピュリズムが問いかけるもの」『現代思想 特集排外主義の時代』12月号、青土社、2025年。
- 「資本主義／自由民主主義から、贈与社会 X / イソノミアへ？」『思想』No.1217、岩波書店 2025年。
- 「自由主義対権威主義？—『政治的なもの』あるいは民主主義の再生に向けて』『年報政治学』2023—II、2023年。
- 「自由民主主義と BLM／右派運動—ベンヤミンの暴力論の視座から』『民主主義に未来はあるのか？』法政大学出版局、2022年。
- 「コロナ危機は自由民主主義を変えたのか」『自助社会を終わらせる—新たな社会的包摂の提言』岩波書店、2022年。
- 「『成熟社会論』から『ケアの倫理とラディカルデモクラシー論の節合』へ—「新自由主義—権威主義」への対抗政治構想』『年報政治学』2019—II、2019年。
- 「二一世紀に自由民主主義体制は生き残れるか？—正統性の移行と再配置される暴力』『国際政治』194号、2018年

◆ 主な担当科目

研究倫理・研究方法論（政治学）、政治学特講1（B）、政治学演習1（B）、政治学特講2（B）、政治学演習2（B）、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1（政治学）、特殊研究2（政治学）、特殊研究3（政治学）、特殊研究4（政治学）、特殊演習（政治学系）

◆ メッセージ

現代社会は、今まで当たり前と思われてきた「常識」が揺らぎ、どのように「常識」が異なる人々と共存していくか、があらゆるレベルで問われる世界になっています。自分をはじめ、身近な範囲から世界の人々に至るまで、生活、働き方、家族の形、国の在り方、世俗と宗教、性の在り方といったことに対して、どのような考え方をもっているのか、を学びながら、人々が共存して生きていく技法を一緒に探っていきましょう。

民 事 法 専 攻				
氏名	身分	現職(所属)	専門分野	担当科目
笠井 修(かさい おさむ)	教授(法務)	中央大学法務研究科	民法、比較法、国際取引法	民法特講1(G)、民法特講2(G)
刑 事 法 専 攻				
氏名	身分	現職(所属)	専門分野	担当科目
佐伯 仁志(さえき ひとし)	教授(法務)	中央大学法務研究科	刑法	刑法特講1(D)、特殊講義(制裁論)
政 治 学 専 攻				
氏名	身分	現職(所属)	専門分野	担当科目
井関 正久(いぜき ただひさ)	教授(法学部)	中央大学法学部教授	ドイツ政治、社会運動研究	政治学特講1(D)、政治学特講2(D)
芝崎 祐典(しばさき ゆうすけ)	兼任講師	-	国際関係史	国際政治史特講1(A)、国際政治史演習1(A)、国際政治史特講2(A)、国際政治史演習2(A)
共 通 科 目				
氏名	身分	現職(所属)	専門分野	担当科目
阿部 雪子(あべ ゆきこ)	教授(商学部)	中央大学商学部教授	租税法、国際課税	総合特講(消費税法Ⅰ)
山上 淳一(やまかみ じゅんいち)	教授(商学部)	中央大学商学部教授	租税法、税務執行	総合特講(所得税法Ⅰ)
伊 智 鉦(イ チ ヒョン)	教授(文学部)	中央大学文学部教授	応用言語学、日本語教育学	アカデミック・ライティング(アカデミック・ライティングの方法と実践)、リサーチ・リテラシー
堤 和通(つづみ かずみち)	教授(総合政策)	中央大学総合政策学部教授	刑事法	特殊講義(Comparative Criminal Law and Criminal Procedure)(A)
宮下 紘(みやした ひろし)	教授(総合政策)	中央大学総合政策学部教授	憲法、比較憲法、情報法	特殊講義(Comparative Constitutional Law)
森 健良(もり たけお)	特任教授(法学)	中央大学法学部特任教授	国際政治、外交	国際政治、外交
鈴木 優(すずき まさる)	特任教授(法務)	中央大学法務研究科特任教授	比較憲法	特殊講義(Comparative Constitutional Law)
阿部 純子(あべ じゅんこ)	准教授(法学)	中央大学法学部准教授	英米法、憲法	特殊講義(Human Rights Problems in Japan)
AYCOCK, Brian(アイコック ブライアン)	准教授(法学)	中央大学法学部准教授	International law, climate change, refugees, environment, human rights	特殊講義(Law and Society 1)、特殊講義(Law and Society 2)
三明 翔(みあけ しょう)	准教授(法学部)	中央大学法学部准教授	刑事訴訟法	特殊講義(Comparative Criminal Law and Criminal Procedure)(A)
カル 祥子(りきまる さちこ)	准教授(法学部)	中央大学法学部准教授	民法、日仏比較家族法	外国語文献講読(法学・フランス語)、特殊講義(Introduction to Japanese Law)(A)
GRIFFITHS, David Haldane(グリフィス デイヴィッド ハルディン)	兼任講師(総合政策)	中央大学法学部非常勤講師	比較憲法	特殊講義(Comparative Constitutional Law 2)、特殊講義(Comparative Constitutional Law 2)、特殊講義(Human Rights Law 1)、特殊講義(Human Rights Law 1)
今福 章二(いまふく しょうじ)	兼任講師	中央大学法科大学院客員教授	更生保護 刑事政策	特殊講義(犯罪者の更生と再犯防止)
飯田 穂(いいた みのる)	兼任講師	亜細亜大学法学部教授	憲法学	公法特殊研究1(A)、公法特殊研究2(A)
岩田 太(いわた ふとし)	兼任講師	神奈川大学法学部教授	英米法・比較法、医療と法、	特殊講義(生命倫理と法)、特殊講義(生命倫理と法)
WOLFF, Leon(ウルフ レオン)	兼任講師	一橋大学法学研究科教授	法社会学、グローバルビジネス法	特殊講義(Comparative Labour and Employment Law)、特殊講義(Doing Business in Japan: Advising Clients on Legal Strategy)、特殊講義(Debates in Japanese Law)、特殊講義(Comparative Corporate Governance)
ORTOLANI, Andrea(オルタニ アントレア)	兼任講師	筑波大学人文社会系准教授	比較法、日本法	特殊講義(Foundations of Japanese law)
兼頭 ゆみ子(かねとう ゆみこ)	兼任講師	中央大学法学部兼任講師	国際環境法、EU環境法	特殊講義(International Law From Japanese Perspectives)
川澄 真樹(かわすみ まさき)	兼任講師	琉球大学法務研究科准教授	刑事法学	特殊講義(Comparative Criminal Law and Criminal Procedure)(A)
木内 秀行(きうち ひでゆき)	兼任講師	カシオ計算機株式会社法務部長	企業法務	特殊講義(Introduction to Japanese Law)(A)
櫻井 成一朗(さくらい せいいちろう)	兼任講師	明治学院大学法学部教授	法情報学、人工知能	特殊講義(法情報学①)、特殊講義(法情報学②)
佐々木 亮(ささき りょう)	兼任講師	聖心女子大学現代教養学部准教授	国際法、国際人権法・教育法	特殊講義(International Law From Japanese Perspectives)
菅原 英雄(すがはら ひでお)	兼任講師	税理士 菅原経理事務所	租税法 税務会計	総合特講(法人税法Ⅰ)、総合特講(法人税法Ⅱ)
竹内 明里(たけうち あかり)	兼任講師	崇城大学総合教育センター教授	国際法	特殊講義(International Law From Japanese Perspectives)
竹内 雅俊(たけうち まさとし)	兼任講師	東洋学園大学グローバル・コミュニケーション学部教授	国際法 国際関係論	特殊講義(International Law From Japanese Perspectives)
中野 玲子(なかの れいこ)	兼任講師	中央大学文学研究科兼任講師	アカデミック・ライティング、日本語教育、多文化共生	アカデミック・ライティング(留学生のためのアカデミック・ライティングⅠ 基礎編)、アカデミック・ライティング(留学生のためのアカデミック・ライティングⅡ 実践編)
中村 良隆(なかむら よしたか)	兼任講師	大東文化大学非常勤講師	刑事法学	特殊講義(Comparative Criminal Law and Criminal Procedure)(A)
HENDERSON, Simon (ヘンダーソン サイモン)	兼任講師	Adjunct Lecturer, Chuo University	Human Rights, International Law, International Relations, and Public Policy	特殊講義(Human Rights in Asia)
宮園 久栄(みやぞの ひさえ)	兼任講師	東洋学園大学人間科学部特任教授	犯罪学・刑事政策・刑事司法とジェンダー	特殊講義(刑事政策)、特殊講義(犯罪学)
山岡 美樹(やまおか よしき)	兼任講師	山岡美樹税理士事務所	相続税法	総合特講(相続税法Ⅰ)
山田 美和(やまだ みわ)	兼任講師	日本貿易振興機構アジア経済研究所	ビジネスと人権	特殊講義(Business and Human Rights)



中央大学 大学院事務室

〒192-0393 東京都八王子市東中野742-1

TEL 042-674-2613

中央大学 大学院事務室 法学研究科分室（茗荷谷キャンパス）

〒112-8631 東京都文京区大塚1-4-1

TEL 03-5978-4143

▼中央大学 大学院

<https://www.chuo-u.ac.jp/academics/graduateschool/>



▼文系研究科 入試広報サイト

<https://sites.google.com/g.chuo-u.ac.jp/graduateschools-nyusikouhou/>



▼文系研究科 教員紹介サイト

<https://sites.google.com/g.chuo-u.ac.jp/gradbun-teachingstaff/>



▼文系研究科 公式Twitter (@CHUO_Graduate_S)

https://twitter.com/CHUO_Graduate_S



2026年10月発行